

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事

図 面 リ ス ト

図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
A-00	図面リスト	S-01	特記仕様書（構造関係・その1）	M-01	機械設備特記仕様書（1）
A-01	特記仕様書（その1）	S-02	特記仕様書（構造関係・その2）	M-02	機械設備特記仕様書（2）
A-02	特記仕様書（その2）	S-03	構造関係共通図（配筋標準図・その1）	M-03	空調設備平面図
A-03	特記仕様書（その3）	S-04	構造関係共通図（配筋標準図・その2）		
A-04	特記仕様書（その4）	S-05	構造関係共通図（配筋標準図・その3）		
A-05	特記仕様書（その5）	S-06	構造関係共通図（配筋標準図・その4）	E-01	電気設備特記仕様書
A-06	特記仕様書（その6）	S-07	木材在来軸組工法標準納図（1）	E-02	電気設備図
A-07	案内図 配置図	S-08	木材在来軸組工法標準納図（2）	E-03	電灯設備図
A-08	仕上表	S-09	基礎伏図・基礎詳細図	E-04	情報通信網設備平面図
A-09	平面図	S-10	伏図・軸組図		
A-10	立面図	S-11	木材軸組接合部標準図（金物工法）その1		
A-11	矩計図（1）	S-12	木材軸組接合部標準図（金物工法）その2		
A-12	矩計図（2）				
A-13	平面詳細図				
A-14	展開図				
A-15	建具表				
A-16	天井伏図				
A-17	仮設計画図				

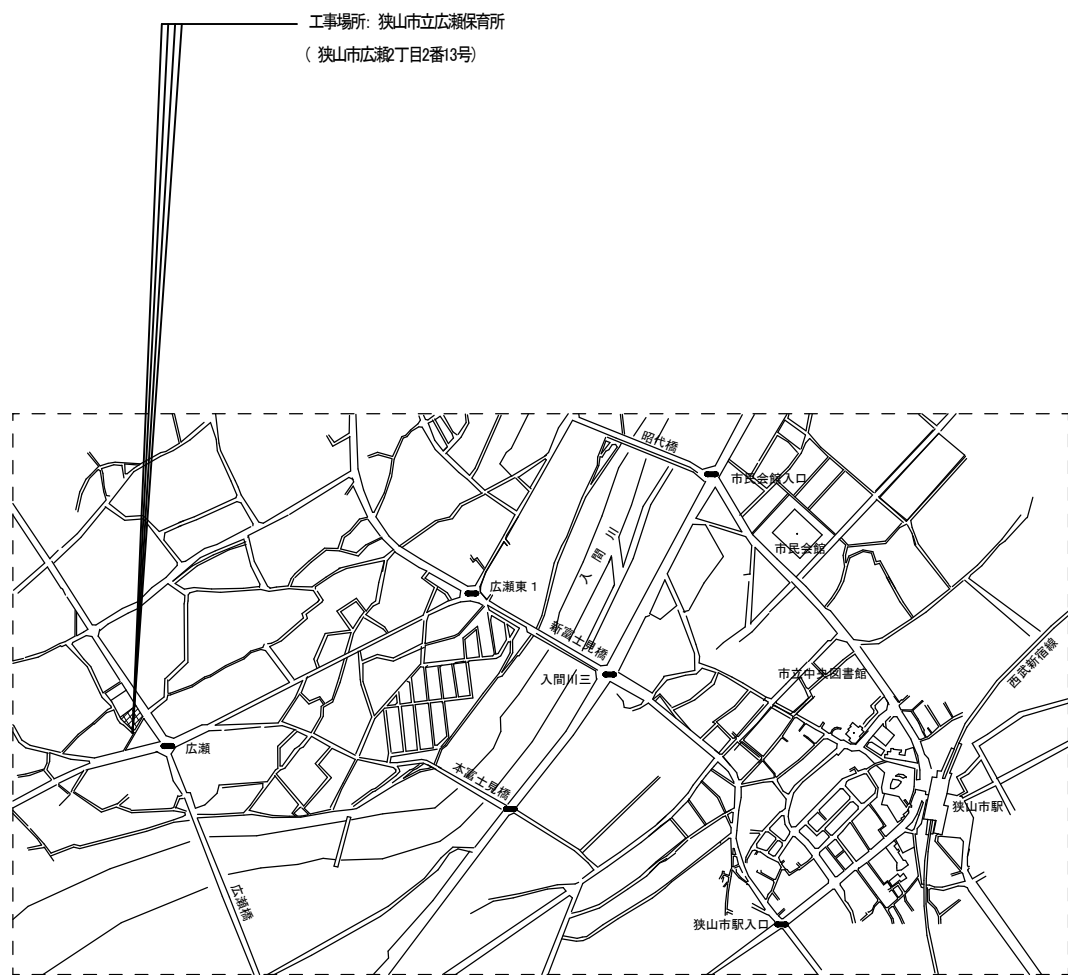


[illegible]

14 自閉式上吊り引戸装置	性能 ※標準仕様書表16.10.1による ・ 手動開き力 () ・ 手動閉じ力 () ・ 閉じ速度の調整 () ・ 制動区間 () ・ 開閉繰返し () ・ 耐衝撃性 () シャッターの種類 ・ 管理用シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター 外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度 () pa 開閉方式の種類 ※電動式 (手動併用) ・ 手動式 安全装置 急降下制動装置、急降下停止装置、障害物感知装置 (設置箇所 ・ 建具表による) 屋内用防火シャッター等しくは防煙シャッターの危害防止機構 (設置箇所 ・ 建具表による) 管理用シャッターのシャッターケース ※設ける ・ 設けない スラット及びシャッターケース用銅板 銅板の種類 ・ JIS G 3302 (溶融亜鉛めっき銅板及び銅帯) ・ JIS G 3312 (塗装溶融亜鉛めっき銅板及び銅帯) めっき付着量 ※Z12又はZ12 ガイドレール、めぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスウィッチボックス類のふたの材質 ステンレス銅板 ※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1	17 カーテンウォール工事	1 取付方法、性能等 取付け形態による分類 ・ 層間方式 ・ 柱・梁方式 ・ 方立方式 ・ スパンドレル方式 ・ 水密性 気密性 遮音性 断熱性 耐火性能 耐温度差性 (℃) 耐火性能 ・ 30分 ・ 80 ・ 1時間 ・ 70 ・ 60 耐風圧性 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法 主要部材の耐風圧性能 (ガラスを除く) 支点間距離(h) 耐風圧性能 4m以下 たわみ量が±(1/150)×h かつ絶対量20mm以下であること 4mを超える ・ 性能の確認方法及び判定方法 ※性能の確認及び判定方法が確認できる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける 金属系材料の種類 (17.2.2、3、5、6) アルミニウム材 ・ 鋼材 ・ ステンレス鋼材 シーリング材の種類 (目地等) 種類及び寸法等 ※図示による ガラスの取付け材料 ・ シーリング 種類 (・SR-2 ・SR-1) ・ 構造ガスケット 形状、寸法等 ・ 図示 ・ 断熱材 図 種類及び範囲 ※図示による 形状及び仕上げ 製品の寸法許容差 ※標準仕様書表17.2.1による 見え掛り部の仕上げ (アルミニウム材の場合) 規格等 ※標準仕様書16.2.3による 種類 ・ 標準色 ・ 特注色 (鋼材及びステンレス鋼材の場合) ガラス溝の寸法、形状 ※カーテンウォールの製造所の仕様 取付け 躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差 鉛直方向 ※±10mm 水平方向 ※±25mm カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差 目地の幅 ※±3mm 目地の心の通り ※0～2mm 目地両側の段差 ※0～2mm 各階の基準量から各部材までの距離 ※±3mm 耐火処理 適用部位、材料等 ※図示による ガラスの取付け材料 ガラスの取付け材料がシーリングの場合のガラスの支持方法 ※4辺支持 ・ 材料 コンクリート 種類 (・普通コンクリート ・ 軽量コンクリート1種 ・) 品質 設計基準強度 (Fc) ※30N/mm ² スランプ ※12cm 気乾単位容積質量 ・ 普通コンクリートの場合 2.1t/m ³ を超え2.5t/m ³ 以下 ・ 軽量コンクリートの場合 1.8t/m ³ ～ 2.1t/m ³ 単位水量の最大値 ※185kg/m ³ 鉄筋 種類記号 ※SD295 補強鉄線の径 (mm) ・ 3.2 ・ 4.0 ・ 5.0 ・ 6.0 径目寸法 シーリング材の種類 (目地等) 種類及び寸法等 ※図示による ガラスの取付け材料 ・ 構造ガスケット 形状、寸法等 ・ 図示 ・ 耐火処理 適用部位、材料等 ※図示による 断熱材 図 種類 () 種類及び範囲 ※図示による 先付けの材料 ・ 表面仕上材 ・ 石材 (・花こう岩 ・ 大理石 ・) ・ 建具枠 ・ ゴンドラ用ガイドレール 形状及び仕上げ 製品に見え掛り部の寸法許容差 辺長 ※±3mm ・ ねじれ、そり ※0～5mm 対角線長の差 ※0～5mm ・ 曲がり ※0～3mm 板厚 ※±2mm ・ 面の凹凸 ※0～3mm 開口部内法寸法 ※±2mm ・ 先付け金物の位置 ※0～5mm PCカーテンウォールの仕上げ 構造ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差 ※ 図示による 製作 PC版の配筋 ※図示による 取付け 躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差 鉛直方向 ※±10mm 水平方向 ※±25mm カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差 目地の幅 ※±5mm 目地の心の通り ※0～3mm 目地両側の段差 ※0～4mm 各階の基準量から各部材までの距離 ※±5mm ガラスの取付け方法 ・ ガラスの取付け材が構造用ガスケットで複層ガラス等を使用する場合は排水機能の設置及びガラスの封着処理の強化を行う	3 錆止め塗料塗り ④ 塗装 塗装 種類 塗料の種類 ・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 木部屋外 ※A種 ・ B種 木部屋内 ・ A種 ※B種 鉄鋼面 ・ A種 ※B種 亜鉛めっき鋼面 ― ・ クリヤラッカー塗り (CL) ・ A種 ※B種 ・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・ A種 ※B種 ※耐候性塗料塗り (DP) 鉄鋼面 ― 上塗り塗料の等級 () 級 亜鉛めっき鋼面 ― 上塗り塗料の等級 () 級 コンクリート面及び押出成形の板面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ つや有合成樹脂エポキシペイント塗り (EP-G) コンクリート面、鉄鋼面、せっこうボード面、せっこうボード面、その他ボード面等 ・ A種 ※B種 ・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP) ・ A種 ※B種 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ・ A種 ※B種 ・ スティン塗り ・ ビン・パルツァン塗り ・ オイル化塗り (OS) ― ・ 木材保護塗料塗り (WP) ・ A種 ※B種 屋上、屋根面の金属面に塗装する場合の塗料は高日射反射率塗装 図 とする。 クリヤラッカー塗り、合成樹脂系非水分散形塗料の適用 ・ 適用しない ・ 適用する (着色剤 ・ 溶剤系着色剤 ・ 油性染料系着色剤) ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用 ・ 適用する ・ 適用しない オイルステン塗りの工程等 ※製造所の仕様による	9 合成樹脂脂床 10 フローリング張り 11 畳敷き ⑫ せっこうボード、その他のボード及び合板張り	・ タイルカーペット バイル形状 種 別 施工箇所 寸法 (mm) 総厚さ (mm) 備考 ※ループバイル ※第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 ・ カットバイル ・ 第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 ・ カット、ループ併用 ・ 第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ タイルカーペットの敷き方 平床 ※市松敷き ・ 模様流し ・ 階段部分 ※模様流し ・ 市松敷き 見切り、押え金物 ・ 材質、種類、形状等 ※図示 ・ 塗床材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (19.4.2、3) (表19.4.4～8) 種 別 施工箇所 工法 仕上りの種類 ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ※平滑仕上げ ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ・ 薄膜流しのべ工法 ・ 平滑仕上げ ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ・ 厚膜流しのべ工法 ・ 防滑仕上げ ・ 薄膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ※製造所の指定による 工程 塗布量 (kg/m ²) ※0.25kg/m ² 以上 表面仕上げ ※平滑 ・ 防滑 溶剤 ※水性 ・ 溶剤系 ・ 無溶剤系 仕上り色 ※標準色 フローリングのホルムアルデヒド放散量等 (19.5.2～5) (表19.5.1～6) ※標準仕様書19.5.2(2)による 各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ 単層フローリング ・ フローリングボード1等 工法 ・ 釘止め工法 (・根太張り ・ 直張り) ・ 接着工法 樹種 ※なら 厚さ、大きさ ※標準仕様書表19.5.1、3による 仕上塗装 ・ 塗装品 ・ 無塗装品 間伐材等の適用 ・ しない ・ フローリングブロック1等 工法 ※接着工法 樹種 ※なら 厚さ、大きさ ※標準仕様書 表19.5.1による 仕上塗装 ・ 塗装品 ・ 無塗装品 間伐材等の適用 ・ しない 接着工法の場合の不陸緩和材 ※合成樹脂発泡シート ・ 現場塗装仕上げ ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・ オイルスティンの上、ワックス塗り ・ 生地のままワックス塗り (19.6.2) (表19.6.1) 種 別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 (種床：・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N) 下地の種類 ・ 標準仕様書表12.6.1による床組 ・ ボリスチレンフォーム床下地 (ノンフロン 図) 畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、 発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 衝撃緩和型畳 (畳表：・G1 ・G2) MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (19.7.2、3) (表19.7.1) ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 合板のホルムアルデヒド放散量 ※標準仕様書 19.7.2(2) (4)の(a)～(d)のいずれか 木質系セメント板 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 ・ 硬質毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 中質毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 普通毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ 木片セメント板 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 ・ 硬質木片セメント板 図 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・ ・ 普通木片セメント板 図 ・ 30 ・ 繊維強化セメント板 ・ けい酸カルシウム板 普通ボード 0.8FK 4172 (無石綿) ・ 6 ・ 8 ・ 化粧けい酸カルシウム板 普通ボード 0.8FK 4172 (無石綿) ・ 6 ・ 8 ・ フレキブルボード 表面への化粧張り等の加工 ・ 7171樹脂系塗付 火山性ガラス質複層板 ・ 火山性ガラス質複層板 ・ 図示による 繊維板 ハードボード (素地) ・ 素地ハードボード (・未研磨板 (RN) 〇研磨板 (RS)) スタンダードボード (無処理) 内装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 テンバードボード (処理) ・ 素地ハードボード (・未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 外装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 ・ ミディアム密度ファイバーボード (MDF) 図 ・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12 ・ ・ インシュレーションボード 図 A級 (・天井仕上 ・ 内装仕上 ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18 パーティクルボード ・ 単板張りパーティクルボード 図 ・ 無研磨板 VN ・ 研磨板 VS ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 化粧パーティクルボード 図 ・ 単板ハードボード (・ 12 (難燃) ・ ・ 塗装 DC ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) 〇化粧メラミンボード 厚3mm (厚12mm耐水合板下地)
15 重量シャッター			3 錆止め塗料塗り ④ 塗装 塗装 種類 塗料の種類 ・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 木部屋外 ※A種 ・ B種 木部屋内 ・ A種 ※B種 鉄鋼面 ・ A種 ※B種 亜鉛めっき鋼面 ― ・ クリヤラッカー塗り (CL) ・ A種 ※B種 ・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・ A種 ※B種 ※耐候性塗料塗り (DP) 鉄鋼面 ― 上塗り塗料の等級 () 級 亜鉛めっき鋼面 ― 上塗り塗料の等級 () 級 コンクリート面及び押出成形の板面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ つや有合成樹脂エポキシペイント塗り (EP-G) コンクリート面、鉄鋼面、せっこうボード面、せっこうボード面、その他ボード面等 ・ A種 ※B種 ・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP) ・ A種 ※B種 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ・ A種 ※B種 ・ スティン塗り ・ ビン・パルツァン塗り ・ オイル化塗り (OS) ― ・ 木材保護塗料塗り (WP) ・ A種 ※B種 屋上、屋根面の金属面に塗装する場合の塗料は高日射反射率塗装 図 とする。 クリヤラッカー塗り、合成樹脂系非水分散形塗料の適用 ・ 適用しない ・ 適用する (着色剤 ・ 溶剤系着色剤 ・ 油性染料系着色剤) ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用 ・ 適用する ・ 適用しない オイルステン塗りの工程等 ※製造所の仕様による	9 合成樹脂脂床 10 フローリング張り 11 畳敷き ⑫ せっこうボード、その他のボード及び合板張り	・ タイルカーペット バイル形状 種 別 施工箇所 寸法 (mm) 総厚さ (mm) 備考 ※ループバイル ※第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 ・ カットバイル ・ 第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 ・ カット、ループ併用 ・ 第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ タイルカーペットの敷き方 平床 ※市松敷き ・ 模様流し ・ 階段部分 ※模様流し ・ 市松敷き 見切り、押え金物 ・ 材質、種類、形状等 ※図示 ・ 塗床材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (19.4.2、3) (表19.4.4～8) 種 別 施工箇所 工法 仕上りの種類 ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ※平滑仕上げ ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ・ 薄膜流しのべ工法 ・ 平滑仕上げ ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ・ 厚膜流しのべ工法 ・ 防滑仕上げ ・ 薄膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ※製造所の指定による 工程 塗布量 (kg/m ²) ※0.25kg/m ² 以上 表面仕上げ ※平滑 ・ 防滑 溶剤 ※水性 ・ 溶剤系 ・ 無溶剤系 仕上り色 ※標準色 フローリングのホルムアルデヒド放散量等 (19.5.2～5) (表19.5.1～6) ※標準仕様書19.5.2(2)による 各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ 単層フローリング ・ フローリングボード1等 工法 ・ 釘止め工法 (・根太張り ・ 直張り) ・ 接着工法 樹種 ※なら 厚さ、大きさ ※標準仕様書表19.5.1、3による 仕上塗装 ・ 塗装品 ・ 無塗装品 間伐材等の適用 ・ しない ・ フローリングブロック1等 工法 ※接着工法 樹種 ※なら 厚さ、大きさ ※標準仕様書 表19.5.1による 仕上塗装 ・ 塗装品 ・ 無塗装品 間伐材等の適用 ・ しない 接着工法の場合の不陸緩和材 ※合成樹脂発泡シート ・ 現場塗装仕上げ ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・ オイルスティンの上、ワックス塗り ・ 生地のままワックス塗り (19.6.2) (表19.6.1) 種 別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 (種床：・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N) 下地の種類 ・ 標準仕様書表12.6.1による床組 ・ ボリスチレンフォーム床下地 (ノンフロン 図) 畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、 発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 衝撃緩和型畳 (畳表：・G1 ・G2) MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (19.7.2、3) (表19.7.1) ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 合板のホルムアルデヒド放散量 ※標準仕様書 19.7.2(2) (4)の(a)～(d)のいずれか 木質系セメント板 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 ・ 硬質毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 中質毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 普通毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ 木片セメント板 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 ・ 硬質木片セメント板 図 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・ ・ 普通木片セメント板 図 ・ 30 ・ 繊維強化セメント板 ・ けい酸カルシウム板 普通ボード 0.8FK 4172 (無石綿) ・ 6 ・ 8 ・ 化粧けい酸カルシウム板 普通ボード 0.8FK 4172 (無石綿) ・ 6 ・ 8 ・ フレキブルボード 表面への化粧張り等の加工 ・ 7171樹脂系塗付 火山性ガラス質複層板 ・ 火山性ガラス質複層板 ・ 図示による 繊維板 ハードボード (素地) ・ 素地ハードボード (・未研磨板 (RN) 〇研磨板 (RS)) スタンダードボード (無処理) 内装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 テンバードボード (処理) ・ 素地ハードボード (・未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 外装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 ・ ミディアム密度ファイバーボード (MDF) 図 ・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12 ・ ・ インシュレーションボード 図 A級 (・天井仕上 ・ 内装仕上 ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18 パーティクルボード ・ 単板張りパーティクルボード 図 ・ 無研磨板 VN ・ 研磨板 VS ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 化粧パーティクルボード 図 ・ 単板ハードボード (・ 12 (難燃) ・ ・ 塗装 DC ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) 〇化粧メラミンボード 厚3mm (厚12mm耐水合板下地)	
16 軽量シャッター	14 自閉式上吊り引戸装置	18 塗装工事	3 錆止め塗料塗り ④ 塗装 塗装 種類 塗料の種類 ・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 木部屋外 ※A種 ・ B種 木部屋内 ・ A種 ※B種 鉄鋼面 ・ A種 ※B種 亜鉛めっき鋼面 ― ・ クリヤラッカー塗り (CL) ・ A種 ※B種 ・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・ A種 ※B種 ※耐候性塗料塗り (DP) 鉄鋼面 ― 上塗り塗料の等級 () 級 亜鉛めっき鋼面 ― 上塗り塗料の等級 () 級 コンクリート面及び押出成形の板面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ つや有合成樹脂エポキシペイント塗り (EP-G) コンクリート面、鉄鋼面、せっこうボード面、せっこうボード面、その他ボード面等 ・ A種 ※B種 ・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP) ・ A種 ※B種 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ・ A種 ※B種 ・ スティン塗り ・ ビン・パルツァン塗り ・ オイル化塗り (OS) ― ・ 木材保護塗料塗り (WP) ・ A種 ※B種 屋上、屋根面の金属面に塗装する場合の塗料は高日射反射率塗装 図 とする。 クリヤラッカー塗り、合成樹脂系非水分散形塗料の適用 ・ 適用しない ・ 適用する (着色剤 ・ 溶剤系着色剤 ・ 油性染料系着色剤) ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用 ・ 適用する ・ 適用しない オイルステン塗りの工程等 ※製造所の仕様による	9 合成樹脂脂床 10 フローリング張り 11 畳敷き ⑫ せっこうボード、その他のボード及び合板張り	・ タイルカーペット バイル形状 種 別 施工箇所 寸法 (mm) 総厚さ (mm) 備考 ※ループバイル ※第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 ・ カットバイル ・ 第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 ・ カット、ループ併用 ・ 第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ タイルカーペットの敷き方 平床 ※市松敷き ・ 模様流し ・ 階段部分 ※模様流し ・ 市松敷き 見切り、押え金物 ・ 材質、種類、形状等 ※図示 ・ 塗床材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (19.4.2、3) (表19.4.4～8) 種 別 施工箇所 工法 仕上りの種類 ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ※平滑仕上げ ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ・ 薄膜流しのべ工法 ・ 平滑仕上げ ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ・ 厚膜流しのべ工法 ・ 防滑仕上げ ・ 薄膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ※製造所の指定による 工程 塗布量 (kg/m ²) ※0.25kg/m ² 以上 表面仕上げ ※平滑 ・ 防滑 溶剤 ※水性 ・ 溶剤系 ・ 無溶剤系 仕上り色 ※標準色 フローリングのホルムアルデヒド放散量等 (19.5.2～5) (表19.5.1～6) ※標準仕様書19.5.2(2)による 各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ 単層フローリング ・ フローリングボード1等 工法 ・ 釘止め工法 (・根太張り ・ 直張り) ・ 接着工法 樹種 ※なら 厚さ、大きさ ※標準仕様書表19.5.1、3による 仕上塗装 ・ 塗装品 ・ 無塗装品 間伐材等の適用 ・ しない ・ フローリングブロック1等 工法 ※接着工法 樹種 ※なら 厚さ、大きさ ※標準仕様書 表19.5.1による 仕上塗装 ・ 塗装品 ・ 無塗装品 間伐材等の適用 ・ しない 接着工法の場合の不陸緩和材 ※合成樹脂発泡シート ・ 現場塗装仕上げ ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・ オイルスティンの上、ワックス塗り ・ 生地のままワックス塗り (19.6.2) (表19.6.1) 種 別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 (種床：・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N) 下地の種類 ・ 標準仕様書表12.6.1による床組 ・ ボリスチレンフォーム床下地 (ノンフロン 図) 畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、 発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 衝撃緩和型畳 (畳表：・G1 ・G2) MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (19.7.2、3) (表19.7.1) ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 合板のホルムアルデヒド放散量 ※標準仕様書 19.7.2(2) (4)の(a)～(d)のいずれか 木質系セメント板 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 ・ 硬質毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 中質毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 普通毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ 木片セメント板 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 ・ 硬質木片セメント板 図 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・ ・ 普通木片セメント板 図 ・ 30 ・ 繊維強化セメント板 ・ けい酸カルシウム板 普通ボード 0.8FK 4172 (無石綿) ・ 6 ・ 8 ・ 化粧けい酸カルシウム板 普通ボード 0.8FK 4172 (無石綿) ・ 6 ・ 8 ・ フレキブルボード 表面への化粧張り等の加工 ・ 7171樹脂系塗付 火山性ガラス質複層板 ・ 火山性ガラス質複層板 ・ 図示による 繊維板 ハードボード (素地) ・ 素地ハードボード (・未研磨板 (RN) 〇研磨板 (RS)) スタンダードボード (無処理) 内装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 テンバードボード (処理) ・ 素地ハードボード (・未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 外装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 ・ ミディアム密度ファイバーボード (MDF) 図 ・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12 ・ ・ インシュレーションボード 図 A級 (・天井仕上 ・ 内装仕上 ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18 パーティクルボード ・ 単板張りパーティクルボード 図 ・ 無研磨板 VN ・ 研磨板 VS ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 化粧パーティクルボード 図 ・ 単板ハードボード (・ 12 (難燃) ・ ・ 塗装 DC ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) 〇化粧メラミンボード 厚3mm (厚12mm耐水合板下地)	
17 カーテンウォール工事	15 重量シャッター	19 ガラスブロック積み	3 錆止め塗料塗り ④ 塗装 塗装 種類 塗料の種類 ・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 木部屋外 ※A種 ・ B種 木部屋内 ・ A種 ※B種 鉄鋼面 ・ A種 ※B種 亜鉛めっき鋼面 ― ・ クリヤラッカー塗り (CL) ・ A種 ※B種 ・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・ A種 ※B種 ※耐候性塗料塗り (DP) 鉄鋼面 ― 上塗り塗料の等級 () 級 亜鉛めっき鋼面 ― 上塗り塗料の等級 () 級 コンクリート面及び押出成形の板面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ つや有合成樹脂エポキシペイント塗り (EP-G) コンクリート面、鉄鋼面、せっこうボード面、せっこうボード面、その他ボード面等 ・ A種 ※B種 ・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP) ・ A種 ※B種 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ・ A種 ※B種 ・ スティン塗り ・ ビン・パルツァン塗り ・ オイル化塗り (OS) ― ・ 木材保護塗料塗り (WP) ・ A種 ※B種 屋上、屋根面の金属面に塗装する場合の塗料は高日射反射率塗装 図 とする。 クリヤラッカー塗り、合成樹脂系非水分散形塗料の適用 ・ 適用しない ・ 適用する (着色剤 ・ 溶剤系着色剤 ・ 油性染料系着色剤) ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用 ・ 適用する ・ 適用しない オイルステン塗りの工程等 ※製造所の仕様による	9 合成樹脂脂床 10 フローリング張り 11 畳敷き ⑫ せっこうボード、その他のボード及び合板張り	・ タイルカーペット バイル形状 種 別 施工箇所 寸法 (mm) 総厚さ (mm) 備考 ※ループバイル ※第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 ・ カットバイル ・ 第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 ・ カット、ループ併用 ・ 第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ タイルカーペットの敷き方 平床 ※市松敷き ・ 模様流し ・ 階段部分 ※模様流し ・ 市松敷き 見切り、押え金物 ・ 材質、種類、形状等 ※図示 ・ 塗床材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (19.4.2、3) (表19.4.4～8) 種 別 施工箇所 工法 仕上りの種類 ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ※平滑仕上げ ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ・ 薄膜流しのべ工法 ・ 平滑仕上げ ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ・ 厚膜流しのべ工法 ・ 防滑仕上げ ・ 薄膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ※製造所の指定による 工程 塗布量 (kg/m ²) ※0.25kg/m ² 以上 表面仕上げ ※平滑 ・ 防滑 溶剤 ※水性 ・ 溶剤系 ・ 無溶剤系 仕上り色 ※標準色 フローリングのホルムアルデヒド放散量等 (19.5.2～5) (表19.5.1～6) ※標準仕様書19.5.2(2)による 各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ 単層フローリング ・ フローリングボード1等 工法 ・ 釘止め工法 (・根太張り ・ 直張り) ・ 接着工法 樹種 ※なら 厚さ、大きさ ※標準仕様書表19.5.1、3による 仕上塗装 ・ 塗装品 ・ 無塗装品 間伐材等の適用 ・ しない ・ フローリングブロック1等 工法 ※接着工法 樹種 ※なら 厚さ、大きさ ※標準仕様書 表19.5.1による 仕上塗装 ・ 塗装品 ・ 無塗装品 間伐材等の適用 ・ しない 接着工法の場合の不陸緩和材 ※合成樹脂発泡シート ・ 現場塗装仕上げ ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・ オイルスティンの上、ワックス塗り ・ 生地のままワックス塗り (19.6.2) (表19.6.1) 種 別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 (種床：・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N) 下地の種類 ・ 標準仕様書表12.6.1による床組 ・ ボリスチレンフォーム床下地 (ノンフロン 図) 畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、 発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 衝撃緩和型畳 (畳表：・G1 ・G2) MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (19.7.2、3) (表19.7.1) ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 合板のホルムアルデヒド放散量 ※標準仕様書 19.7.2(2) (4)の(a)～(d)のいずれか 木質系セメント板 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 ・ 硬質毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 中質毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 普通毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ 木片セメント板 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 ・ 硬質木片セメント板 図 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・ ・ 普通木片セメント板 図 ・ 30 ・ 繊維強化セメント板 ・ けい酸カルシウム板 普通ボード 0.8FK 4172 (無石綿) ・ 6 ・ 8 ・ 化粧けい酸カルシウム板 普通ボード 0.8FK 4172 (無石綿) ・ 6 ・ 8 ・ フレキブルボード 表面への化粧張り等の加工 ・ 7171樹脂系塗付 火山性ガラス質複層板 ・ 火山性ガラス質複層板 ・ 図示による 繊維板 ハードボード (素地) ・ 素地ハードボード (・未研磨板 (RN) 〇研磨板 (RS)) スタンダードボード (無処理) 内装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 テンバードボード (処理) ・ 素地ハードボード (・未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 外装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 ・ ミディアム密度ファイバーボード (MDF) 図 ・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12 ・ ・ インシュレーションボード 図 A級 (・天井仕上 ・ 内装仕上 ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18 パーティクルボード ・ 単板張りパーティクルボード 図 ・ 無研磨板 VN ・ 研磨板 VS ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 化粧パーティクルボード 図 ・ 単板ハードボード (・ 12 (難燃) ・ ・ 塗装 DC ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) 〇化粧メラミンボード 厚3mm (厚12mm耐水合板下地)	
18 塗装工事	16 軽量シャッター	19 ガラスブロック積み	3 錆止め塗料塗り ④ 塗装 塗装 種類 塗料の種類 ・ 合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 木部屋外 ※A種 ・ B種 木部屋内 ・ A種 ※B種 鉄鋼面 ・ A種 ※B種 亜鉛めっき鋼面 ― ・ クリヤラッカー塗り (CL) ・ A種 ※B種 ・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・ A種 ※B種 ※耐候性塗料塗り (DP) 鉄鋼面 ― 上塗り塗料の等級 () 級 亜鉛めっき鋼面 ― 上塗り塗料の等級 () 級 コンクリート面及び押出成形の板面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ つや有合成樹脂エポキシペイント塗り (EP-G) コンクリート面、鉄鋼面、せっこうボード面、せっこうボード面、その他ボード面等 ・ A種 ※B種 ・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP) ・ A種 ※B種 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) ・ A種 ※B種 ・ スティン塗り ・ ビン・パルツァン塗り ・ オイル化塗り (OS) ― ・ 木材保護塗料塗り (WP) ・ A種 ※B種 屋上、屋根面の金属面に塗装する場合の塗料は高日射反射率塗装 図 とする。 クリヤラッカー塗り、合成樹脂系非水分散形塗料の適用 ・ 適用しない ・ 適用する (着色剤 ・ 溶剤系着色剤 ・ 油性染料系着色剤) ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用 ・ 適用する ・ 適用しない オイルステン塗りの工程等 ※製造所の仕様による	9 合成樹脂脂床 10 フローリング張り 11 畳敷き ⑫ せっこうボード、その他のボード及び合板張り	・ タイルカーペット バイル形状 種 別 施工箇所 寸法 (mm) 総厚さ (mm) 備考 ※ループバイル ※第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 ・ カットバイル ・ 第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 ・ カット、ループ併用 ・ 第一種 ・ 第二種 ※500×500 ※6.5 タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ タイルカーペットの敷き方 平床 ※市松敷き ・ 模様流し ・ 階段部分 ※模様流し ・ 市松敷き 見切り、押え金物 ・ 材質、種類、形状等 ※図示 ・ 塗床材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (19.4.2、3) (表19.4.4～8) 種 別 施工箇所 工法 仕上りの種類 ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ※平滑仕上げ ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ・ 薄膜流しのべ工法 ・ 平滑仕上げ ・ 厚膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ・ 厚膜流しのべ工法 ・ 防滑仕上げ ・ 薄膜型塗床材 弾性ポリウレタン系塗床 ※製造所の指定による 工程 塗布量 (kg/m ²) ※0.25kg/m ² 以上 表面仕上げ ※平滑 ・ 防滑 溶剤 ※水性 ・ 溶剤系 ・ 無溶剤系 仕上り色 ※標準色 フローリングのホルムアルデヒド放散量等 (19.5.2～5) (表19.5.1～6) ※標準仕様書19.5.2(2)による 各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ 単層フローリング ・ フローリングボード1等 工法 ・ 釘止め工法 (・根太張り ・ 直張り) ・ 接着工法 樹種 ※なら 厚さ、大きさ ※標準仕様書表19.5.1、3による 仕上塗装 ・ 塗装品 ・ 無塗装品 間伐材等の適用 ・ しない ・ フローリングブロック1等 工法 ※接着工法 樹種 ※なら 厚さ、大きさ ※標準仕様書 表19.5.1による 仕上塗装 ・ 塗装品 ・ 無塗装品 間伐材等の適用 ・ しない 接着工法の場合の不陸緩和材 ※合成樹脂発泡シート ・ 現場塗装仕上げ ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・ オイルスティンの上、ワックス塗り ・ 生地のままワックス塗り (19.6.2) (表19.6.1) 種 別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 (種床：・KT-I ・KT-II ・KT-III ・KT-K ・KT-N) 下地の種類 ・ 標準仕様書表12.6.1による床組 ・ ボリスチレンフォーム床下地 (ノンフロン 図) 畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、 発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 衝撃緩和型畳 (畳表：・G1 ・G2) MDF、パーティクルボード及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ (19.7.2、3) (表19.7.1) ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 合板のホルムアルデヒド放散量 ※標準仕様書 19.7.2(2) (4)の(a)～(d)のいずれか 木質系セメント板 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 ・ 硬質毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 中質毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ ・ 普通毛セメント板 図 ・ 15 ・ 20 ・ 25 ・ 木片セメント板 種 類 厚さ (mm) ・ 規格等 ・ 硬質木片セメント板 図 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・ ・ 普通木片セメント板 図 ・ 30 ・ 繊維強化セメント板 ・ けい酸カルシウム板 普通ボード 0.8FK 4172 (無石綿) ・ 6 ・ 8 ・ 化粧けい酸カルシウム板 普通ボード 0.8FK 4172 (無石綿) ・ 6 ・ 8 ・ フレキブルボード 表面への化粧張り等の加工 ・ 7171樹脂系塗付 火山性ガラス質複層板 ・ 火山性ガラス質複層板 ・ 図示による 繊維板 ハードボード (素地) ・ 素地ハードボード (・未研磨板 (RN) 〇研磨板 (RS)) スタンダードボード (無処理) 内装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2.5 ・ 3.5 ・ 5 ・ 7 テンバードボード	

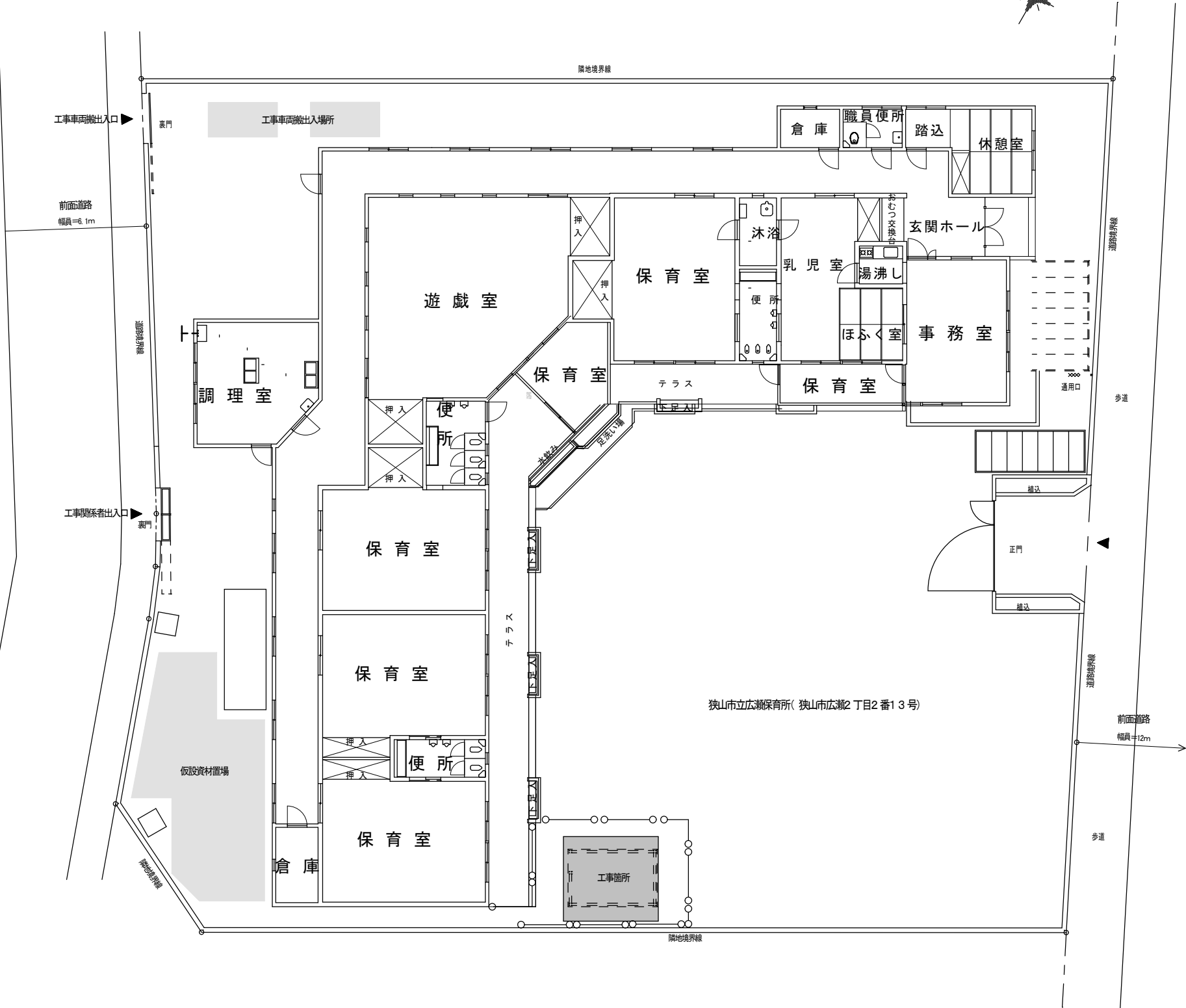
2 路盤	・路床安定処理 安定処理の方法 ・安定処理工法 ・置き換え工法 添加材料による安定処理 種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ㊥ ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰（・特号 ・1号） 添加量 ・ kg/m ³ （目標CBR ・3以上 ・ ） ・不織布（ジオテキスタイル） 単位面積質量 ・60g/m ² 以上 ・ 厚さ(mm) ・0.5～1.0 引張強さ ・98N/5cm（10kgf/5cm）以上 ・ 透水係数 ・1.5×10 ⁻³ cm/sec以上 ・ 試験 砂の粒度試験 ・行う ・行わない 路床土の支持力比（CBR）試験 ・行う（箇所） ・行わない 現場CBR試験 ・行う（箇所） ・行わない 安定処理土のCBR試験 ・行う ・行わない 路床締固めの試験 ・行う（箇所） ・行わない 六価クロム溶出試験 ・行う ・行かない 路盤及び厚さ ㊥ ㊥（表22.3.2、3）（表22.3.1） 路盤材料（標準仕様書 表22.3.1による種類） 種 別 砕 石 ・クラッシャーラン ・粒度調整砕石 再生材 ・再生クラッシャーラン ㊥ ・再生粒度調整砕石 ㊥ ・クラッシャーラン鉄鋼スラグ ㊥ ・粒度調整鉄鋼スラグ ㊥ ・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ ㊥	3 アスファルト舗装	アスファルト舗装の構成及び厚さ ※図示 ・（表22.4.2～4、6）（表22.4.1、4） 材料及び種類 アスファルト ・再生アスファルト ㊥ （標準仕様書 表22.4.1による種類： ・60～80 ・80～100） ・ストレートアスファルト 骨材 ・道路用砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材 ㊥ 加熱アスファルト混合物等の種類 ・密粒度アスファルト混合物（1・3） ・細粒度アスファルト混合物（1・3） ・密粒度アスファルト混合物（1・3・F） 試験 アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ 構成及び厚さ（表22.5.2～4）（表22.5.1～3） 舗装の種類 部位 構成 厚さ(mm) コンクリート舗装 ・車路、駐車場 ※図示 ・図示 ・歩行者用通路 ㊥ ㊥ ※70 ・	4 コンクリート舗装	材料 コンクリート ※普通コンクリート 標準仕様書表22.5.1による ・ ・以下による コンクリートの種類 ・ 設計基準強度(N/mm ²) ・ 所定のスランプ(cm) ※8 ・ 粗骨材の最大寸法(mm) ・ 早強ポルトランドセメント ・使用する ・使用しない 注入目地材料 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ 目地 種類 ※標準仕様書表22.5.3による ・ 間隔 ※標準仕様書表22.5.3による ・ m程度ごと 構造 ※標準仕様書図22.5.1による ・図示 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ 5 カラー舗装 ・加熱系カラー舗装 構成及び厚さ ㊥ ㊥（表22.6.2～4） 加熱系混合物の結合材 アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 顔料の添加量（ ） 添加材 着色骨材（ ） ・自然石（ ） ・常温系カラー舗装 工法 ・ニート工法（配合その他： ） ・塗布工法（配合その他： ） 着色部の下部 アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・ 6 透水性 アスファルト舗装 透水性舗装の構成及び厚さ ※図示 ・（表22.7.2、3、6） 材料 骨材 ・道路用砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材 ㊥ （標準仕様書 表22.4.1による種類： ・60～80 ・80～100） 舗装の平坦性 ※著しい不陸がないもの ・ 試験 開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない 透水性コンクリート舗装 コンクリート舗装に対する基準値 項目 基準値 最大粒径（mm） 13 空隙率（%） 20以上 透水係数（cm/s） 1×10 ⁻² 以上 目地の間隔 版厚の20倍程度 構成、厚さはコンクリート舗装による ・不織布（ジオテキスタイル） 敷設位置 ※フィルター層と路床の間の敷設 ・図示 ・透水性コンクリート平板舗装（表22.8.2、3） 透水性コンクリート平板舗装は、ブロック系舗装による ・透水性インターロッキングブロック舗装（表22.8.2、3） 透水性インターロッキングブロック舗装は、ブロック系舗装による 材料 浸透用セメントミルクの標準的な性状 項目 性状 試験方法 フロー値（Pロート）砂 10～14 舗装調査・試験法便覧（C041） 圧縮強度（7日養生）MPa 9.8～29.4 JIS R 5201 曲げ強度（7日養生）MPa 2.0以上 舗装調査・試験法便覧（C042）	8 弾性舗装	配合 半たわみ性舗装用アスファルト混合物の標準配合 ふるい呼び名 ふるい通過質量百分率（%） 19.0 mm 100 13.2 mm 95～100 4.75 mm 10～35 2.36 mm 5～22 600 μm 4～15 300 μm 3～12 75 μm 1～6 アスファルト量（%） 3～4.5 半たわみ性舗装用アスファルト混合物のマーシャル安定度試験に対する基準値 項目 基準値 密度（g/cm ³ ） 1.9以上 安定度（kN） 2.94以上 フロー値（1/100cm） 20～40 空隙率（%） 20～28 突固め回数（回） 50 施工 半たわみ性舗装用アスファルト混合物等の施工は、標準仕様書22.4.5による。 浸透用セメントミルクの施工は、(1)から(6)による。 (1) 浸透用セメントミルクの製造は、一般に移動式ミキサによって行うが、工事規模が大きい場合には専用の移動式や固定式の混合プラントを用いることもある。 (2) 浸透用セメントミルクの施工は、一般に舗装体表面の温度が60℃程度以下になってから行う。その場合、舗装体にごみ、泥、水などが残っていないことを確認する。浸透作業は、一般に振動ロー等により行う。 (3) セメントミルクが舗装表面に残っていると、路面のすべり抵抗性を低下させることがあるので、舗装表面の骨材の凹凸が現れるまでにセメントミルクをゴムレード等で除去する。特にすべり止め対策を必要とするところは、珪砂の使用及び糸刷セメントミルクのよりいっそうの除去等、材料や施工法等で対処するか、場合によっては施工後ショットブラスト等で表面を粗くすることが必要である。 (4) 交通開放までの一般的な養生期間は、下表に示すとおりである。 セメントミルクの種類 養生期間 普通タイプ 約3日 早強タイプ 約1日 超速硬タイプ 約3時間 (5) 浸透用セメントミルクを注入する前に交通開放すると、骨材の割傷や飛散またはごみ、泥等による汚れが生じることがあるので、基本的には注入前に交通開放を行わないようにする。 締固め度 標準仕様書22.4.2(2)による 舗装厚さの許容差 ※標準仕様書 22.4.2(3) による 舗装の平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 弾性舗装（歩行者用通路）の構成及び厚さ ※図示 ・ 区分 種類 厚さ(mm) 表層 弾性舗装材 15～20 基層 再生密粒度アスファルト混合物（13） 30 加熱アスファルト混合物は、アスファルト舗装による ・コンクリート平板舗装 ㊥（表22.8.2、3） ※図示 ・ 種類 寸法(mm) 厚さ(mm) 目地材 備考 ※普通平板（N） ※300㎜ ※60 ・ ※砂 表面加工 ・透水平板（P） ・モルタル ・ 研ぎ出し ・保水性平板（M） ・ 洗い出し ・ たき出し 敷砂層 ・砂 ・空練りモルタル クッション材 ※砂 ・空練りモルタル 普通平板は㊥（再生材料を用いた舗装用ブロック）、 透水平板は㊥（透水性コンクリート）とする。 仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内とする。 ・インターロッキングブロック舗装 ㊥ 種類 部位 形状寸法 厚さ(mm) 曲げ強度(N/mm ²) 横断面勾配 目地材 備考 ※普通ブロック(N) 車路、・図示 80 ※5.0 2% 砂 色彩、表面加工 ・透水性ブロック(P) 駐車場 ・ 標準品 ・保水性ブロック(M) 歩行者・図示 60 ※3.0 1.5～2% ※普通ブロック(N) 歩行者・図示 60 ※3.0 1.5～2% ・透水性ブロック(P) 用通路 ・ ・保水性ブロック(M) 用通路 ・ クッション材 ※砂 ・空練りモルタル 歩行者用通路に使用する普通ブロックは ㊥（再生材料を用いた舗装用ブロック）、 透水性ブロックは ㊥（透水性コンクリート）とする。 仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内とする。 区分 部位 厚さ(mm) 種類 敷砂層 ・車路、駐車場 20 砂 ・歩行者用通路 30 フィルター層 100 川砂、海砂又は良質な山砂 (75 μmふるい通過量6%以下) ・不織布（ジオテキスタイル） 敷設位置 ※図示 ・敷砂層と路盤の間に敷設 ・フィルター層と路床の間に敷設 単位面積質量 ・60g/m ² 以上 ・ 厚さ(mm) ・0.5～1.0 引張強さ ・98N/5cm(10kgf/5cm)以上 ・ 透水係数 ・1.5×10 ⁻³ cm/sec以上 ・ 舗装の割付（車路、駐車場） ・ヘリンボンボンド(45°) ・ヘリンボンボンド(90°) 仕上り面の平坦性 ※走行、歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm 以内とする。 ・鋪石舗装 種類 形状・寸法(mm) 厚さ(mm) 張り方 基層 基層の厚さ(mm) ・花こう岩 ・割石・図示 ・ ・うろこ張り ・コンクリート版 ※70 ・ ・ ㊥ ・ ㊥ ・ ㊥ ・7A77㊥混合物 ※70 ・ クッション材 ※砂 ・空練りモルタル 仕上り面の平坦性 ※歩行に支障となる段差がないものとし、鋪石間の段差は3mm 以内とする。 ・	23 植栽及び屋上緑化工事	10 砂利敷き 11 路面標示用塗料 種類 ・A種（施工範囲：・図示 ・通路 ・B種（施工範囲：・図示 ・建物周囲他 ・） (22.9.2)（表22.9.1） 路面標示用塗料は JIS K 5605 による。 種類 施工 適用 色 幅(mm) 塗布厚さ(mm) ・1種 ㊥ 常温 液状 ・白 ・150 ・1.0 ・2種 ㊥ 加熱 ・ ・100 ・ ※3種1号 溶解 粉体状 ㊥ 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 1 植栽地の確認等 2 植栽基盤の整備 土壌の水素イオン濃度（pH）試験 ・行う ・行わない 電気伝導度（EC）の試験 ・行う ・行わない (23.1.3) (23.2.2) 植栽 工法 有効土層の厚さ（cm） 整備範囲 土壌改質材 ・樹木 ※A種 ※樹高12m以上 ・葉張り部分 ・適用する ・B種 （※100 ・120 ・150） ・植栽帯部分 ・適用しない ・C種 （※80 ・100） ・D種 樹高3m以上～7m未満（※60 ・80） 樹高3m未満（※50 ・60） ※芝、地被類 ※B種 ※20 ・植栽部分 ・適用する ・図示 ・適用しない 植栽基盤の排水設備 ・設ける（※図示 ・） ・設けない ・現場発土の良質土 ・客土 ・（表23.2.3） 3 植込み用土 4 土壌改良材 種類及び指定量等 ・バーク堆肥 ㊥ 施工箇所 植栽基盤面積1㎡あたり（・5L ・） 使用量 植栽基盤面積1㎡あたり（・5L ・） ・汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト） ㊥ 施工箇所 ※植栽範囲 ・図示 使用量 植栽基盤面積1㎡あたり（・10L ・） 材料 「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、植栽試験の調査の結果、害が認められないものとする。 5 樹木 樹種、寸法、株立数等 ※図示 ・（表23.3.2） 6 支柱 支柱材 ※丸太（間伐材） ㊥ ・真竹 ・（表23.3.2、3） 防腐処理方法 ※加圧式防腐処理丸太材 ・図示 形式 7 幹巻き用材料 材料 ※幹巻き用テープ ・わら及びこも ・（表23.3.2） 8 芝 種類 ※コウライシバ ・ノシバ ・（表23.4.2、3） 芝張りの工法 平地 ※目地張り ・べた張り 法面 ・目地張り ※べた張り法面 9 吹付けは種 種子の種類 発芽率 種子の量（g/㎡） 備考 ※洋芝類（採取後2年以内） ※発芽率80%以上 ・ ・ (23.4.2) 10 地被類 樹種 コンテナ径 単位面積当たりのコンテナ数 芽立数 ・ ・ ・ (23.4.2) 11 新植、移植樹木、芝等の枯損償 新植樹木（芝張り、吹付けは種及び地被類を含む）の枯損償の期間 ※引渡しの日から1年 無し 移植樹木の枯損処置を行う期間 ※引渡しの日から1年 無し (23.3.4、6) (23.4.7) (23.5.5) 12 屋上緑化 ㊥ 植栽基盤及び材料 ・屋上緑化システム 土壌層の厚さ ・図示 排水層 ・軽量骨材（層の厚さ： ） ・板状成型品 植込み用土 ※改質土 ・人工軽量土 樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数等 ※図示 ・ 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示 ・ 支柱 ・設置する（形式・図示 ・） かん水装置 ・設置する（種類 ・） 工法 「屋根ふき材及び屋外に面する構壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（平成12年5月31日 建設省告示第1458号）に基づく風圧力に対応した工法 ・図示による
	2 路盤	3 アスファルト舗装	4 コンクリート舗装	5 カラー舗装	6 透水性アスファルト舗装	7 半たわみ性舗装	8 弾性舗装	9 ブロック系舗装	23 植栽及び屋上緑化工事





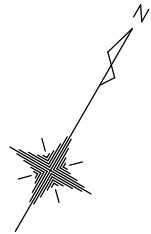
工事場所：狭山市立広瀬保育所
(狭山市広瀬2丁目2番13号)

案 内 図

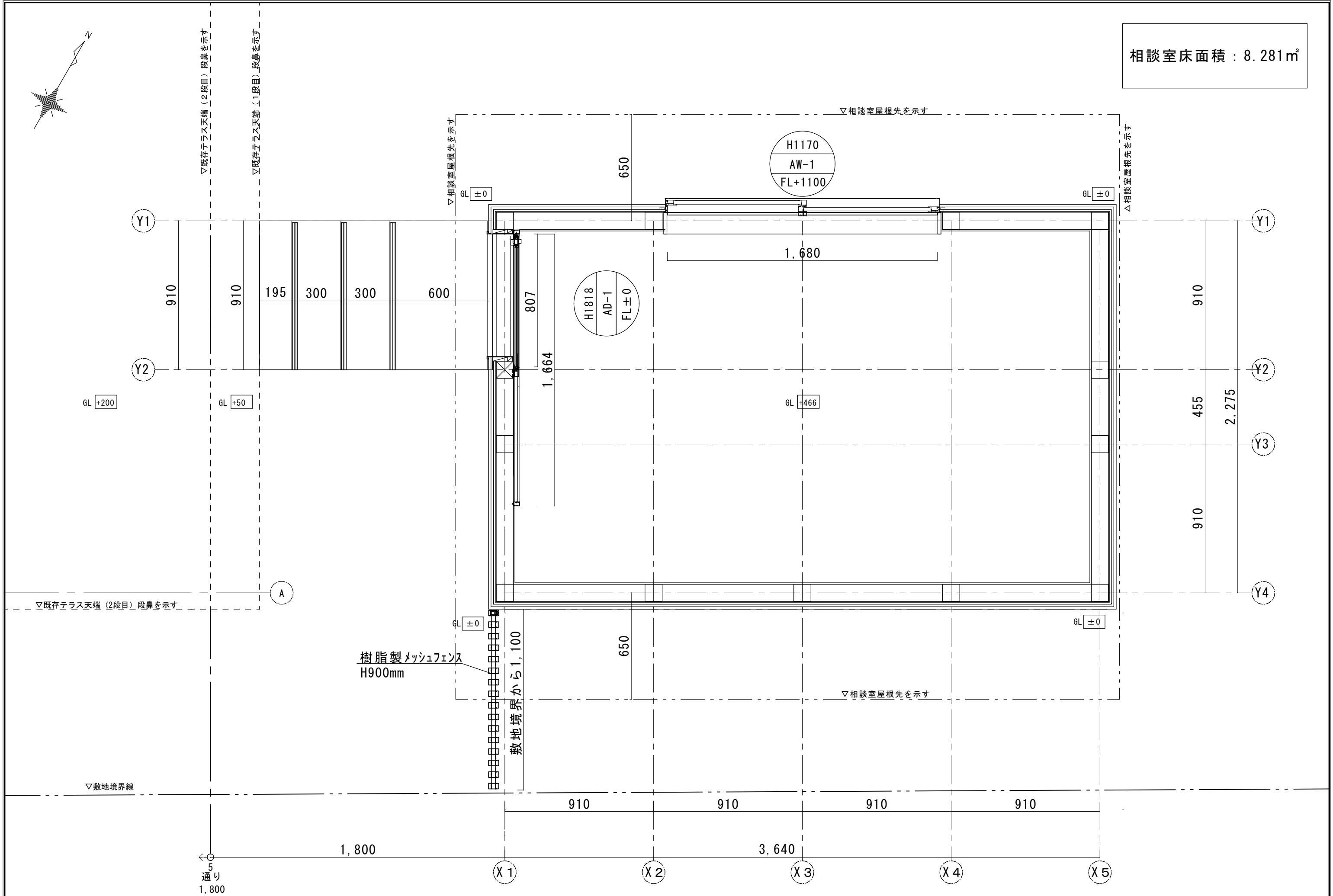


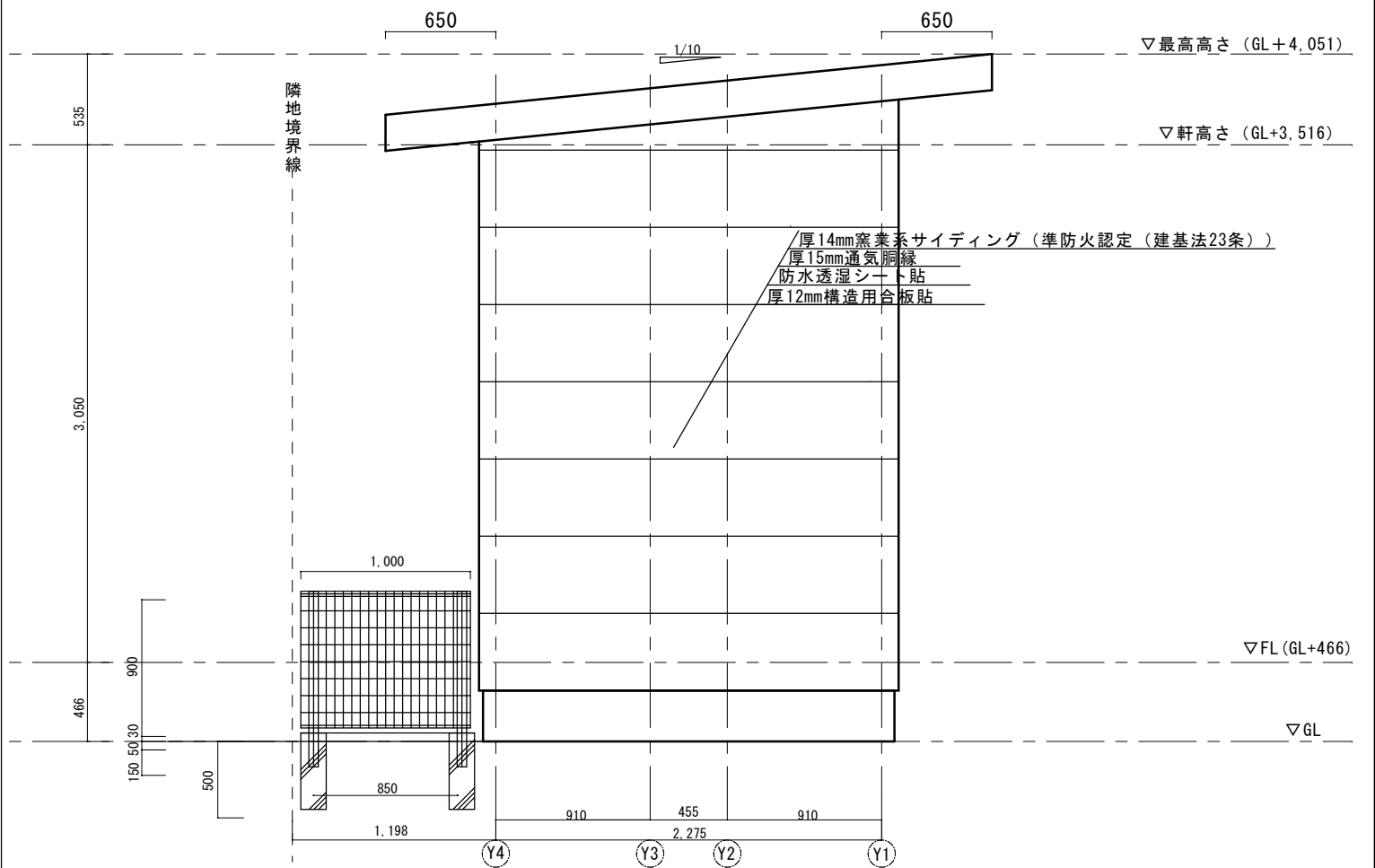
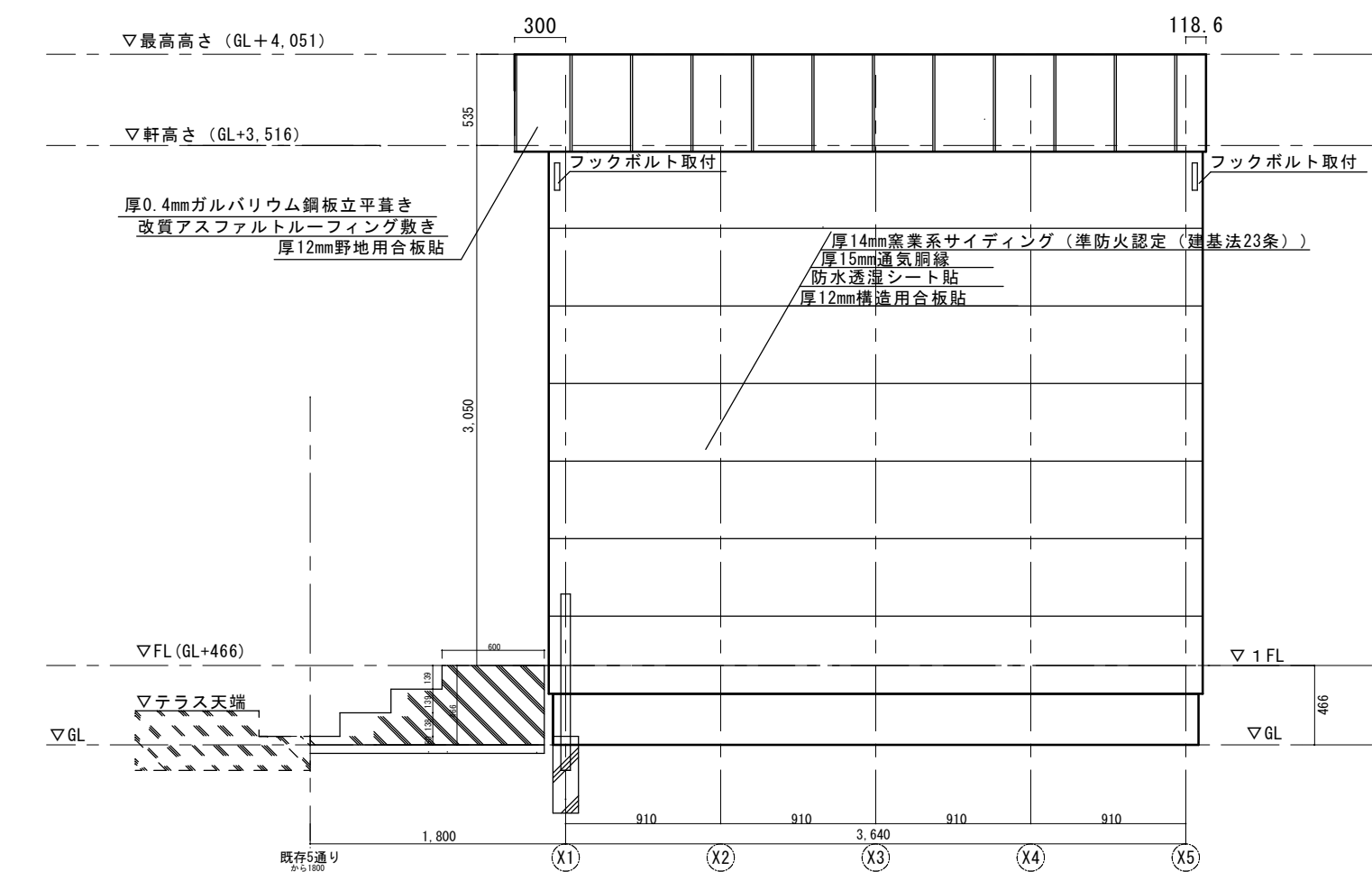
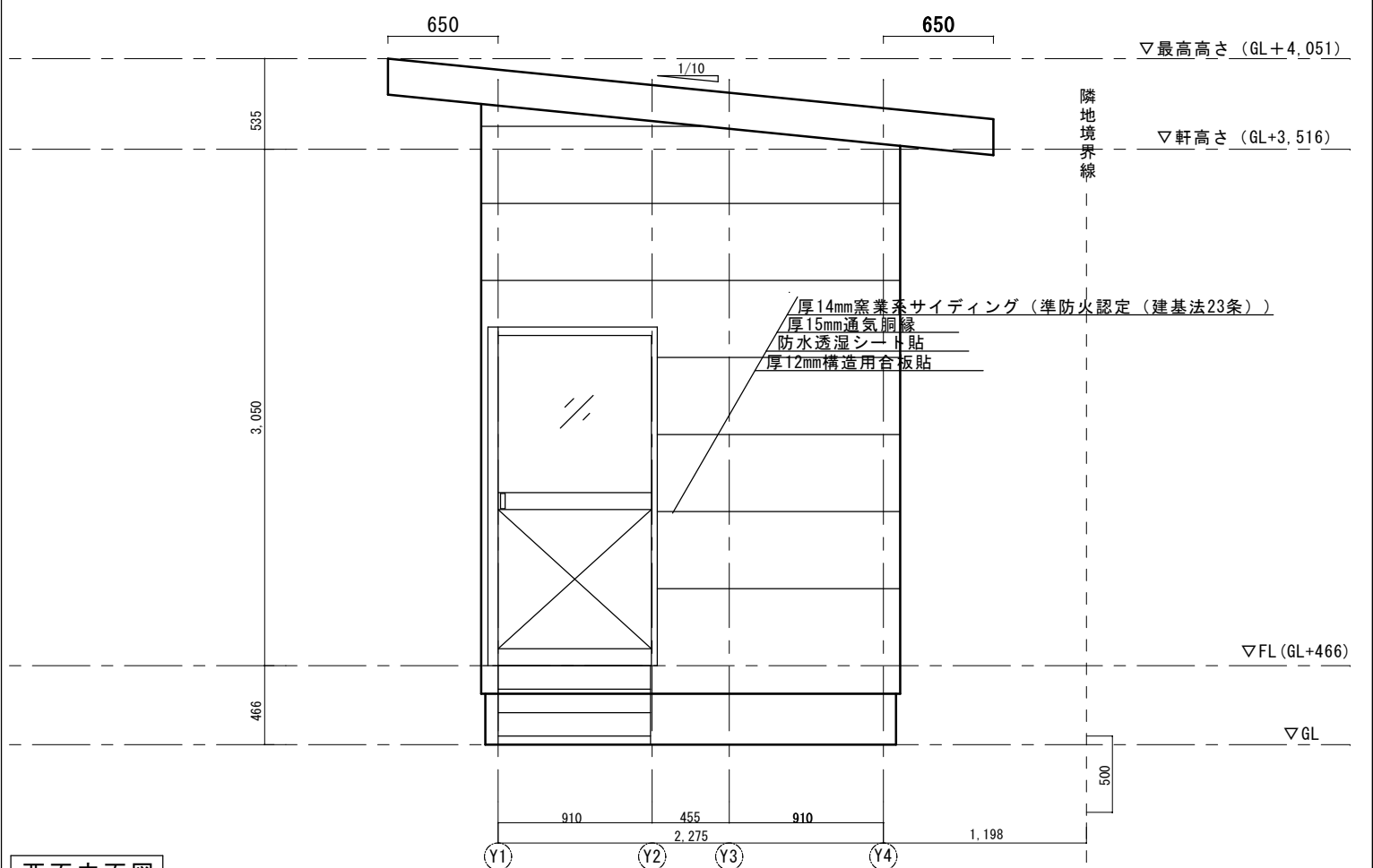
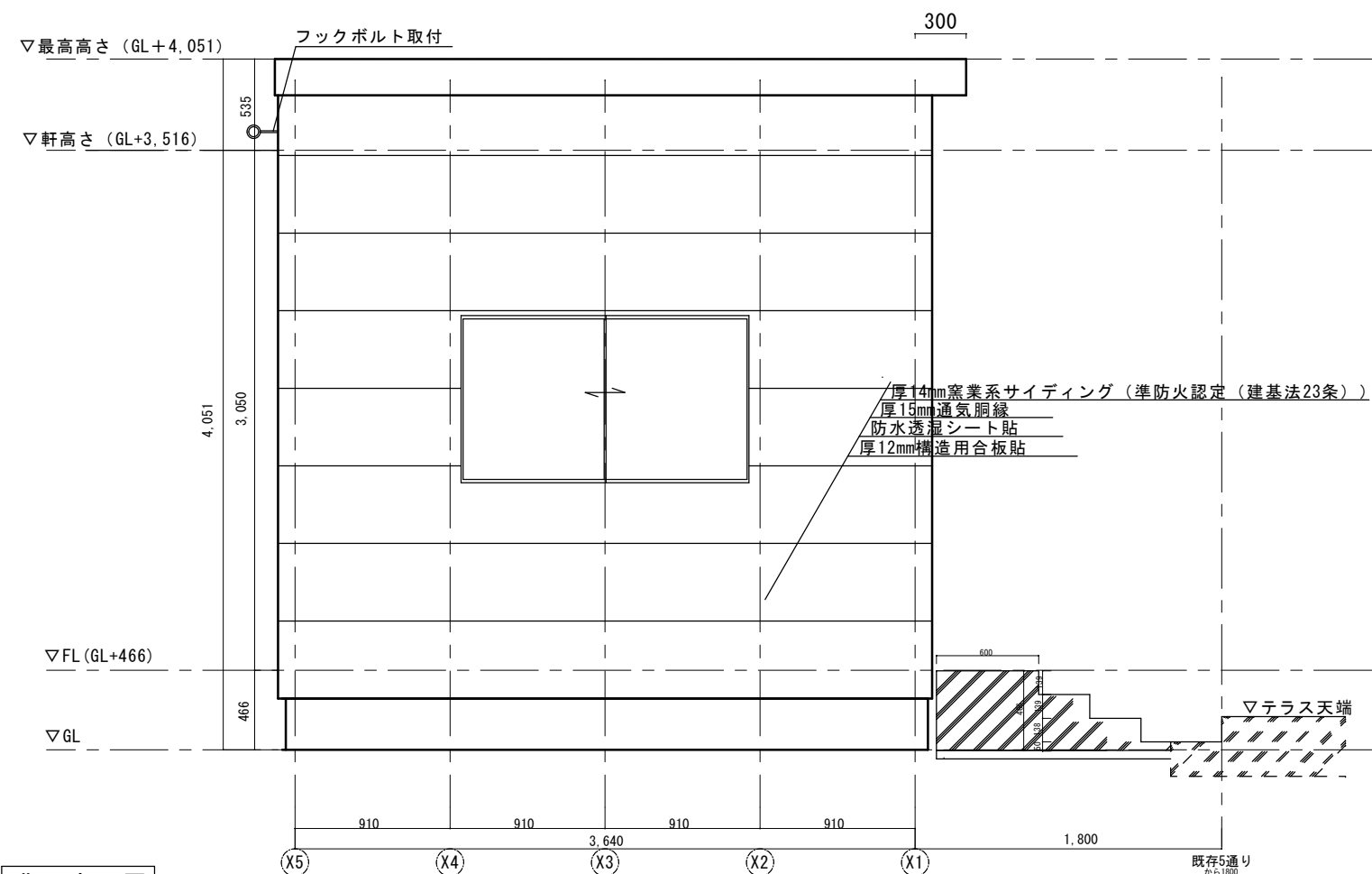
狭山市立広瀬保育所(狭山市広瀬2 丁目2 番1 3 号)

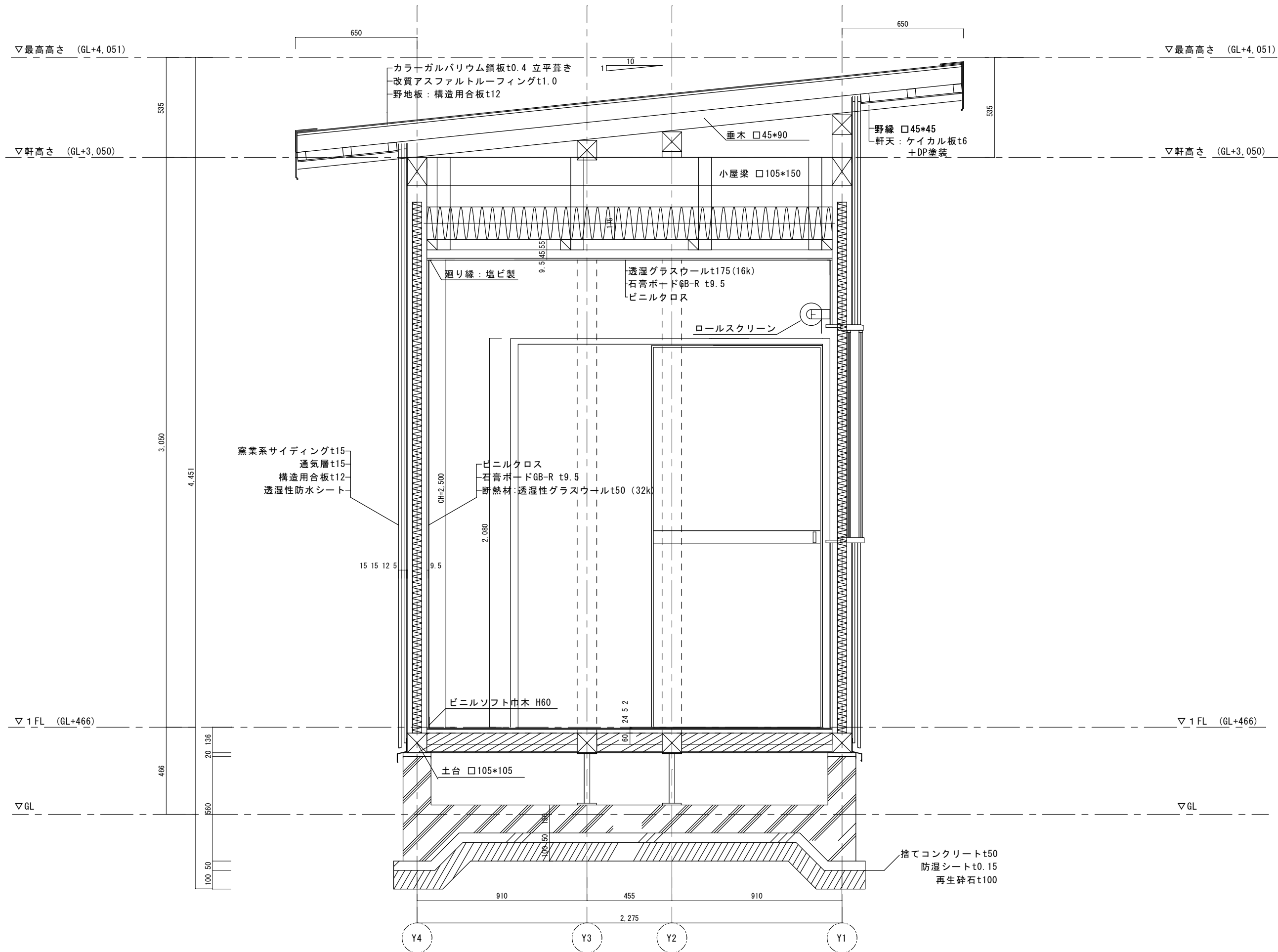
配 置 図 S=1 / 150

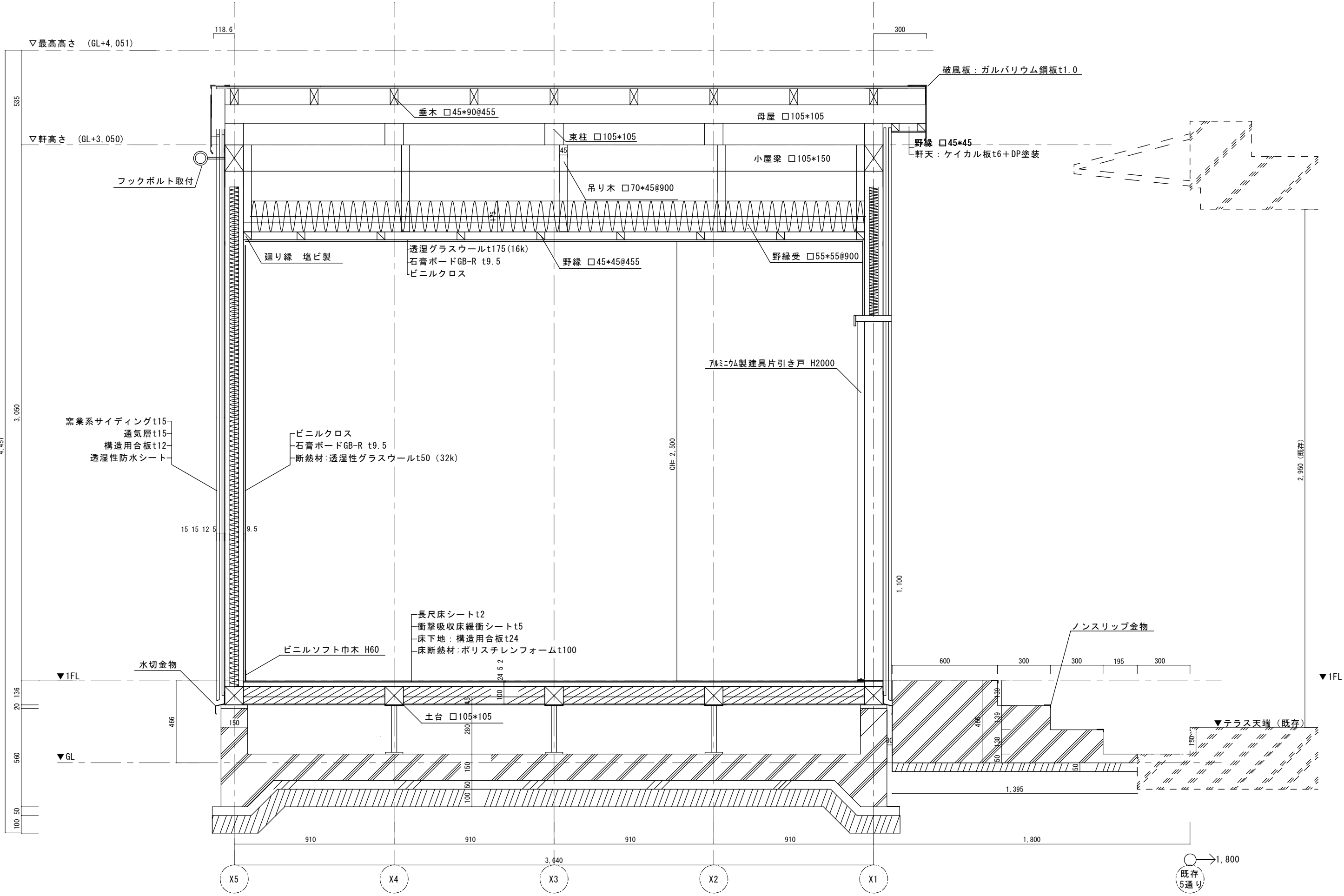


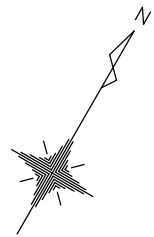
相談室床面積：8.281㎡



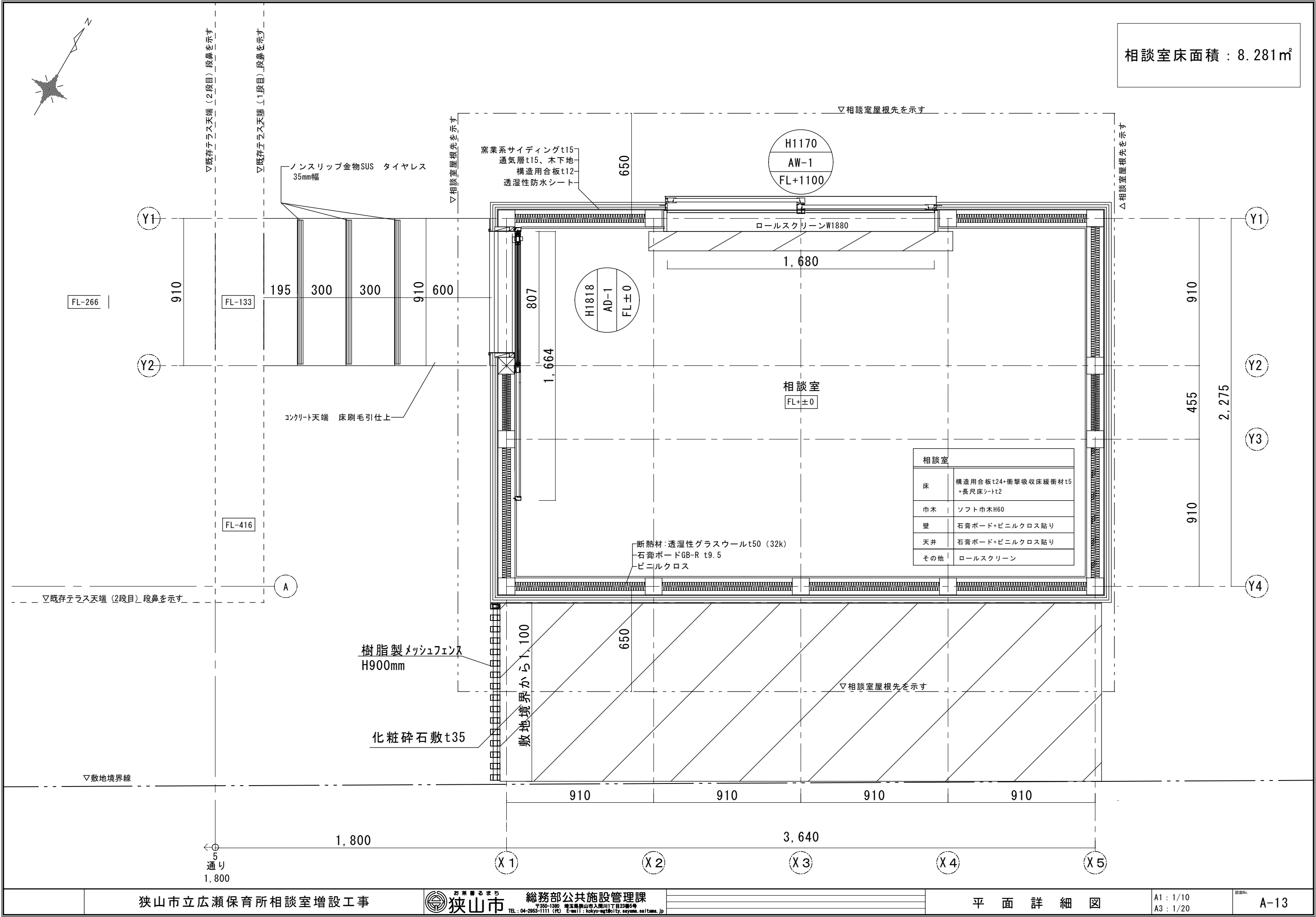


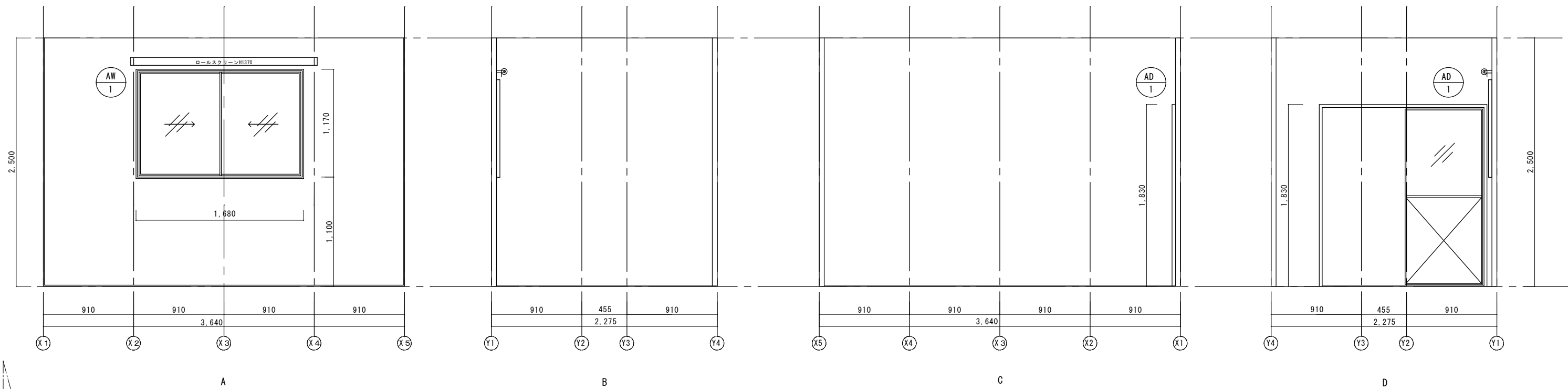
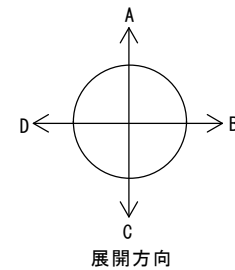
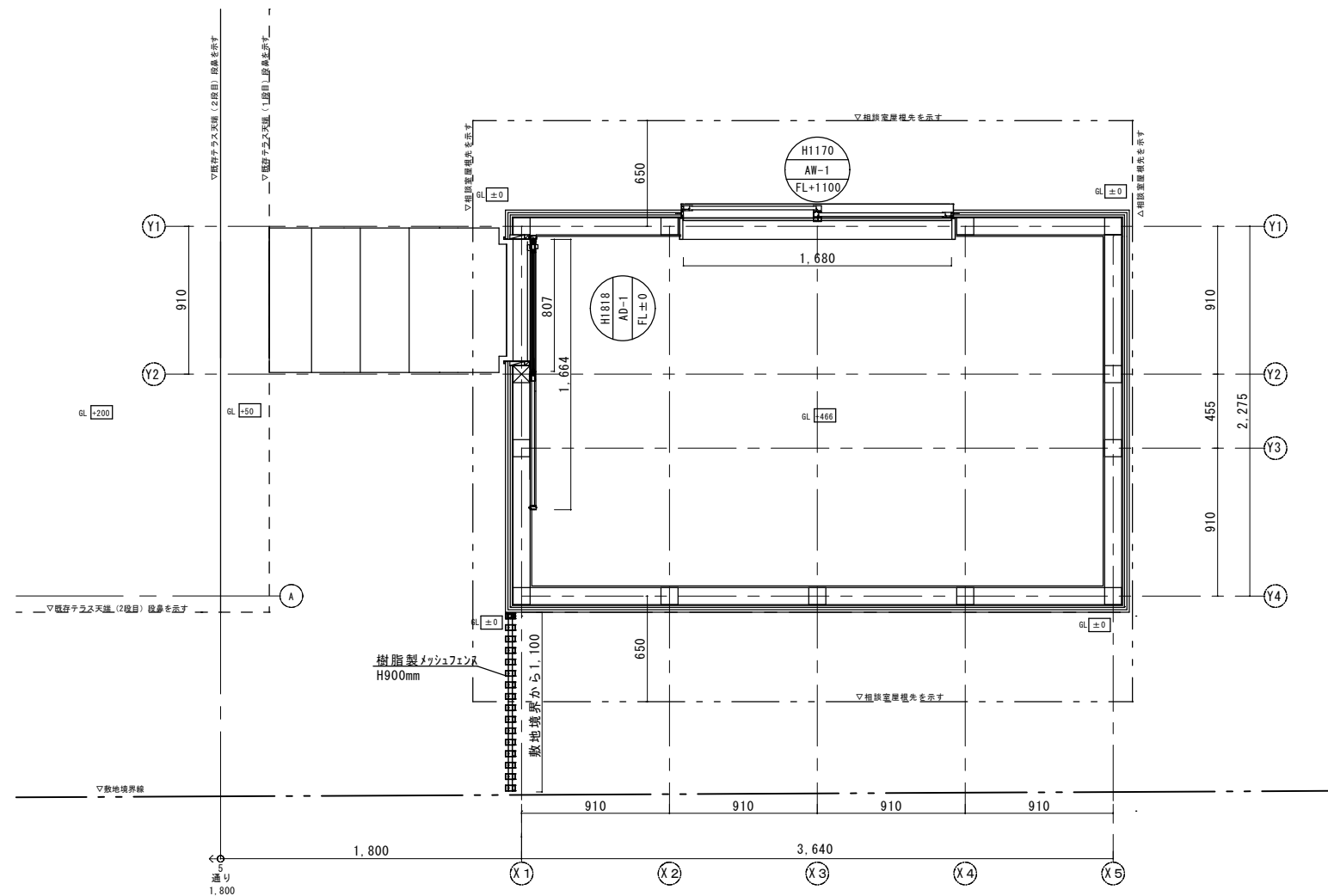
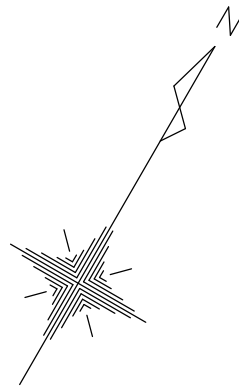


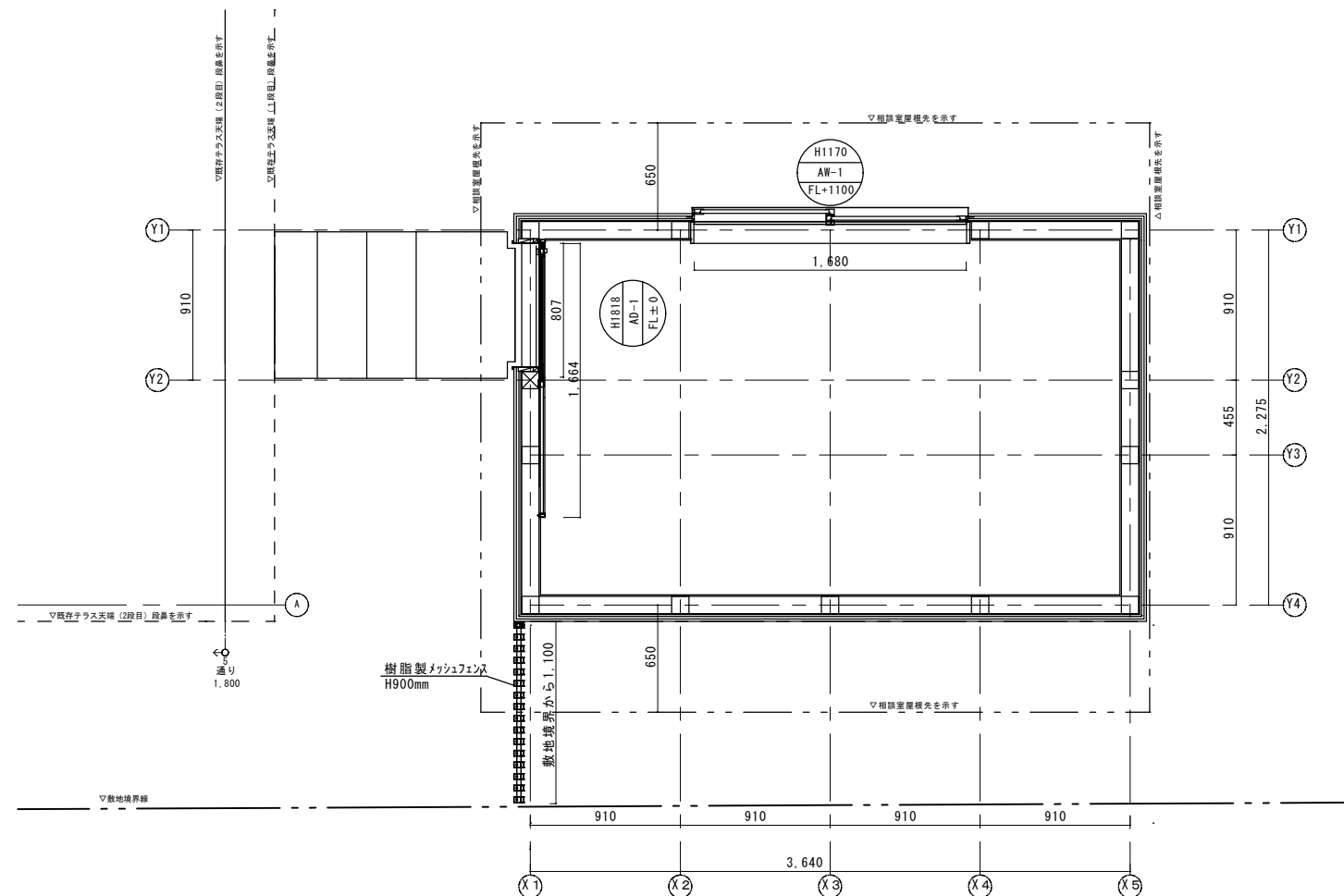
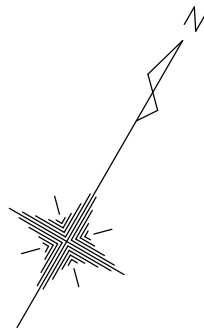




相談室床面積：8.281㎡

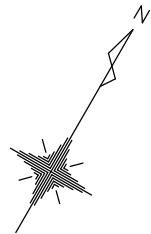






建具表 S-1 / 50 (建具)

符号・数量	$\textcircled{\text{AD}}_{01} \times 1$ カ所	$\textcircled{\text{AW}}_{01} \times 1$ カ所
型 式	アルミ ニウム製片引きドア (後付型片面袋タイプ)	アルミ 製引き違い窓
形状・寸法		
取 付 位 置	相談室	相談室
仕 様	【 上部 】 ガラス 【 下部 】 アルミ パネル	【 外側 】 アルミ 押し出し材 【 内側 】 樹脂押し出し材 見込: 70mm
金 物	金物一式	クレセント 金物
ガ ラ ス	Low E 複層ガラス t6.0mm x 型板ガラス	Low E 複層ガラス t6.0mm x 型板ガラス
備 考		半外付型



相談室床面積：8.281㎡

軒天：ケイ酸カルシウム板t4+DP塗装

▽既存テラス天端（2段目）段鼻を示す

▽既存テラス天端（1段目）段鼻を示す

▽相談室屋根先を示す

▽相談室屋根先を示す

△相談室屋根先を示す

Y1

910

Y2

CH=3060

CH=2930

198

300

300

900

600

807

1,664

H1818

AD-1

FL±0

35

1,680

H1170

AW-1

FL+1100

CH=2500

Y1

910

Y2

455

2,275

Y3

910

Y4

▽既存テラス天端（2段目）段鼻を示す

A

5
通り
1,800

▽敷地境界線

910

910

910

910

3,640

X1

X2

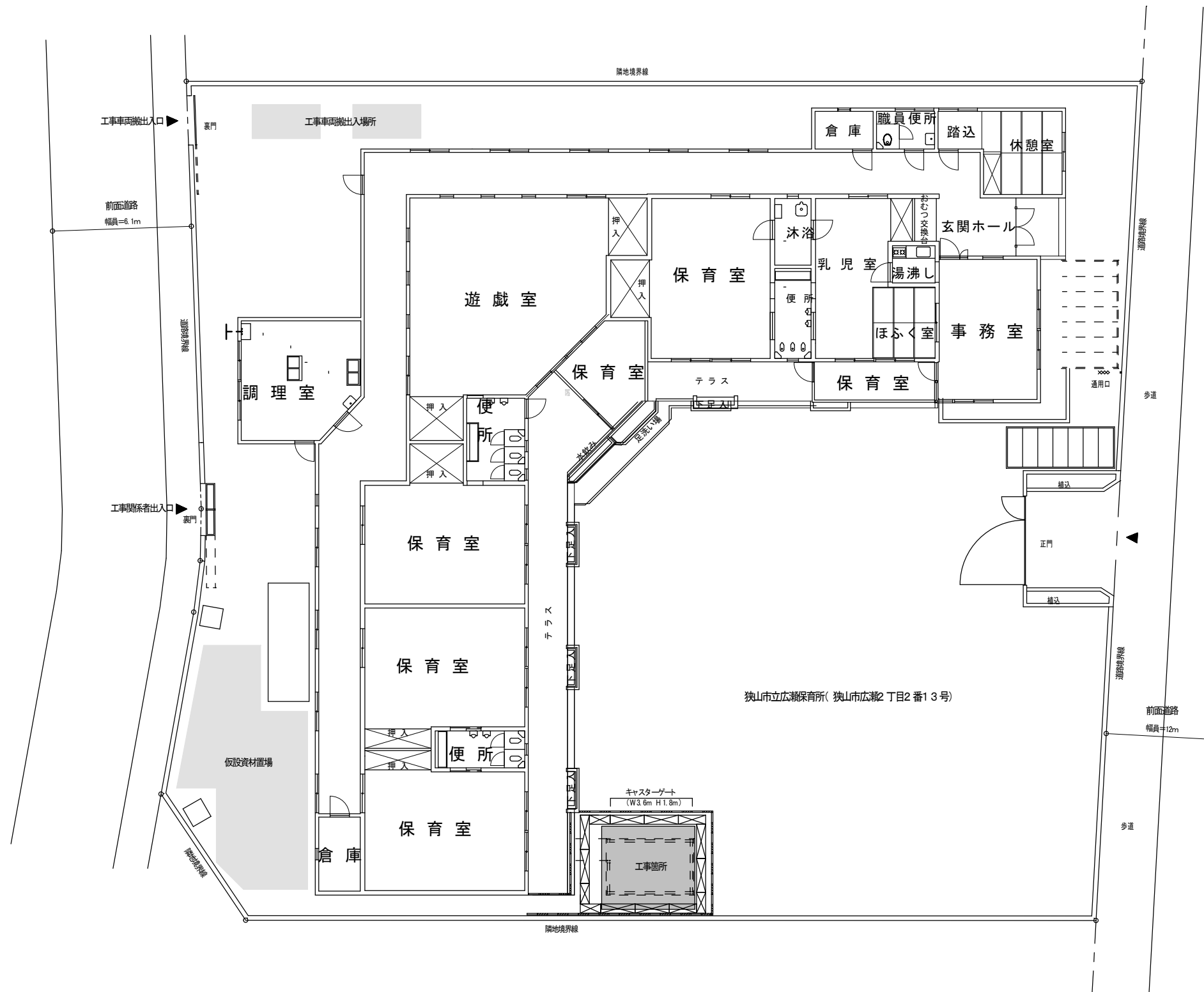
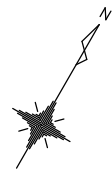
X3

X4

X5

天井仕上げ
石膏ボード9.5+ビニルクロス貼り
天井廻り縁取付

有孔板



凡 例

- 仮囲い（ガードフェンス1.8m）を示す
- 手摺先行型くさび緊結式足場 垂直養生（ネット防災シート I 類）
- 工事範囲・工事仮設ヤードを示す

配 置 図 S=1 / 150

工 事 名		狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	
特記仕様書（構造関係）			
Ⅰ 建物概要			
1. 主要用途		保育所	
2. 工事場所		狭山市立広瀬保育所（埼玉県狭山市広瀬2丁目2番13号）	
3. 棟名称及び構造・階数等		2 棟 木造 1 階建て（地下 階・PH 階）	
		建築面積 8.281 m ²	
		延べ面積 8.281 m ²	
		床 面 積 1 階 8.281 m ²	
		階 m ²	
		階 m ²	
		階 m ²	
		階 m ²	
		建物高さ 4.051 m 軒高さ 3.05 m	
工事種別		○新築 ・増築 ・改築 ・移転	
増築計画		・有り ○無し	
構造種別		地上 木造 地下 造	
架構型式		X 方向 在来工法	
		Y 方向 在来工法	
耐震構造方式		○耐震構造 ・免震構造 ・制振構造	
耐震安全性の分類		・Ⅰ類(Ⅰ=1.50) ・Ⅱ類(Ⅰ=1.25) ・Ⅲ類(Ⅰ=1.00)	
4. 構造計算条件			
a 耐震設計条件			
地震荷重		建物一次固有周期 (0.114) 秒	
		地盤種別 第 (2) 種地盤	
		Z= 1.0	
計算ルート		X 方向 ※ 許容応力度計算 (ルート 1) ・その他	
		Y 方向 ※ 許容応力度計算 (ルート 1) ・その他	
設計層間変形角		X 方向 一次設計 1/150 二次設計 該当しない	
		Y 方向 一次設計 1/150 二次設計 該当しない	
b 耐風設計条件		基準風速 (V) (32) m / 秒	
地表面粗度区分		Ⅰ ・Ⅱ ・Ⅲ ・Ⅳ	
c 耐積雪設計条件		建設地の標高 (77.2) m	
多雪区域の指定		○有り ○無し	
設計垂直積雪量		(32) cm	
5. 地盤調査資料			
調査内容		・ サウンディング (※ 標準貫入試験) ・ 土質試験 ・ 孔内水平載荷試験 ※ 平板載荷試験	
調査位置 ボーリング柱状図		監督員との協議 による	
液状化対策の検討		・有り ・無し	
Ⅱ 建築工事仕様			
(1) 質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて「埼玉県建築工事特別共通仕様書」及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。			
(2) 標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督員と協議すること。			
(3) 特記仕様書の表記			
1 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。			
2 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。			
○印と※印の付いた場合は、共に適用する。○印と※の場合は、○のみを適用する。			
3 特記事項に記載の〔 〕内の表示番号は、埼玉県建築工事特別共通仕様書の当該項目、当該図表を示す。			
4 特記事項に記載の（ ）内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。			
5 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（ ）内は製品名を示す。			
6 図は「特定調達物品等」を表す。			
7 注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。			
章 項 目		特 記 事 項	
4	① 支持地盤等	・杭基礎 (4.2.1)(4.3.4、5)(4.5.5、6) ・支持地盤の位置及び種類（基礎ぐいの先端の位置含む） ・図示による（ ） ・直接基礎 ・支持地盤の位置及び種類（基礎底部の位置含む） ・図示による（ ） ・試験掘り（根切り底の状態の確認等） ・行方（位置等） ・図示による（ ） ・長期設計支持力 (20.0) kN/m ² ※地盤の載荷試験 (1) 箇所 ・載荷試験の方法 ・地盤工学会基準JGS 1521による ・試験の位置、載荷荷重 ・図示による（ ） ※監督員との協議による ・液状化対策 工法、施工範囲、仕様及び計測、試験等 ※図示 種類 (4.3.3) ・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭） ・外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭） SC杭の鋼管材料 ・SKK400 ・SKK490 寸法、継手、性能等（種別：種類、性能及び曲げ強度区分） (4.2.2)(4.3.3) 種類 試験杭 本 杭 杭先端部形状 (4.3.3) ・開放形 ・半開放形 ・閉さく形 施工方法 (4.2.2)(4.3.1、4) ・セメントミルク工法 ・試験杭の位置 ・図示による（ ） ・掘削深さ ・図示による（ ） ・杭の支持層への根入れ深さ ・図示による（ ） ・杭の精度 水平方向の位置ずれ寸法 ・杭径の1/4かつ100mm以下 ・杭の傾斜 1/100以内 ・根固め液及び杭周固定液の管理試験 ※標準仕様書4.3.4(6)(a)による ・特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.1、5) ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力方式でα=250を採用できる工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力方式の内α、β、γが下記の値を採用できる工法 α=（ ）、β=（ ）、γ=（ ） 工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中堀り拡大根固め工法 杭周固定液 ・使用する ・使用しない 試験杭の位置 ・図示による（ ） 杭の支持層への根入れ深さ ・図示による（ ） 杭の精度 水平方向の位置ずれ寸法 ※評定等の評価内容による ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による ・1/100以内 杭の継手の工法 (4.3.3、6)(7.2.5) ・アーク溶接継手 溶接材料 ・標準仕様書7.2.5(1)、(2)による ・図示による（ ） ・機械式継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの） 工法 ※評定等を受けた工法 検査 ※評定等により定められた項目 施工 ※評定等をされた施工管理基準による 杭頭の処理 (4.3.8) ・処理する ・処理方法（切断にともなう補強方法含む） ・図示による（ ） 杭頭の中詰め材料 ・基礎のコンクリートと同調合のもの 材料、寸法、継手等 (4.4.2、3、5) 種類 試験杭 本 杭 特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.1、5) ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力方式でα=250を採用できる工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力方式の内α、β、γが下記の値を採用できる工法 α=（ ）、β=（ ）、γ=（ ） 工法 ・中堀り拡大根固め工法 試験杭の位置 ・図示による（ ） 杭の精度 水平方向の位置ずれ寸法 ※評定等の評価内容による ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による ・1/100以内 杭の継手の工法 (4.4.3、5)(7.2.5) ・溶接継手 形状 ・JIS A 5525 による 溶接材料 ・標準仕様書7.2.5(1)、(2)による ・図示による（ ）	
2	既製コンクリート杭地業	種類 (4.3.3) 寸法、継手、性能等（種別：種類、性能及び曲げ強度区分） (4.2.2)(4.3.3) 種類 試験杭 本 杭 杭先端部形状 (4.3.3) ・開放形 ・半開放形 ・閉さく形 施工方法 (4.2.2)(4.3.1、4) ・セメントミルク工法 ・試験杭の位置 ・図示による（ ） ・掘削深さ ・図示による（ ） ・杭の支持層への根入れ深さ ・図示による（ ） ・杭の精度 水平方向の位置ずれ寸法 ・杭径の1/4かつ100mm以下 ・杭の傾斜 1/100以内 ・根固め液及び杭周固定液の管理試験 ※標準仕様書4.3.4(6)(a)による ・特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.1、5) ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力方式でα=250を採用できる工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力方式の内α、β、γが下記の値を採用できる工法 α=（ ）、β=（ ）、γ=（ ） 工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中堀り拡大根固め工法 杭周固定液 ・使用する ・使用しない 試験杭の位置 ・図示による（ ） 杭の支持層への根入れ深さ ・図示による（ ） 杭の精度 水平方向の位置ずれ寸法 ※評定等の評価内容による ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による ・1/100以内 杭の継手の工法 (4.3.3、6)(7.2.5) ・アーク溶接継手 溶接材料 ・標準仕様書7.2.5(1)、(2)による ・図示による（ ） ・機械式継手（継手部に接続金具を用いた方式のもの） 工法 ※評定等を受けた工法 検査 ※評定等により定められた項目 施工 ※評定等をされた施工管理基準による 杭頭の処理 (4.3.8) ・処理する ・処理方法（切断にともなう補強方法含む） ・図示による（ ） 杭頭の中詰め材料 ・基礎のコンクリートと同調合のもの 材料、寸法、継手等 (4.4.2、3、5) 種類 試験杭 本 杭 特定埋込杭工法 (4.2.2)(4.3.1、5) ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力方式でα=250を採用できる工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力方式の内α、β、γが下記の値を採用できる工法 α=（ ）、β=（ ）、γ=（ ） 工法 ・中堀り拡大根固め工法 試験杭の位置 ・図示による（ ） 杭の精度 水平方向の位置ずれ寸法 ※評定等の評価内容による ・杭径の1/4かつ100mm以下 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による ・1/	

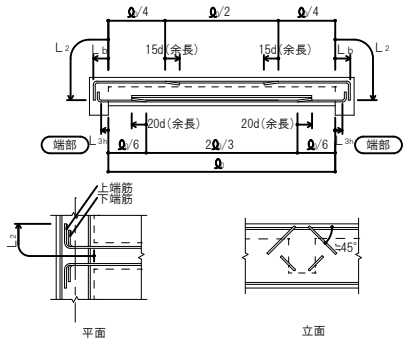
コン ク リ ー ト 工 事	①	コンクリートの種類等	種類 ※Ⅰ類（JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（JIS A 5308 に適合したコンクリート） 普通コンクリート <table><tr><th>設計基準強度 (N/mm²)</th><th>気乾単位容積 質量 (t/m³)</th><th>スラブ</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・24</td><td>・2.3程度</td><td>・15又は18・18</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td></td></tr></table> 構造体強度補正值(S) ※標準仕様書 表6.3.2による 補正值 S＝3（月 日～月 日、月 日～月 日） S＝6（月 日～月 日、月 日～月 日）	設計基準強度 (N/mm ²)	気乾単位容積 質量 (t/m ³)	スラブ	適用箇所	・24	・2.3程度	・15又は18・18		・	・	・		・	・	・		・	・	・		・	・	・		(6.2.1) (6.2.1～6.2.4)
	設計基準強度 (N/mm ²)	気乾単位容積 質量 (t/m ³)	スラブ	適用箇所																								
	・24	・2.3程度	・15又は18・18																									
	・	・	・																									
	・	・	・																									
	・	・	・																									
	・	・	・																									
	②	セメント	種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は フライアッシュセメントA種 適用箇所（※下記以外全て） ・普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和 熱が7日目で 352 J/g 以下、かつ28日目で 402 J/g 以下のものとする。 ・高炉セメントB種 ⑥ 適用箇所（・1FLより下部（立上り部含む）） ・フライアッシュセメントB種 ⑥ 適用箇所（・）	(6.3.1)																								
	③	骨材	アルカリシリカ反応性による区分 ※A・B（コンクリート中のアルカリ総量が 3.0 kg/m ³ 以下）	(6.3.1)																								
	④	混和材料	・混和剤 混和剤の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(a)による ・混和材 混和材の種類 ※標準仕様書6.3.1(4)(b)による	(6.3.1)																								
⑤	打継ぎの位置、 ひび割れ誘発目地、 打継ぎ目地	打継ぎの位置 梁及びスラブ ※スパンの中央又は端から1/4の付近 ・図示による（ ） 柱及び壁 ※スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・図示による（ ） 目地の寸法 ・標準仕様書 9.7.3(1)(7)による ※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打増し部で処理する ・図示による（ ） ひび割れ誘発目地の位置、形状、寸法 ・図示による（ ）	(6.6.4)(6.8.1)(9.7.3) (6.8.1)																									
6	湿潤養生	湿潤養生の期間 ・セメントの種類が普通エコセメントの場合（ ）日	(6.7.2)																									
⑦	コンクリートの 仕上り	合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ <table><tr><th>種 別</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・A種</td><td>※図示による（ ）</td></tr><tr><td>※B種</td><td>※図示による（ ）</td></tr><tr><td>・C種</td><td>※図示による（ ）</td></tr></table> コンクリートの仕上りの平たんさ <table><tr><th>種 別</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・a種</td><td>※図示による（ ）</td></tr><tr><td>・b種</td><td>※図示による（ ）</td></tr><tr><td>・c種</td><td>※図示による（ ）</td></tr></table>	種 別	適用箇所	・A種	※図示による（ ）	※B種	※図示による（ ）	・C種	※図示による（ ）	種 別	適用箇所	・a種	※図示による（ ）	・b種	※図示による（ ）	・c種	※図示による（ ）	(6.2.5)(6.8.2)									
種 別	適用箇所																											
・A種	※図示による（ ）																											
※B種	※図示による（ ）																											
・C種	※図示による（ ）																											
種 別	適用箇所																											
・a種	※図示による（ ）																											
・b種	※図示による（ ）																											
・c種	※図示による（ ）																											
8	打増し厚さ (打放し仕上げ部)	打増し厚さ ・打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る） ・20mm ・打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る） ・10mm ・外装タイル後張り面の打増し処理 ・20mm 打増し範囲 ・図示による（ ）	(6.8.1)																									
⑨	型枠	せき板の材料及び厚さ ・合板（※12mm ）⑥ コンクリート打設時の充填性の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用 する場合は、強度、変形等について、事前に監督員と協議する。 ・断熱材を兼用した型枠の使用 適用箇所 ・図示による（ ） ・MCR工法用シートの使用 適用箇所 ・図示による（ ） 打増し厚さ ・20mm 打増し範囲 ・図示による（ ） スリーブの材質・規格等 ・図示による（ ） 存置期間及び取外し ※標準仕様書6.8.4による ・普通エコセメントの場合（※図示による（ ））	(6.8.2) (6.8.4)																									
10	軽量コンクリート	適用箇所 ・図示による（ ） 種類 ・1種 ・2種 気乾単位容積質量 ・標準仕様書 表6.10.1による スラブ ※21cm	(6.10.1、2)																									
11	寒中コンクリート	適用期間（月 日～月 日） 構造体強度補正值(S)を積算温度を基に定める場合 ・図示による（ ）、S＝（ ）	(6.11.1、2)																									
12	暑中コンクリート	適用期間（月 日～月 日） 構造体強度補正值(S) ※6N/mm ² ・図示による（ ）、S＝（ ）	(6.12.2)																									
13	マスコンクリート	適用箇所 ・図示による（ ） セメントの種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・シリカセメント 混和材料の適用 ・あり（・標準仕様書6.13.2(2)(7)による ・標準仕様書6.13.2(2)(4)による） スラブ ※15cm 構造体強度補正值(S) ※標準仕様書表6.13.1による	(6.13.1、2)																									

14	無筋コンクリート	コンクリートの種類 ※普通コンクリート セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又は フライアッシュセメントA種 ・高炉セメントB種 ⑥ ・フライアッシュセメントB種 ⑥ 設計基準強度 ※18 (N/mm ²) スラブ ※15cm又は18cm 適用箇所 ※標準仕様書6.14.1(4)による箇所 ・図示による（ ） 実施要領 (1)単位水量の測定は、150m ³ に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。 (2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(4)(c)による。 (3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。 1)測定した単位水量が、計画調合書の設計値（以下、「設計値」という。）±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工する。 2)測定した単位水量が、設計値±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動 の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コン は打放す。その後、設計値±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に 1回、単位水量の測定を行う。 3)設計値±20kg/m ³ を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の 原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後 の全運搬車の測定を行い設計値±20kg/m ³ 以内であることを確認する。更に、設 計値±15kg以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 4)3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。 (4)単位水量管理についての記録を書面（計画調合書、製造管理記録、打込み時の外気 温、コンクリート温度等）と写真により提出する。 (5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法（電子レンジ法）、Tマ-法又は静電 容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。	(6.14.1)																																			
⑮	コンクリートの 単位水量測定																																					
7	鉄 骨 工 事	1 鉄骨製作工場 鉄骨製作工場の加工能力 (7.1.3) 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた (株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鋳構工業協会) の「鉄骨製作工場の性能評価基準」により評価を受け、国土交通大臣から認定を 受けた工場、又は同等以上の能力のある工場 評価の区分 ※（ ）グレード ・指定しない ・監督員の承諾する工場（標準仕様書7.1.1以外の適用範囲に限る） 配置する (7.1.3、4) 種類等 (7.2.1) <table><tr><th>種類の記号</th><th>適用箇所（主要な部分）</th><th>規 格</th></tr><tr><td></td><td></td><td>・JIS規格による</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・JIS規格による</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・JIS規格による</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・JIS規格による</td></tr></table> 溶接亜鉛めっき工法の適用箇所 ・ 4 高力ボルト (7.2.2) ボルトの種類 ・トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト ・溶融亜鉛めっき高力ボルト ボルトのねじの呼び ・図示による（ ） ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔） 摩擦面の処理方法等 (7.4.2)(7.12.5) 溶融亜鉛めっき以外 ※標準仕様書7.4.2(1)による 溶融亜鉛めっき面 ・プラスト処理（表面粗度50μm Rz以上） ・プラスト処理以外の特別な処理方法 ・図示による（ ） すべり試験 ・行う（※すべり係数試験 ・すべり耐力試験） 試験の方法等 ・図示による（ ） 5 普通ボルト (7.2.3)(7.5.2) ボルト及びナットの種類 ・標準仕様書 表7.2.3(JIS附属書品)又は次にによる ボルトの規格は JIS B 1180 とする。 （ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼と する。ボルトの強度区分は、4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ボルトの 軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。ナットの規格は、JIS B 1181 とする。ナットの種類は、六角ナット-Cとし、材料は鋼とする。） ボルトのねじの呼び ・図示による（ ） ・※ JIS B 1256 にによる 戻り止め ※二重ナット ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔） 6 アンカーボルト (7.2.4)(7.10.3) ・構造用アンカーボルト（JIS B 1220） 種類 ・ABR400 ・ABR490 ・建方用アンカーボルト（JIS G 3101） 種類 ・SS400 アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上りの程度 ※標準仕様書 表7.2.3による ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2) ・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔） 7 溶接材料 (7.2.5) 溶接材料 ・標準仕様書7.2.5(1)、(2)による ・標準仕様書7.2.5(1)、(2)以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・図示による（ ） 8 ターンバックル (7.2.6) 種類 建築用ターンバックル ※羽子板ボルト 建築用ターンバックル脚 ※割棒式 ねじの呼び ・図示による（ ） 9 床構造用のデッキ プレート (7.2.7)(7.7.8) <table><tr><th></th><th>適用箇所</th><th>材質・形状・寸法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>・デッキプレート 単独の構法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・デッキプレートと コンクリートとの 合成スラブとする 構法</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む） ・図示による（ ）	種類の記号	適用箇所（主要な部分）	規 格			・JIS規格による			・JIS規格による			・JIS規格による			・JIS規格による		適用箇所	材質・形状・寸法	備 考	・デッキプレート 単独の構法				・デッキプレートと コンクリートとの 合成スラブとする 構法												(7.1.3) (7.2.1) (7.1.3、4) (7.2.1) (7.2.2) (7.3.2) (7.4.2)(7.12.5) (7.2.3)(7.5.2) (7.3.2) (7.2.4)(7.10.3) (7.2.6) (7.2.7)(7.7.8)
種類の記号	適用箇所（主要な部分）	規 格																																				
		・JIS規格による																																				
		・JIS規格による																																				
		・JIS規格による																																				
		・JIS規格による																																				
	適用箇所	材質・形状・寸法	備 考																																			
・デッキプレート 単独の構法																																						
・デッキプレートと コンクリートとの 合成スラブとする 構法																																						

10	スタッド	鉄骨部材への溶接方法 ・図示による（ ） 耐火認定 ・あり（耐火時間 ・図示による（ ）） 頭付きスタッド（JIS B 1198）の種類等 (7.2.8)(7.7.6) <table><tr><th>呼 び 名</th><th>呼び長さ (mm)</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・16</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・19</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・22</td><td></td><td></td></tr></table> スタッド溶接完了後、外観試験及び打撃曲げ試験を行う。 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 (7.2.9) ※標準仕様書7.2.9(2)(7)から(1)による 11 柱底均しモルタル (7.2.9) 12 製作精度 鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則6.鉄骨精度検査基準に加えて、次による。 (7.3.3) 通しダイヤフラムの突合せ継手の食い違いの寸法 ※H12建告第1464号第二号イ(2)による アンダーカットの寸法 ※H12建告第1464号第二号イ(3)による 食い違い、仕口のずれの検査方法及び補強方法 ・「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による 13 溶接技能者の 技量付加試験 (7.6.3) 試験の要領 ・図示による（ ） 14 溶接接合 (7.6.4) 開先の形状 ・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-2 溶接継手の種類別開先標準） (7.6.7) エンドタブの切除する部分 切断する場所 ・図示による（ ） 切断範囲 ・エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から 5mm 以上残して直線上に 切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。 切断面の仕上げ ・標準仕様書7.6.7(1)(a)(b)②による 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合の突合せ継手 低応力高サイクル疲労を受ける部位 ・図示による（ ） スカラップの形状 ・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-4(4)改良型スカラップ） 15 入熱、バス間温度の 管理 適用箇所 ・図示による（ ） ・柱、梁、プレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部 16 溶接部の試験 (7.6.12) H12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等 ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による ・抜き取り検査① ※抜き取り検査② JASS 6 付則6「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する確認方法等 ・JASS 6 10.4【受入検査】e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、 完全溶込み溶接部の外観検査の抜き取り率は、超音波探傷試験の試験箇所と同一 とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、 再試験する。 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接の場合 AQL(%) ※4.0 ・2.5 <table><tr><th>節</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>検査水準</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・全数 ・工事現場溶接の場合 ※全数 17 錆止め塗装 (7.8.2) 塗装の範囲 耐火被覆材の接着する面 ・図示による（ ） 耐火被覆材の接着する面以外 ※標準仕様書7.8.2(1)(7)～(4)以外の範囲 ・図示による（ ） 7.8.4) 塗料の種類 鉄鋼面の錆止め塗料 ・鉄鋼面 屋外 ・標準仕様書 表18.3.1 A種 ・標準仕様書 表18.3.1（ ）種 屋内 ・標準仕様書 表18.3.1（ ）種 ・亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料 ・標準仕様書 表18.3.2（ ）種 ・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る） ・標準仕様書 表18.3.1 A種 ・耐火被覆材の接着する面へ塗装する場合の錆止め塗料 ・標準仕様書 表18.3.1（ ）種 ・標準仕様書 表18.3.2（ ）種 18 耐火被覆 (7.9.2～8) <table><tr><th>種 類</th><th>材 料 ・ 工 法</th><th>性能（耐火時間）</th><th>適用箇所（部位・部分）</th></tr><tr><td>・耐火材吹付け</td><td>・乾式吹付け ・湿式ロックウール ・半乾式吹付け ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・耐火板張り</td><td>・繊維混入けい酸 カルシウム板 ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・耐火材巻付け</td><td>・高断熱ロックウール ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ラス張りモル タル塗り</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・耐火塗料</td><td>・</td><td></td><td></td></tr></table> 材料及び工法は、建築基準法に基づき定められたもの又は認定を受けたものとする 19 建方精度 (7.10.2) ※JASS6 付則6【鉄骨精度検査基準】付表5【工事現場】による 20 アンカーボルト等の 設置 (7.10.3) 構造用アンカーボルトの形状及び寸法 ・図示による（ ） 構造用アンカーフレームの形状及び寸法 ・図示による（ ） 建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルトの保持及び埋込み工法（標準仕様書 表7.10.1） 種別 ・A種 ・B種 柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別（標準仕様書 表7.10.2） 厚さ 種別 ※A種 ・B種	呼 び 名	呼び長さ (mm)	適用箇所	・16			・19			・22			節				検査水準				種 類	材 料 ・ 工 法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）	・耐火材吹付け	・乾式吹付け ・湿式ロックウール ・半乾式吹付け ・			・耐火板張り	・繊維混入けい酸 カルシウム板 ・			・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール ・			・ラス張りモル タル塗り	・			・耐火塗料	・			(7.12.4)(表14.2.2) <table><tr><th>亜鉛めっき の種別</th><th>材 料</th><th>適用部位</th></tr><tr><td>・A種</td><td>最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板</td><td></td></tr><tr><td>・B種</td><td>最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板</td><td></td></tr><tr><td>・C種</td><td>普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板</td><td></td></tr></table> 外観検査 ※行う ・行わない 補強形式 ・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-6） 適用箇所 ※図示による（ ）	亜鉛めっき の種別	材 料	適用部位	・A種	最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板		・B種	最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板		・C種	普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板		21 溶融亜鉛めっき （基礎、主要構造部及 びその他構造耐力上 主要な部分に限る。） 22 梁貫通孔の補強 図面No.
呼 び 名	呼び長さ (mm)	適用箇所																																																										
・16																																																												
・19																																																												
・22																																																												
節																																																												
検査水準																																																												
種 類	材 料 ・ 工 法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）																																																									
・耐火材吹付け	・乾式吹付け ・湿式ロックウール ・半乾式吹付け ・																																																											
・耐火板張り	・繊維混入けい酸 カルシウム板 ・																																																											
・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール ・																																																											
・ラス張りモル タル塗り	・																																																											
・耐火塗料	・																																																											
亜鉛めっき の種別	材 料	適用部位																																																										
・A種	最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板																																																											
・B種	最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板																																																											
・C種	普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板																																																											
お茶番まち 総務部公共施設管理課 TEL: 04-2963-1111 (代) E-mail: kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp																																																												
日付 2025. 7. 20 工事名称 狭山市立広瀬保育所相談室増設工事																																																												
改訂 R5. 4(Ver. R5-1) 図面名称 特記仕様書（構造関係・その2）																																																												
S-02																																																												

図5.3 主筋の継手、定着及び余長（その2） ：継手の好ましい位置 ガス圧接を例で示す （4）連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.4による。（前圧スラブがつく場合を含む） 図5.4 主筋の継手、定着及び余長（その3） ：継手の好ましい位置 ガス圧接を例で示す （注）1. 図示のない事項は、7.1による。 2. 印は、継手及び余長位置を示す。 3. 破線は、柱内定着の場合を示す。 4. 梁主筋のみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）	（2）柱打増し部 （ア）打増し部分に、壁、梁及びスラブ等がとりつく場合は、壁、梁及びスラブ筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。 （イ）土に接する柱周囲の打増しは図6.2による。 図6.2 柱打増し部	（エ）梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。 なお、定着の方法は3(2)(イ)による。 上端筋：曲げ降ろす 下端筋（一般）：原則、曲げ上げる。 下端筋（ハンチ付き）：原則、曲げ上げる。 （オ）梁にハンチをつける場合、その傾斜は設計図による。 （カ）段違い梁は、図7.2による。 図7.2 段違い梁 吊上げ筋は、あばら筋より1サイズ太い鉄筋又は同径の鉄筋を束ねたものとする。 （3）ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.3による。 図7.3 大梁の重ね継手、定着及び余長 （注）1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。 2. 印は、継手及び余長を示す。 3. 破線は、柱内定着の場合を示す。 4. 梁主筋のみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上） 図7.3 大梁の重ね継手、定着及び余長 （4）ハンチのある場合の定着及び余長は、図7.4による。 図7.4 ハンチのある大梁の定着及び余長 （注）1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。 2. 印は、継手及び余長を示す。 3. 梁内定着の端部下端筋が接近するときは、＝＝＝＝のように引き通すことができる。 4. 破線は、柱内定着を示す。 5. 梁主筋のみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上） 図7.4 ハンチのある大梁の定着及び余長 7.2 あばら筋等 （1）あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項 （ア）あばら筋の種類、径及び間隔は、設計図による。 （イ）腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。 ただし、腹筋を計算上考慮している場合の継手長さ、定着長さは設計図による。 （ウ）幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。 （2）あばら筋組立の形及びフックの位置 （ア）形は、図7.5.1 ①とする。 ただし、L形梁の場合は、②または③、T形梁の場合は②～④とすることができる。 <td data-bbox="2163 63 2855 1423"> （イ）フックの位置 （a）①の場合は交互とする。 （b）②の場合 L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。 （c）③の場合は床版の付く側を90°折曲げとする。 図7.5.1 あばら筋組立の形 （3）副あばら筋組立の形及びフックの位置 （ア）形は、図7.5.2 ⑤または⑥とする。 ただし、L形梁またはT形梁の場合は⑦とすることができる。 図7.5.2 副あばら筋組立の形 （4）あばら筋の割付け （ア）間隔が一樣でハンチのない場合は、図7.6による。 図7.6 あばら筋の割付け（その1） （注）1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。 2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 図7.6 あばら筋の割付け（その1） （イ）間隔が一樣でハンチのある場合は、図7.7による。 図7.7 あばら筋の割付け（その2） （注）1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。 2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 図7.7 あばら筋の割付け（その2） （ウ）梁の端部で間隔の異なる場合は、図7.8による。 図7.8 あばら筋の割付け（その3） （注）1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。 2. 図中のP@、P'@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 図7.8 あばら筋の割付け（その3） （5）腹筋及び幅止め筋 一般の梁は、図7.9による。 図7.9 腹筋および幅止め筋 600≦D<900 900≦D<1,200 1,200≦D<1,500 1. 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。 2. 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。 図7.9 腹筋および幅止め筋 </td> <td data-bbox="798 373 1481 1570"> 6.2 帯筋 （1）帯筋の種類及び間隔は、設計図による。 （2）帯筋組立の形は図6.3により、適用は構造図による。構造図に記載がなければ次による。 （ア）形は、図6.3①とする。 ただし、H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。 （イ）溶接する場合の溶接長さLは、両面重ねアーク溶接の場合は5d以上、片面重ねアーク溶接の場合は10d以上とする。 （ウ）S P形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の添巻きを行う。 図6.3 帯筋組立の形 図6.3 帯筋組立の形 図6.3 帯筋組立の形 （注）③W-II形、④W-III形は耐震改修工事のみ 図6.3 帯筋組立の形 （3）フック及び継手の位置は交互とする。 （4）帯筋の割付けは図6.4とし、それ以外の場合は設計図による。 図6.4 帯筋の割付け （注）1. 柱に取り付け梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P@または1.5P@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。 2. 図中のP1@、P2@は、特記された帯筋の間隔を示す。 図6.4 帯筋の割付け </td> <td data-bbox="798 1570 1481 1957"> 7.1 大梁 （1）一般事項 （ア）梁の上り下りりはRを基準とした寸法値とする。 （イ）地中梁下の砂利地床厚及び捨てコンクリート地床厚は設計図による。 （ウ）打増し部分に、スラブ、壁、梁筋等が取りつく場合は、スラブ、壁、梁筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。 （2）大梁主筋の継手及び定着の一般事項 （ア）継手中心位置は、次による。 上端筋：中央 $\frac{D}{2}$ 以内 下端筋：柱面より梁せい（D）以上離し、$\frac{D}{4}$を加えた範囲以内 （イ）継手中央部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。 （ウ）梁筋は、連続端で柱に接する梁の主筋が、同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数異なる場合には、図7.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。 図7.1 梁主筋の梁内定着 </td> <td data-bbox="1481 1570 2163 1957"> 7.2 あばら筋等 （1）あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項 （ア）あばら筋の種類、径及び間隔は、設計図による。 （イ）腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。 ただし、腹筋を計算上考慮している場合の継手長さ、定着長さは設計図による。 （ウ）幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。 （2）あばら筋組立の形及びフックの位置 （ア）形は、図7.5.1 ①とする。 ただし、L形梁の場合は、②または③、T形梁の場合は②～④とすることができる。 </td> <td data-bbox="2163 1957 2855 2030"> <table> <tr> <td data-bbox="2163 1957 2270 2030"> 日付 2025. 7. 20 改訂 R5.4(Ver. R5-1) </td> <td data-bbox="2270 1957 2775 2030"> 工事名称 狭山市立広瀬保育所相談室増設工事 図面名称 構造関係共通図（配筋標準図・その2） </td> <td data-bbox="2775 1957 2855 2030"> 図面No. S-04 </td> </tr> </table> </td>	（イ）フックの位置 （a）①の場合は交互とする。 （b）②の場合 L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。 （c）③の場合は床版の付く側を90°折曲げとする。 図7.5.1 あばら筋組立の形 （3）副あばら筋組立の形及びフックの位置 （ア）形は、図7.5.2 ⑤または⑥とする。 ただし、L形梁またはT形梁の場合は⑦とすることができる。 図7.5.2 副あばら筋組立の形 （4）あばら筋の割付け （ア）間隔が一樣でハンチのない場合は、図7.6による。 図7.6 あばら筋の割付け（その1） （注）1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。 2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 図7.6 あばら筋の割付け（その1） （イ）間隔が一樣でハンチのある場合は、図7.7による。 図7.7 あばら筋の割付け（その2） （注）1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。 2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 図7.7 あばら筋の割付け（その2） （ウ）梁の端部で間隔の異なる場合は、図7.8による。 図7.8 あばら筋の割付け（その3） （注）1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。 2. 図中のP@、P'@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 図7.8 あばら筋の割付け（その3） （5）腹筋及び幅止め筋 一般の梁は、図7.9による。 図7.9 腹筋および幅止め筋 600≦D<900 900≦D<1,200 1,200≦D<1,500 1. 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。 2. 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。 図7.9 腹筋および幅止め筋	6.2 帯筋 （1）帯筋の種類及び間隔は、設計図による。 （2）帯筋組立の形は図6.3により、適用は構造図による。構造図に記載がなければ次による。 （ア）形は、図6.3①とする。 ただし、H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-I形とする。 （イ）溶接する場合の溶接長さLは、両面重ねアーク溶接の場合は5d以上、片面重ねアーク溶接の場合は10d以上とする。 （ウ）S P形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の添巻きを行う。 図6.3 帯筋組立の形 図6.3 帯筋組立の形 図6.3 帯筋組立の形 （注）③W-II形、④W-III形は耐震改修工事のみ 図6.3 帯筋組立の形 （3）フック及び継手の位置は交互とする。 （4）帯筋の割付けは図6.4とし、それ以外の場合は設計図による。 図6.4 帯筋の割付け （注）1. 柱に取り付け梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P@または1.5P@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。 2. 図中のP1@、P2@は、特記された帯筋の間隔を示す。 図6.4 帯筋の割付け	7.1 大梁 （1）一般事項 （ア）梁の上り下りりはRを基準とした寸法値とする。 （イ）地中梁下の砂利地床厚及び捨てコンクリート地床厚は設計図による。 （ウ）打増し部分に、スラブ、壁、梁筋等が取りつく場合は、スラブ、壁、梁筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。 （2）大梁主筋の継手及び定着の一般事項 （ア）継手中心位置は、次による。 上端筋：中央 $\frac{D}{2}$ 以内 下端筋：柱面より梁せい（D）以上離し、$\frac{D}{4}$を加えた範囲以内 （イ）継手中央部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。 （ウ）梁筋は、連続端で柱に接する梁の主筋が、同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数異なる場合には、図7.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。 図7.1 梁主筋の梁内定着	7.2 あばら筋等 （1）あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項 （ア）あばら筋の種類、径及び間隔は、設計図による。 （イ）腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。 ただし、腹筋を計算上考慮している場合の継手長さ、定着長さは設計図による。 （ウ）幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。 （2）あばら筋組立の形及びフックの位置 （ア）形は、図7.5.1 ①とする。 ただし、L形梁の場合は、②または③、T形梁の場合は②～④とすることができる。	<table> <tr> <td data-bbox="2163 1957 2270 2030"> 日付 2025. 7. 20 改訂 R5.4(Ver. R5-1) </td> <td data-bbox="2270 1957 2775 2030"> 工事名称 狭山市立広瀬保育所相談室増設工事 図面名称 構造関係共通図（配筋標準図・その2） </td> <td data-bbox="2775 1957 2855 2030"> 図面No. S-04 </td> </tr> </table>	日付 2025. 7. 20 改訂 R5.4(Ver. R5-1)	工事名称 狭山市立広瀬保育所相談室増設工事 図面名称 構造関係共通図（配筋標準図・その2）	図面No. S-04
日付 2025. 7. 20 改訂 R5.4(Ver. R5-1)	工事名称 狭山市立広瀬保育所相談室増設工事 図面名称 構造関係共通図（配筋標準図・その2）	図面No. S-04								

(2) 単独小梁の場合は、図7.11による。



直交する梁へ斜めに定着する場合

- (注) 1. 図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2. 印は、余長位置を示す。

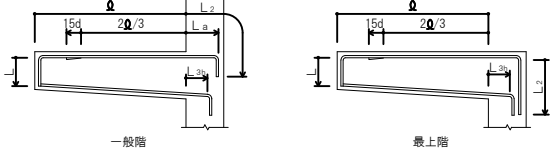
図7.11 小梁主筋の継手、定着及び余長（その2）

(3) あばら筋は、7.2による。

7.4 片持梁

(1) 片持梁主筋の定着及び余長

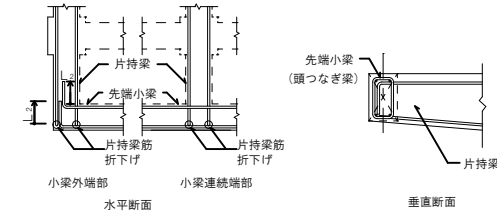
(ア) 先端に小梁のない場合は、図7.12による。



- (注) 1. 図示のない事項は、7.1による。
2. 印は、余長位置を示す。
3. 先端の折曲げの長さ L_1 は、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。

図7.12 片持梁主筋の定着及び余長

(イ) 先端に小梁がある場合は、図7.13による。



- (注) 1. 図示のない場合は、(ア)による。
2. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
3. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

図7.13 片持梁主筋の定着

(2) あばら筋は、7.2による。

8.1 壁

(1) 一般事項

(ア) 一般壁筋の重ね継手の長さは L_1 とし、耐力壁筋の重ね継手長さは特記による。

また定着の長さは L_2 とし、鉄筋の継手位置は、柱・梁部以外とする。

(イ) 幅止め筋は、縦横ともD10-1,000程度とする。

(ウ) 打増し部分に、壁及びスラブ等が取り付けく場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打増し部分は含まない。

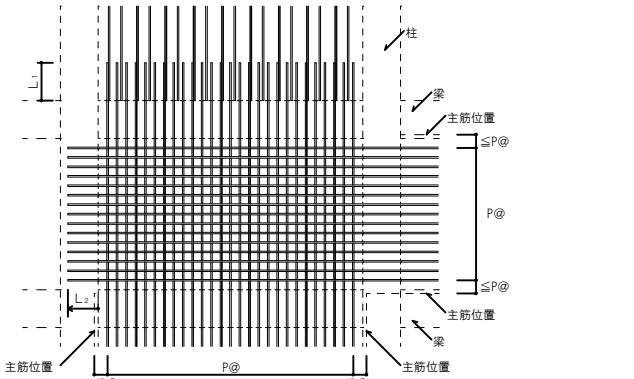


図8.1 壁の配筋

(注) 図中のP@は、特記された壁筋の間隔を示す。

(2) 壁の配筋は表8.1により、種別は設計図による。

表8.1 壁の配筋

種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)
W12	D10-200#シングル	120
W15A	D10-150#シングル	150
W15B	D10-100#シングル	150
W18A	D10-200#ダブル	180
W18B	D10-150#ダブル	180
W20A	D10-200#ダブル	200
W20B	D10-150#ダブル	200

(注) 壁筋の配筋順序は、規定しない。

(3) 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋は表8.2により、種別は設計図による。

表8.2 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋

種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)	階段の配筋 種別(表10.1)
KW1	縦筋 D13-200#ダブル 横筋 D10-200#ダブル	180	KA1 KA3
KW2	縦筋 D13-150#ダブル 横筋 D10-200#ダブル	200	KA2 KA4

(注) 縦筋は、横筋の外側に配筋する。

(4) 土圧を受ける壁の配筋は、設計図による。

(5) 壁の交差部及び端部の配筋は、図8.2による。

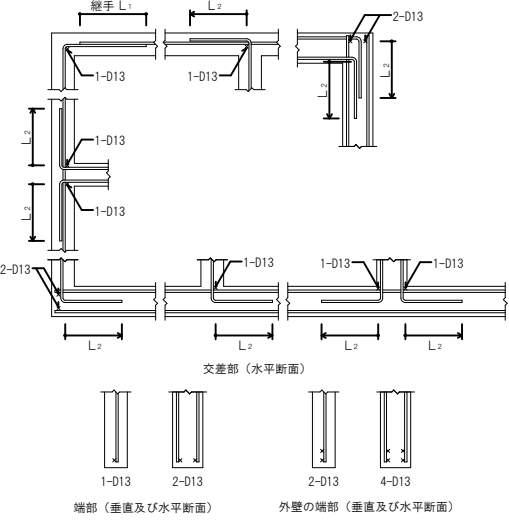


図8.2 壁の交差部及び端部の配筋

8.2 一般壁の補強

(1) 壁開口部の補強

(ア) 耐力壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表8.3、B形は表8.4とし、適用は構造図による。
なお、耐力壁の補強筋は、構造図による。

表8.3 壁開口部補強筋 (A形)

壁の種別	縦横	斜め
W12, W15	1-D13	1-D13
W18, W20	2-D13	2-D13

表8.4 壁開口部補強筋 (B形)

壁の種別	縦横	斜め
W12, W15	2-D13	1-D13
W18, W20	4-D13	2-D13

(イ) 壁開口部補強筋の定着長さは、図8.3による。

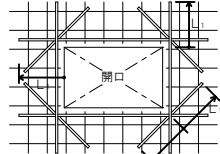


図8.3 壁開口部補強筋の定着長さ

(2) コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、設計図による。

9.1 スラブ

(1) スラブ及び土間コンクリートの上り下がりには、 R_L を基準とした寸法値とする。

(2) 土間スラブ下の砂利地床厚及び捨てコンクリート厚は設計図による。

(3) 土間コンクリート補強筋(D0)の配筋及びコンクリート厚さは設計図による。

(4) スラブの配筋(S形配筋)は表9.1及び図9.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図による。

表9.1 S形配筋

配筋種別	短辺方向(主筋) 全域	長辺方向(配力筋) 全域
S1	D13-100#	D13-100#
S2	同上	D13-150#
S3	同上	D10, D13-150#
S4	D13-150#	D13-150#
S5	同上	D10, D13-150#
S6	同上	D10-150#
S7	D10, D13-150#	D10, D13-150#

配筋種別	短辺方向(主筋) 全域	長辺方向(配力筋) 全域
S8	D10, D13-150#	D10-150#
S9	同上	D10-200#
S10	D10, D13-200#	D10, D13-200#
S11	同上	D10-200#
S12	同上	D10-250#
S13	D10-200#	D10-200#
S14	同上	D10-250#

(注) 上端筋、下端筋とも同一配筋とする。

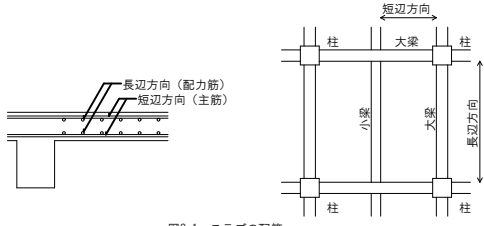


図9.1 スラブの配筋

(5) 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。

(6) 原則として引き通し、鉄筋の重ね継手長さは L_1 とする。

(7) 定着長さ及び受け筋は、図9.2による。

ただし、引き通すことができない場合は、図9.3により梁内に定着する。

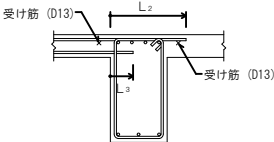
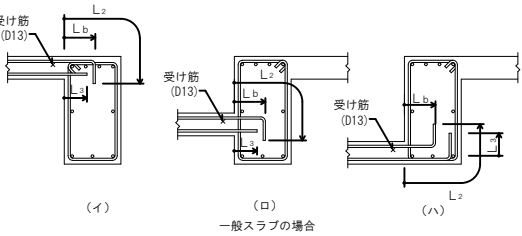


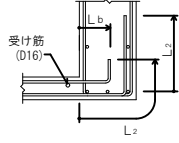
図9.2 スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その1)



(イ)

(ロ)

一般スラブの場合



耐圧スラブの場合

図9.3 スラブ筋の定着長さ及び受け筋(その2)

9.2 片持スラブ

片持スラブは、プレキャストコンクリート部材又は現場打ちコンクリート部材とする。

プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は、設計図による。

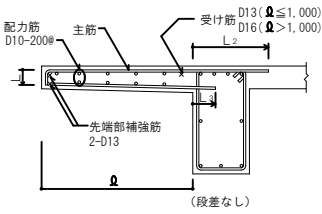
片持スラブの配筋は、次による。

(1) 片持スラブの配筋(CS形配筋)は、表9.2並びに図9.4及び図9.5により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図による。

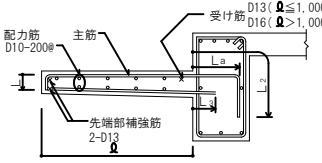
表9.2 CS形配筋

配筋種別	主筋
CS1	上 D13-100# 下 D13-200#
CS2	上 D13-150# 下 D13-300#
CS3	上 D10, D13-150# 下 D10, D13-300#
CS4	上 D10, D13-200# 下 D10-200#

配筋種別	主筋
CS5	上 D10-200# 下 D10-400#
CS6	上 D10, D13-200# 下 —
CS7	上 D10-200# 下 —

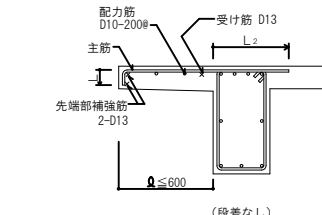


(段差なし)

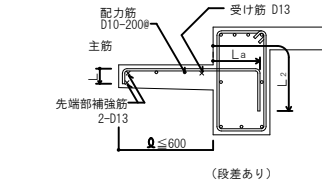


(注) 1. 先端の折り曲げ長さ L_1 は、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.4 片持スラブの配筋 (CS11 からCS15)



(段差なし)

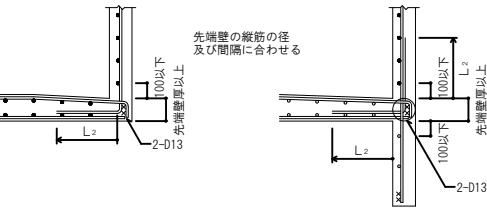


(段差あり)

(注) 1. 先端の折り曲げ長さ L_1 は、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.5 片持スラブの配筋 (CS16及びCS17)

(2) 先端に壁が付く場合の配筋は、図9.6による。



垂れ壁のない場合

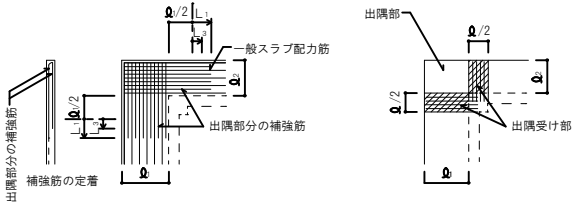
垂れ壁のある場合

図9.6 先端に壁が付く場合の配筋

(3) 出隅部

(ア) 出隅部の補強筋は設計図により、配筋方法は、図9.7による。

(イ) 出隅受け部分(図9.7の斜線部分)の補強筋は設計図による。



(注) $d \geq d_2$ とする

(注) 1. $d \geq d_2$ とする

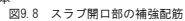
2. 出隅受け部配筋は柱又は梁に L_1 定着する。

出隅部分補強配筋

出隅受け部配筋

図9.7 片持ちスラブ出隅部の補強配筋

(1) スラブ開口部の補強
スラブ開口部の補強方法は、設計図による。設計図になければ、(ア)(イ)による。
(ア) スラブ開口の最大径が700mm以下の場合は、図9.8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13 ($\Phi = 2L$) シングルを上下筋の内側に配筋する。



(2) 屋根スラブの補強
屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

(注) $a \leq 300$ の場合

図9.10 打継ぎ補強配筋

(注) $a \leq 300$ の場合

図9.11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

片持スラブ形階段の配筋は、表10.1及び図10.1により、寸法及び配筋種別は、設計図による。

表10.1 片持スラブ形階段の配筋

配筋種別	KA1	KA2
配筋図		
配筋種別	KA3	KA4
配筋図		

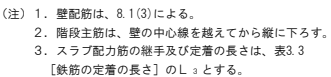


図10.1 片持スラブ形階段配筋の定着

二辺固定スラブ形階段は、プレキャストコンクリート部材又は現場打ちコンクリート部材とする。
プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は設計図による。

二辺固定スラブ形階段の配筋は表10.2並びに図10.2及び図10.3により、寸法及び配筋種別は、設計図による。

表10.2 二辺固定スラブ形配筋

配筋種別	上階筋、下階筋とも（全域）
KB1	D13-200#
KB2	D13-150#
KB3	D13-100#
KB4	D13、D16-150#
KB5	D16-150#
KB6	D16-125#
KB7	D16-100#



図10.2 二辺固定スラブ形階段配筋(その1)



図10.3 二辺固定スラブ形階段配筋（その2）

- (1) 梁貫通孔は、次による。
 - (ア) 梁貫通孔補強筋の名称等は、図11.1による。
 - (イ) 孔の径は、梁せいひの1/3以下とする。
 - (ロ) 孔の上下方向の位置は、梁せいひの中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3（Dは梁せいひ）の範囲には設けてはならない。
 - (ハ) 孔は、柱面から原則として、1.5D以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。
 - (ニ) 孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の3倍以上とする。
 - (ホ) 縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。
 - (ヘ) 補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図11.2による。
 - (ロ) 孔の径が梁せいひの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋でき、かつ、設計図に特記された場合において、補強を省略することができる。
 - (ケ) 溶接金網の余長は、1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。
 - (コ) 溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋1-13本のリング筋を取り付け。
なお、リング筋は、溶接金網に4箇所以上溶接する。
 - (サ) 溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。
 - (シ) 他の開口を設けない範囲は、図11.3による。

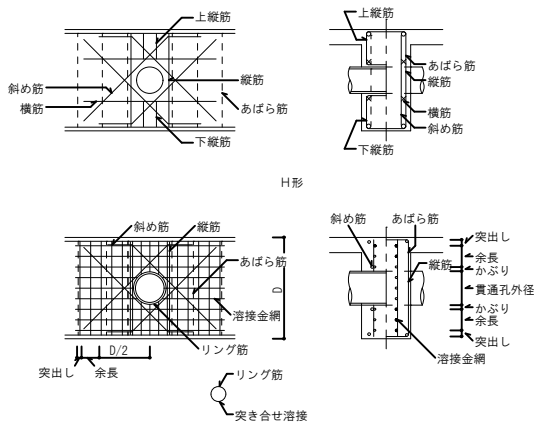


図11.1 梁貫通孔補強筋の名称等

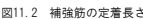
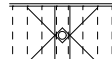


図11.3 他の開孔を設けない範囲

(2) 梁貫通孔の補強形式は表11.1～表11.2により、配筋種別は設計図による。

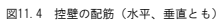
表11.1 H形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	横筋	上下縦筋	配筋図
H1	2-2-D13	なし	なし	なし	
H2		2-2-D13			
H3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H4	4-2-D16				
H5	4-2-D16	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H6	4-2-D19				
H7	4-2-D22				

(注) - - - - は、一般部分のあばら筋を示す。

(注) - - - - は、一般部分のあばら筋を示す。

(1) 控壁は、次による。
(ア) 控壁の配置は、設計図による。
(イ) 配筋は、図11.4による。



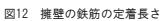
(2) 帳壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強は、図11.5による。



パラベットの先端補強筋は図11.6により、コンクリート厚さ及び配筋は構造図による。



宅地造成等規制区域外での高さ2m以下の擁壁の鉄筋の定着長さは図12により、コンクリートの厚さ及び配筋は構造図による。



1. 一般事項

(3) 床組 下記●印で選択した床組を適用する

● 剛な床組 ○ 柔な床組

(1) 使用する金物は、(財) 日本住宅・木造技術センターの定める規格によるマーク表示品または、これと同等以上のものを使用する。

(2) 接合及び補強をするに当たっては、接合部位の納まりに適した金物を使用すること。

(3) 接合金物の許容耐力一覧表

※ 表値は鋼板添え板による25%割増の値を示す。長期許容せん断耐力の値は表値の1/2とする。

※ べいまつ類：べいまつ・くろまつ・あかまつ・からまつ・つが
すいほう類：さくらばくちぎすうひばにせうすきちろす・さく・べいすぎ

※ ラグスクリューLS12は首下長10cm以上とし、柱寸法10.5cm角以上の部材に適用される。

※ 算出根拠は、日本建築学会発行の「木質構造設計基準・同解説」による。

(4) アンカーボルト 下記●印で選択したアンカーボルトを適用する

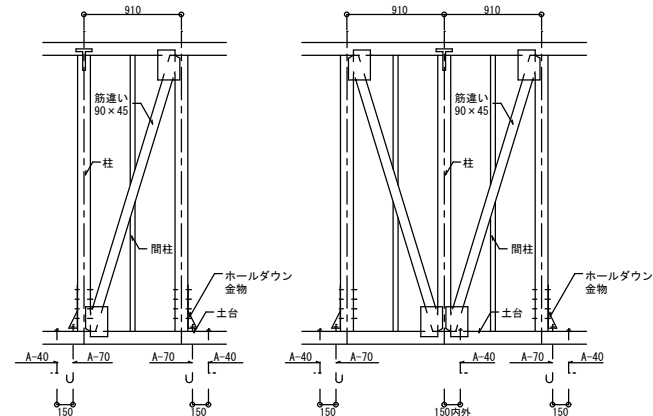
アンカーボルト	M12	L = ●400 ・ 450 ・ 500	
	M16	L = ●600 ●700 ・ 800 ・ 900 ・ 1000	

1 基礎と土台の緊結

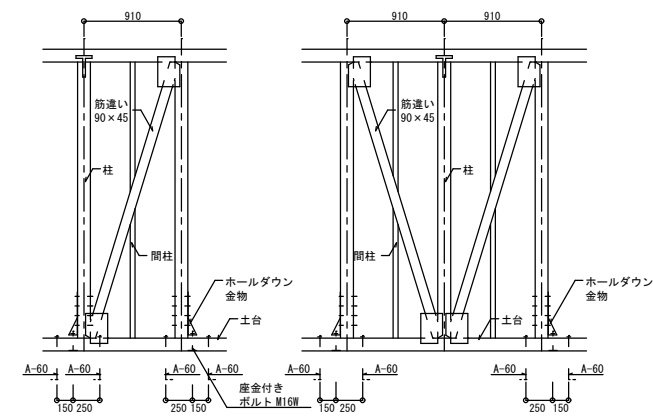
(1) アンカーボルトの配置

(a)筋違いを設けた耐力壁の部分は両端柱の外側下部に近い位置を原則とする

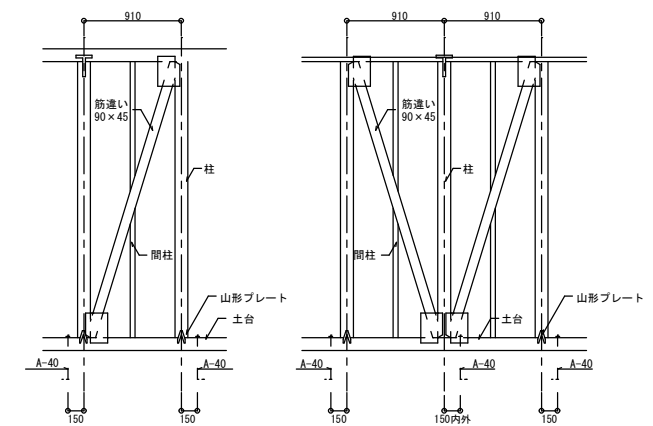
① ホールダウン金物をアンカーボルト（A-70）で緊結する場合



② ホールダウン金物を座金付きボルト (M16W) で土台と緊結する場合

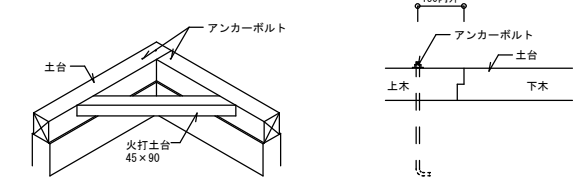


③ 山形プレートで土台と緊結する場合、または金物の無い場合



(b)構造用合板を張った耐力壁の場合は(c)に準ずる

(c)隅各部、土台継手及び土台仕口箇所端面



(d) 上記(a), (b) 及び(c) 以外の部分においては間隔2m以内になるような位置とする

(2) アンカーボルトの施工

(a) アンカーボルトの芯出しは、型板を用いて基準墨に正確に合わせる。

(b) アンカーボルトのコンクリート基礎への埋め込み長さはA-60、A-70については360mm以上、A-40については250mm以上とする。

なお、アンカーボルトの先端は土台の上端よりナットの外にねじが3山以上出るように固定する。

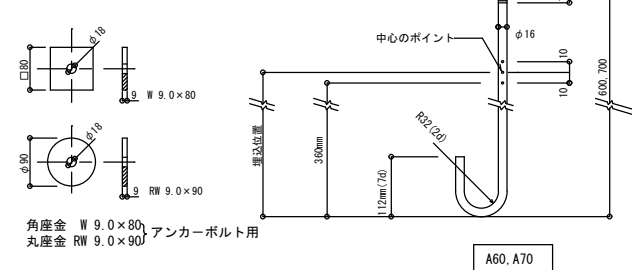
(c) アンカーボルトは、所定の位置に垂直に敷設されるよう位置決め固定具等を使用し、アンカーボルトを布巻型枠材に固定してからコンクリートを打設すること。

(d) アンカーボルトは、衝撃などにより曲がりが生じないよう、慎重に取り扱う。

また、ねじ部分には、損傷・錆の発生・汚れ等を防止するために布、ビニールテープなどを巻いて養生を行う。

(3) アンカーボルトの定着のチェック方法

埋込位置のマークを確認する。
(埋込マークの中心ポイント)

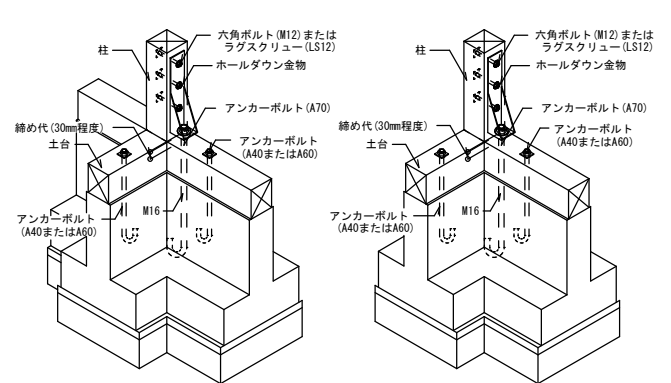


2 柱と基礎（土台）との緊結

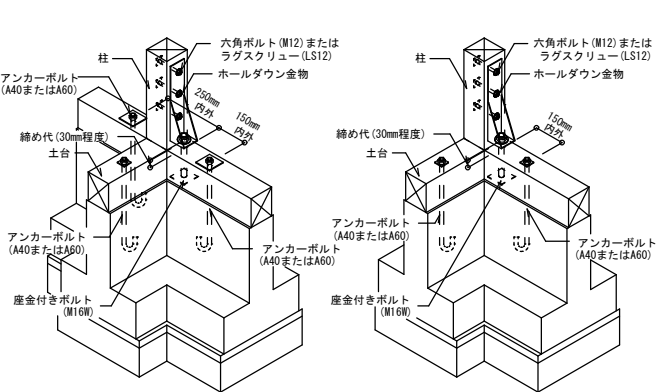
(a) 柱は、構造計算による引き抜き応力に耐えられるように接合金物（ホールダウン金物）により基礎または土台と緊結する。ホールダウン金物は、柱の下部に締め代を30mm程度とり六角ボルト（M12）、ラグスクリュー（LS12）または太めくぎ（ZN90）にて柱に固定する。

(b) 緊結方法は次による

① ホールダウン用アンカーボルトを用いて直接基礎に緊結する場合

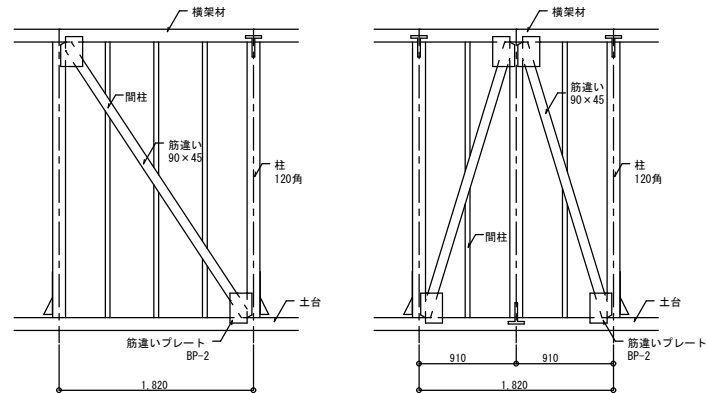


② 座金付きボルト(M16W)を用いて土台と柱を緊結する場合



3 筋違いの仕口

筋違いの仕口は筋違いプレート (BP, BP-2) によって緊結する



4 通し柱

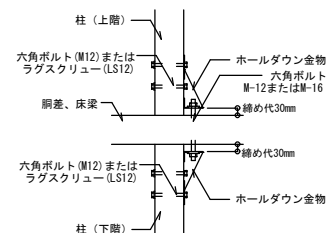
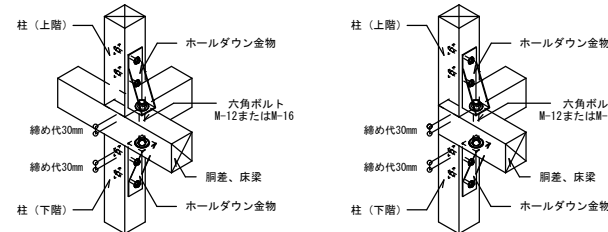
(a) 通し柱は、次のいずれかによる

- ① 1階から3階に達する通し柱とする。
- ② 1階から2階までの通し柱と、2階から3階までの通し柱を組み合わせる場合、当該通し柱と管柱とは接合金物で緊結する。

(b) 通し柱に代わる管柱の補強

外周部の主要な隅柱及び構造計算による引抜き応力が大きい2階の柱は、1階の管柱と接合金物（ホールダウン金物）で緊結する。ホールダウン金物の取付けは、次による。

- ① 上階の柱及び下階の柱にホールダウン金物を用い、柱の下部及び上部に締り六角ボルト (M12)、ラグスクリュー (LS12) 等で各々取付ける。
- ② ホールダウン金物は相互に六角ボルト (M12またはM16) を用い緊結する。



(c) 上記(b)以外の構造計算による引抜き応力が小さい2階柱の接合金物は、短ざく金物(S)、ひら金物(SM-40)等のZマーク表示品、または、これらと同等以上のものとする。

(a) 出隅

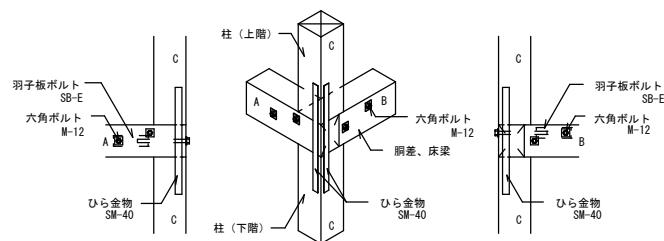
(a) 出隅

- ① 直交する胴差がほぼ同寸であり、かつ同一高さで取合う場合

短ぼ差し

大入れ片あり

羽子板ボルト
SB-E

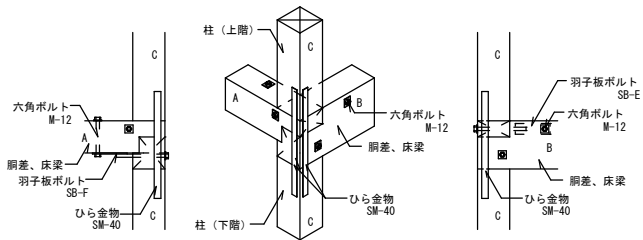


- ② 直交する胴差の寸法が異なり段違いに取合う場合

大入れかぶとあり

短ぼぞ差し

屑ぼぞ差し



- ①、②共、状況に応じて、かね折り金物(SA)を胴差に対して取り付けること。

(b) 入り隅

入り隅は出隅の場合に準ずる。ただし、準ずることが困難な場合には通し柱とする。

(2)「隅柱に準ずる柱」の通し柱と同等以上の耐力を有するような補強方法

- ① 直交する胴差がほぼ同寸で、かつ、同一高さで取合う場合

Figure 1 illustrates two examples of connection methods for the main member and branch member. The left side shows a 3D perspective view of a rectangular member B with a short branch member A attached to its side, labeled "短はぎ差し" (Short member connection). The right side shows a 3D perspective view of a rectangular member A with a large branch member B attached to its side, labeled "大入れあり掛け" (Large member connection). The right side also includes a 2D cross-section diagram showing the connection details, including the use of "羽子板ボルト SB-E" (SB-E type branch plate bolts), "六角ボルト M12" (M12 hex bolts), and "間仕切桁" (intermediate truss). The diagram also shows the connection of a "側差" (side member) and a "ひら金物 SM-40" (SM-40 type flat metal fitting).

- ② 胴差と直交する梁があり、上端が揃う場合

羽子板ボルト
SB-E

六角ボルト
M-12

床梁

ひら金物
SM-40

短ばね差し

大入れあり掛け

ひら金物と干渉する場合は、座席する

羽子板ボルト
SB-E

開き止めのため
確実に取付ける

- ③ 胴差と直交する床梁が胴差の下側にある場合

- ④ 胴差と直交する床梁が胴差の上側にある場合

5 ホールダウン金物周辺の納まり

(1) 筋違いとホールダウン金物の納まり

(a) ホールダウン金物自体と筋違いの重なり

(a) ホールダウン金物自体と筋違いの重なり

床梁との納まり

ホールダウン金物 (S-10)

ボルト (M16)

100

300

0

300

100

土台との納まり

ホールダウン金物 (S-10)

座金付きボルト (M16)

アンカーボルト (M16)

100

300

120

380

100

アンカー埋め込み高さ
L≥360mm

・ 梁成によるボルト長さ (mm)

筋違いが上下の一方にある時	筋違いが上下にある時
D+430	D+800

・ボルト長さ (mm)

座金付きボルト	アンカーボルト
520	900

(b) ホールダウン金物の引寄せボルトと筋違いプレートの角根平頭ボルトのナット部分との重なり

① ホールダウンをずらす

筋違いプレートのボルトと干渉しないようH2をずらす。

Technical drawing showing the installation of a reinforcement plate (筋違いプレート) with bolts. The drawing includes dimensions for the plate and its position relative to the wall structure. A note indicates that the bolt position (H2) should be adjusted to avoid interference with the reinforcement plate.

- ② 改良した筋違いプレートを使用する

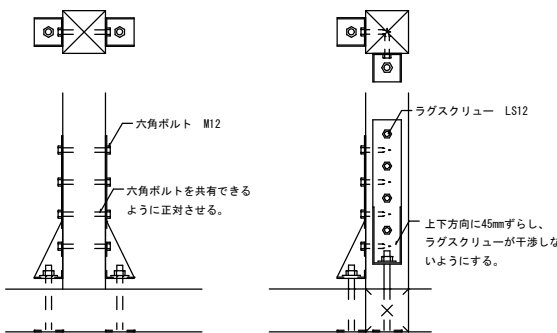
(c) 折衷壁（壁の片側が真壁）におけるホールダウン金物の納まり

(2) 両側真壁の場合のホールダウン金物の納まり

(3) 2本のホールダウン金物の納まり

- ① 向かい合わせに納める。

- ② 直行に納める。

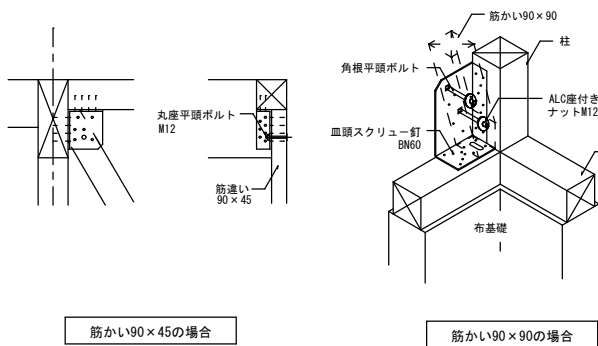


(4) ホールダウンの選定

ホールダウン	ホールダウンのとおりつぐ壁の種類		
	大壁 ※	折衷壁	両面真壁
HD-N	○	×	×
HD-B	○	×	×
S-HD	○	○	○

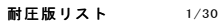
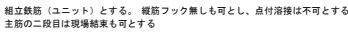
記号
 ○：使用できる。
 ×：納まらないため、使用できない。
 ※ 面材の受材・筋違いが干渉する場合はS-HDを使用する。

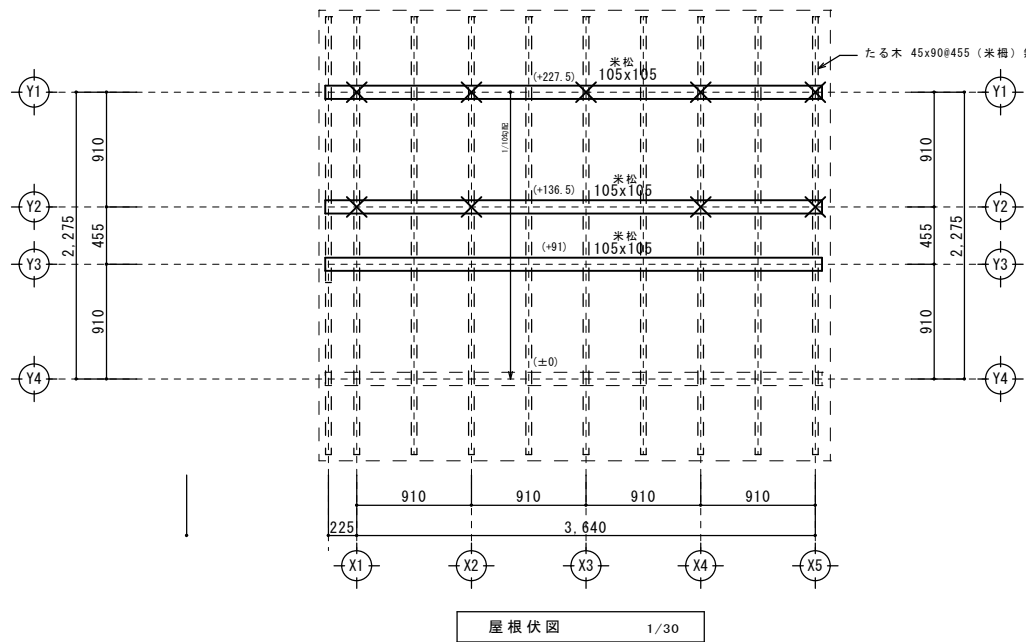
(5) 3階建て用筋違い金物



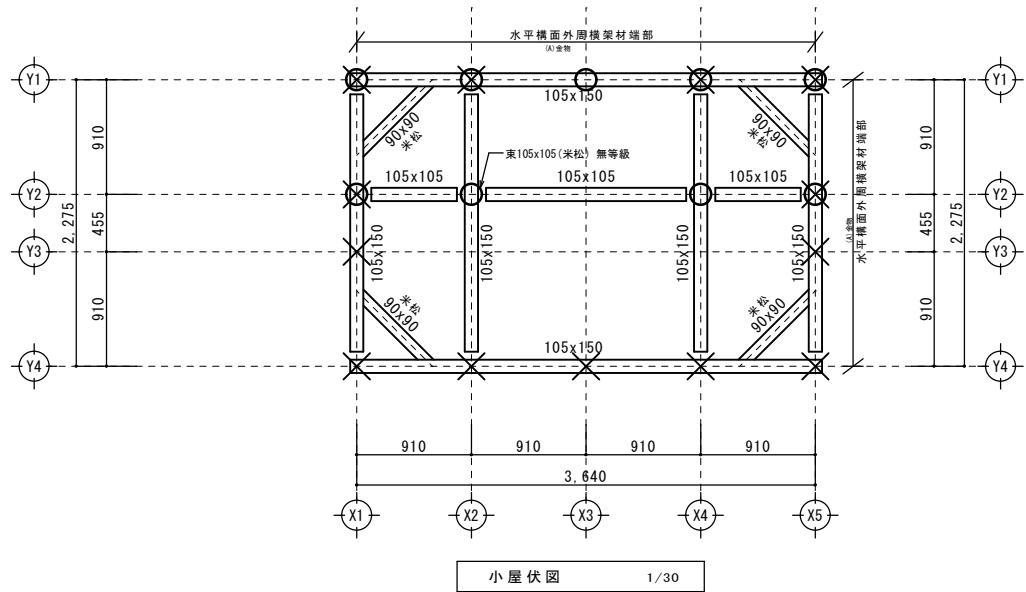


基礎と土台は、アンカーボルト（M12 L=400以上）で緊結する。
アンカーボルトは、柱芯から200mm以下とし
但し、ホールダウン用アンカーボルトがある場合は、
ホールダウン用アンカーボルトから、200mm以下に設けること
土台継手（仕口）の端部、又は2000以内に設けること

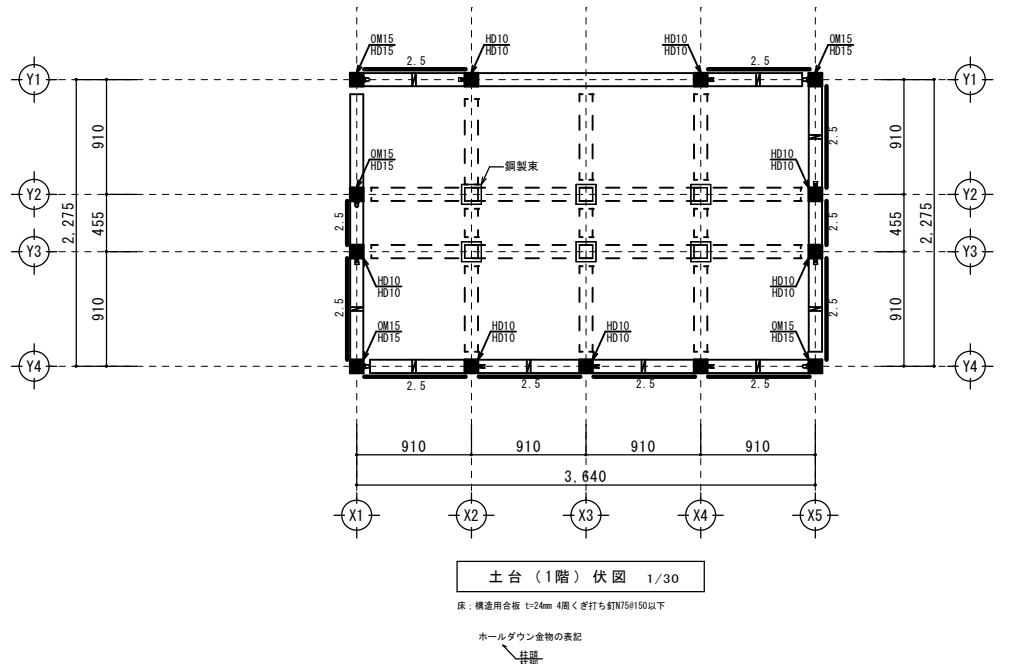




屋根伏図 1/30



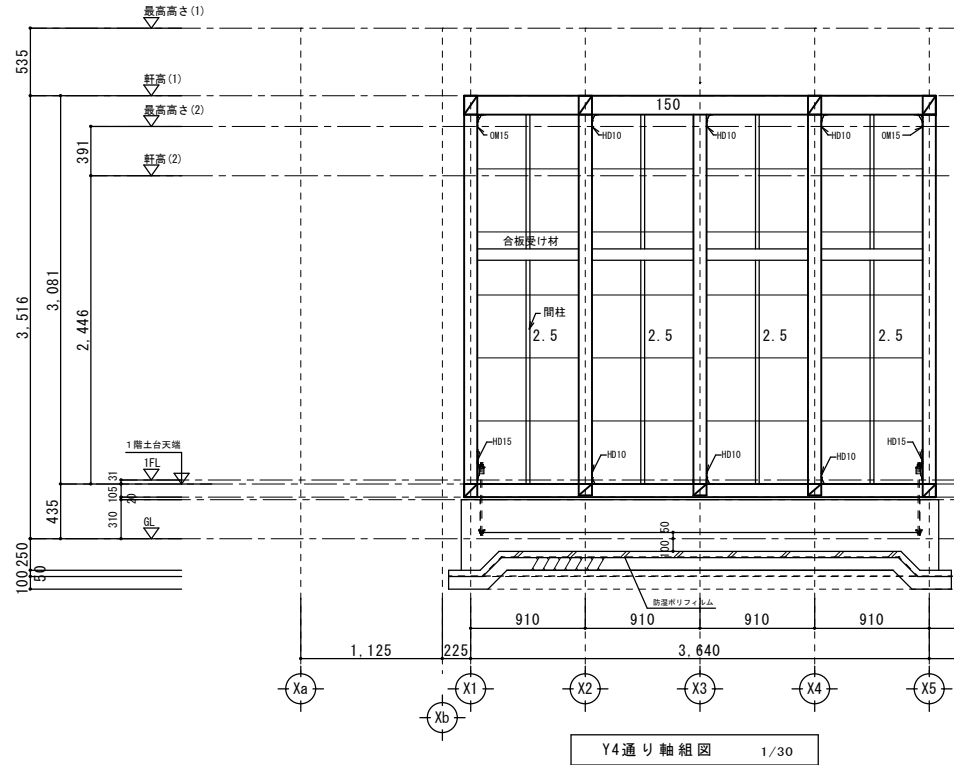
小屋伏図 1/30



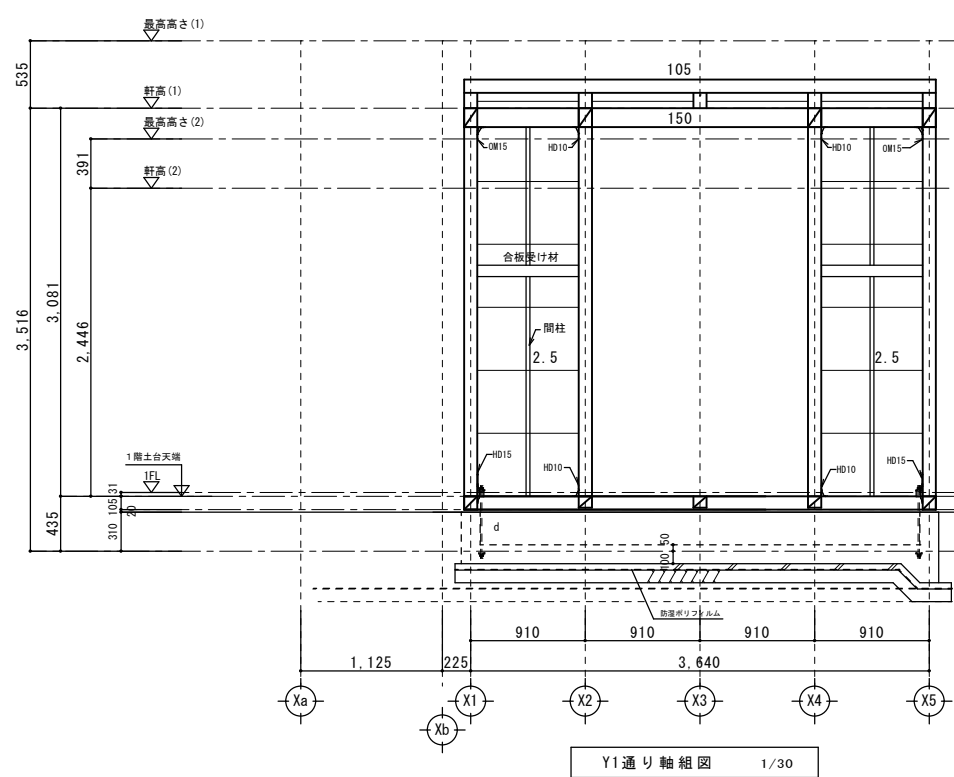
土台(1階)伏図 1/30

床: 構造用合板 t=24mm 4層(ぎ打ち)釘N75@150以下

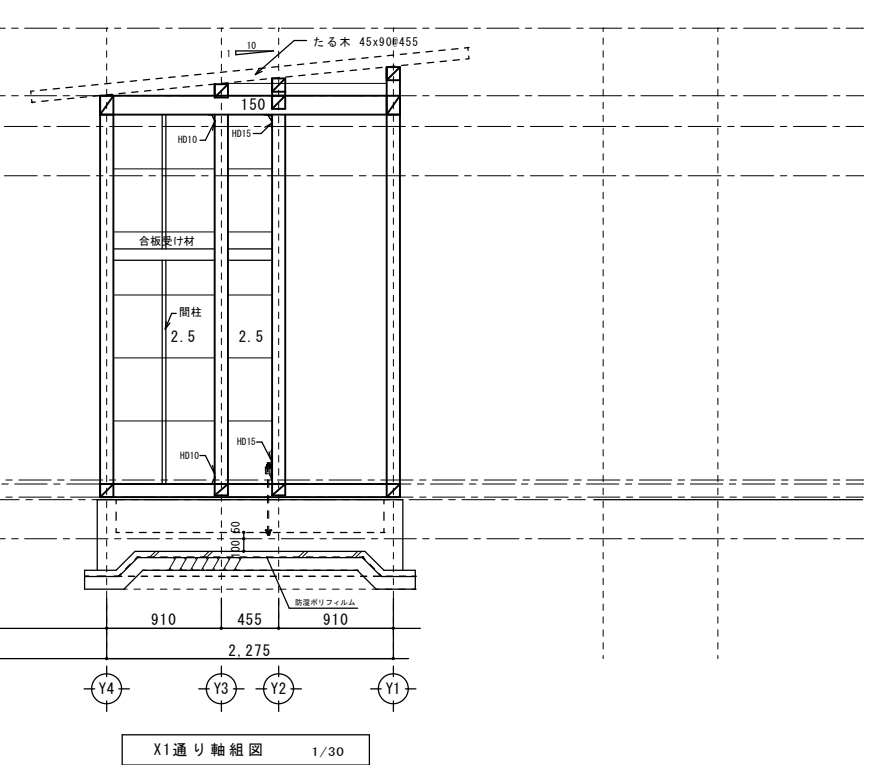
ホールダウン金物の表記
柱
柱脚



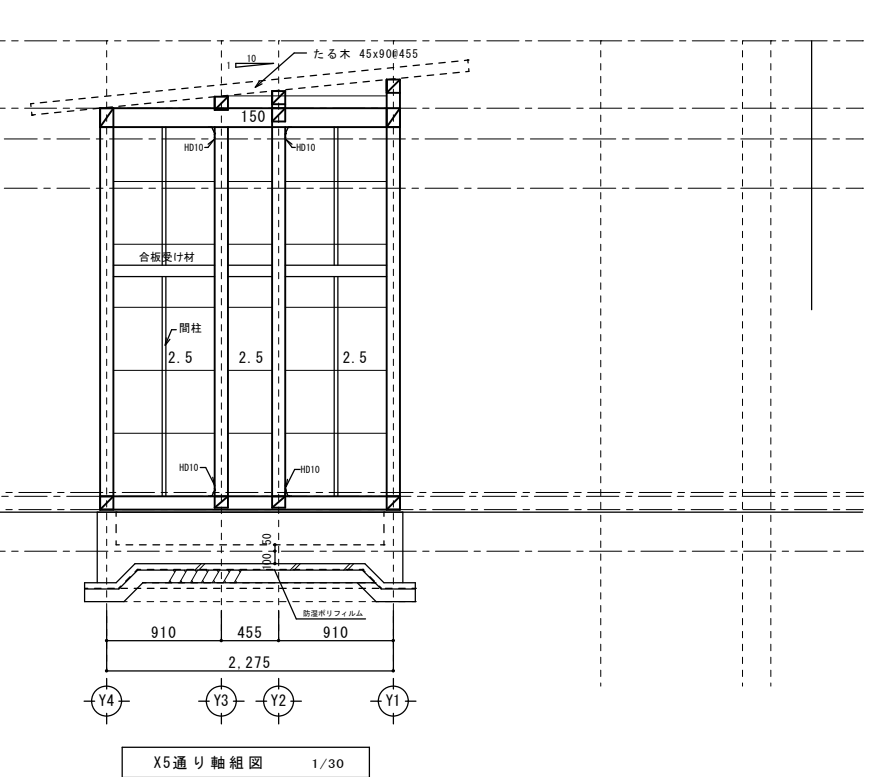
Y4通り軸組図 1/30



Y1通り軸組図 1/30



X1通り軸組図 1/30



X5通り軸組図 1/30

特記事項

■ 印は管柱 105x105 (集成材 E95-F315) 同一等級構成 (WWまたはRW)
ホゾは30x90以下とする。

✕ 下の階の柱

○ 束を示す105x105 材種 米松 (無等級)

特記なき 梁材種は E105-F300対象異等級構成 (欧州赤松同等) とする

—— 印の1階 土台は 105x105米松 (無等級KD材・注入) とする

----- 印は合板受け 90x90 @910材種は米松の無等級KD材とする

水平構面外周構架材接合部 (継手、仕口)

特記なき水平構面外周構架材接合部は (A) 金物とする
注) 金物が納まらない場合は梁をサイズアップする。

(A) 大入れ蟻掛け+羽子板ボルト (仕口)
又は、これと同等以上の接合方法としたもの (10.1KN)

(B) プレセッターSU金物 PS-18SU
又は、これと同等以上の接合方法としたもの (14.5KN)

耐力壁 凡例

※4.6条に定める準常震適用の耐力壁は最大地震強度とする。
地震耐力設計適用の耐力壁は最大震度5強とする。

記号	倍率	耐力壁の種類
HD10	2.5	【大型】 (建告1100号) 構造用合板 (特製) 9.0mm 釘N50 外周@150以下、中通@150以下
HD15	2.5	【大型】 (建告1100号) 構造用合板 (特製) 9.0mm 釘N50 外周@150以下、中通@150以下
OM15	2.5	オメガコーナー15KN用 (タナカ) または同等品
PSBP-45	2.5	柱脚金物 PSBP-45 (105) または同等品

※部材断面・材料強度等の変更に関しては、安全側への変更を許容する

※認定品は各メーカーの認定書 (施工要領) に従い施工のこと。

※防蟻・防蟻処理は土台を含み地面からの高さが 1.0m以内の
外壁の軸組及び外壁の本質系下地材 (室内側に露出した部分を除く) 範囲とする。

たる木 45x90#455 材種は 米松 (無等級KD材) とする

たる木の側面から軒桁、母屋、棟木上面に対してN75釘2を斜め打ち、又は
同等以上の耐力を有するもの

野地板 (壁根)
構造用合板 (7) 12mm (釘N50@150以下) オドリ張りとする

木造軸組接合部標準図

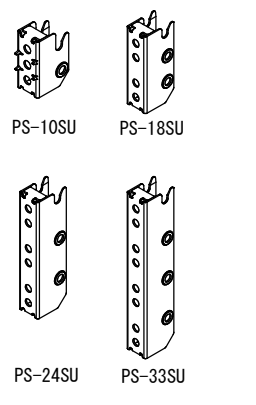
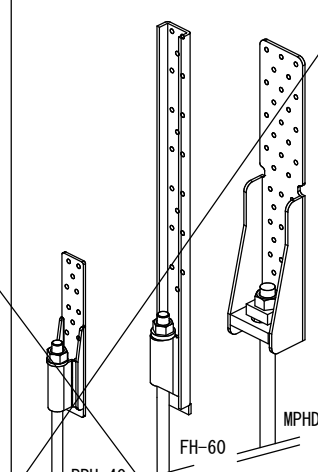
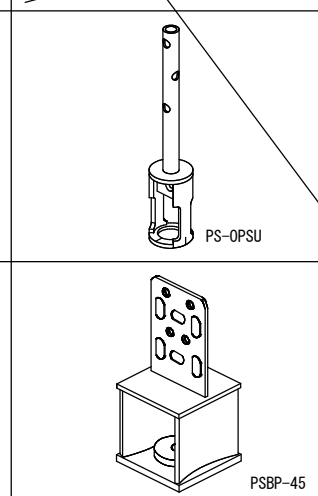
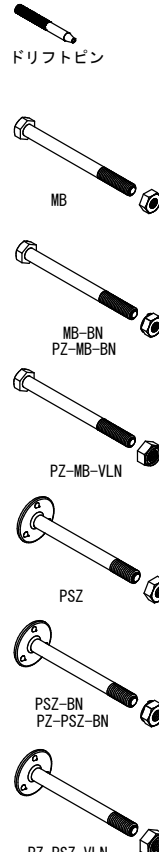
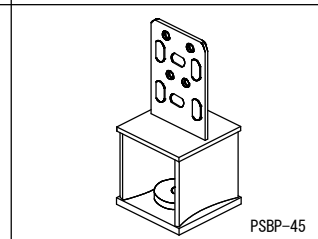
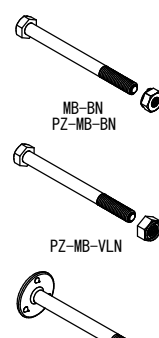
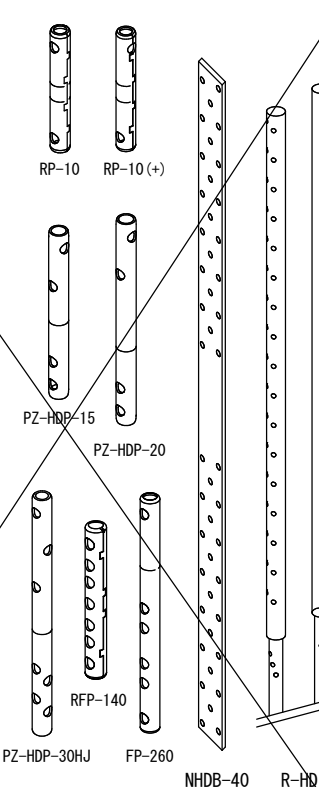
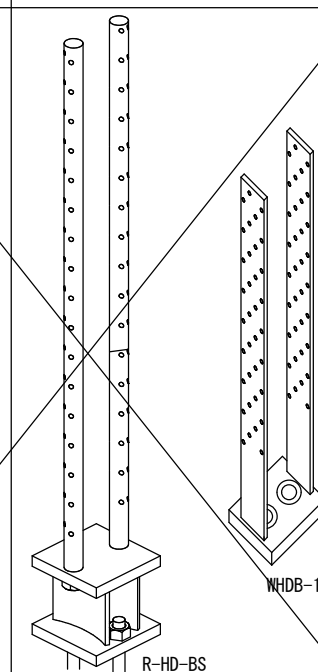
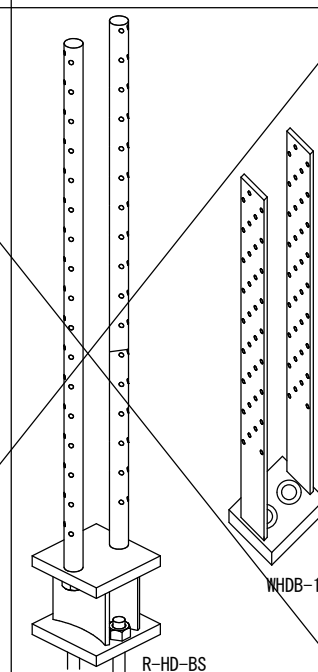
金物工法 ～プレッターSU 金物リスト～

Ver. 3.0

設：設計者判断・計算運用による
社：社内試験データあり

・使用上の責任は全て使用者にあり、BXカネシンはいかなる責務も負いません。
・中大規模プレカット技術協会標準図を参考に作成しております。設計図書には合わせてお使いください。
・お気付きの点や社内試験結果の詳細は、BXカネシン(株) 特需営業部 MP課まで。

BXカネシン株式会社
作成：特需営業部 MP課 / 連絡先：0120-10-6781

接合具		接合具		接合具		柱頭柱脚金物の耐力（集成材仕様）												
種類・記号	形状	種類・記号	形状	種類・記号	形状	金物名称	引張・短期基準耐力 [kN]				せん断	備考						
							中柱	出隅柱	隅柱	柱継ぎ	短期基準耐力 [kN]							
プレセッターSU 梁受金物	☐ PS-10SU 梁成 105・120・150			☒ カットスクリューⅢ C-SW-Ⅲ ☐ カットスクリューミッド C-SW-M ☐ 丸座金 ☐ RW6.0×68×φ14 ☐ RW9.0×90×φ18 ☐ 専用金物φ58 ☐ バネ付丸座金 ☐ 4.5×45φ-B ☐ 角座金 ☐ W4.5×40×φ14 ☐ W6.0×60×φ14 ☐ W9.0×80×φ18 ☐ W12×110×95 ☐ W25×100×270		RP-10	11.2	11.1	4.71 社	11.25 社	4.5 社	PZ-HDP-30は全種類共通						
	☒ PS-18SU 梁成 180・210 ※倉庫仕様 勾配0～5/10：180・210・240 勾配5/10超～10/10：210・240					RP-10(+)	11.9	10.3	—	—	—							
	☐ PS-24SU 梁成 240・270・300					PZ-HDP-15	21.1	16.2	9.93 社	—	6.27 社							
	☐ PS-33SU 梁成 330・360					PZ-HDP-20	24.3	16.9	16.9	—	5.36 社							
	☐ PS-39SU 梁成 390～510 ※PS-24SU + PS-18SU					PZ-HDP-30HJ・PZ-HDP-30	30.6	30.6	30.6	30.6・—	5.10 社 4.53 社							
	☐ PS-54SU 梁成 540以上 ※PS-33SU + PS-24SU					RFP-140	11.9	11.2	—	—	4.43							
	☐ PSBS-L360					FP-260	11.1	11.1	11.1	—	3.99 社							
和室ハリアフリー金具	☐ PS-SU10BF 大引受け金物			☒ ドリフトピン ☐ MB 中ボルト・ナット付 ☐ MB-BN 中ボルト・バネナット付 ☐ PZ-MB-BN 中ボルト・バネナット付 ☐ PZ-MB-VLN 中ボルト・Vロックナット付 ☐ PSZ PS座付ボルト・ナット付 ☐ PSZ-BN PS座付ボルト・バネナット付 ☐ PZ-PSZ-BN PS座付ボルト・バネナット付 ☐ PZ-PSZ-VLN PS座付ボルト・Vロックナット付		PS-OP・PS-OPSU	27.1、37.0、39.0				6.4	45.9kNに対応するアンカーボルトを使用						
	☐ PSBS-L360 ※PSBS-L360の姿図は割愛しています					NHDB-40	40.5		—									
土台継手金具	☐ PS-DJSU 土台継手用			☒ PSBP-45 (105用) 土台成105用 ☐ PSBP-45 (120用) 土台成120用		PS-OPSU	45.9				9.3							
	PS-DJSU					FH-60	60.0		—									
柱頭柱脚金物・パイプ系	☐ RP-10			☐ R-HD-B (受注生産品) ☐ WHDB-160 (受注生産品)		PS-OPSU	108.1				—	NHDB-40						
	☐ RP-10(+)						120.1											
	☐ PZ-HDP-15						160.9											
	☐ PZ-HDP-20						※複数個使いの耐力に関しては設計者判断による											
	☐ PZ-HDP-30HJ						告示記号 (N値) 必要耐力 [kN]											
	☐ PZ-HDP-30 (105-150)						1階柱脚											
	☐ PZ-HDP-30 (180-210)						一般部柱頭・柱脚											
	☐ PZ-HDP-30 (240-300)						中柱											
	☐ PZ-HDP-30 (330-390)						出隅柱											
	☐ RFP-140						隅柱											
	☐ FP-260						柱継											
	☐ PZ-HDP-20CN						柱・梁											
	☐ NHDB-40 (受注生産品)						梁・梁											
	☐ R-HD (受注生産品)						逆せん断											
	柱頭柱脚金物の耐力（N値対応表）							※複数個使いの耐力に関しては設計者判断による										
	告示記号 (N値)						必要耐力 [kN]	1階柱脚			一般部柱頭・柱脚			短期基準耐力 [kN]				
		中柱	出隅柱	隅柱	中柱	出隅柱	隅柱	柱継										
へ (1.8)	10.0	RP-10 RP-10(+)	RP-10 RP-10(+)		RP-10 RP-10(+)	RP-10 RP-10(+)		RP-10 RP-10(+)	PZ-HDP-15 ※HDP-15は9.93kN PZ-HDP-20	RP-10 PZ-HDP-30HJ								
と (2.8)	15.0	PZ-HDP-15	PZ-HDP-15		PZ-HDP-15	PZ-HDP-15		PZ-HDP-15	PZ-HDP-30HJ PZ-HDP-30	PZ-HDP-20								
ち (3.7)	20.0	PZ-HDP-15 PZ-HDP-20	PS-OP PS-OPSU		PZ-HDP-15 PZ-HDP-20 PZ-HDP-20CN	PZ-HDP-30HJ PZ-HDP-30 PZ-HDP-20CN		PZ-HDP-30HJ PZ-HDP-30		PZ-HDP-30HJ								
り (4.7)	25.0	※PS-OP・PS-OPSU (A Bolt 埋込長L=386以上)						PZ-HDP-30HJ PZ-HDP-30										
ぬ (5.6)	30.0	※PS-OP・PS-OPSU (A Bolt 埋込長L=525以上)																
-(6.6)	35.0	※PS-OP・PS-OPSU (A Bolt 埋込長L=525以上)																
-(7.5)	40.0	PSBP-45																
-(8.4)	45.0	PSBP-45																
-(11.3)	60.0	FH-60																
梁受金物の耐力							※樹種はオウシュウアカマツ（対称異等級構成構造用集成材E105-F300 以上）											
	金物名称 (型番)	対応梁成 [mm]		短期基準耐力 [kN]														
梁	PS-10SU	105・120・150		10.2	9.2	8.7	7.3	6.8										
	PS-18SU	180・210		14.5	18.3	19.0	17.4	16.3										
	PS-24SU	240・270・300		21.8	25.4	31.3	26.1	27.0										
	PS-33SU	330・360		24.8	34.6	35.8	40.5	39.0										
	PS-39SU	390～510		35.2	42.0	45.6	46.0											
	PS-54SU	540・570		48.1	54.0	51.3	67.2											
	PS-60SU	600～870		53.7	62.7	82.0	73.5											
	PS-90SU	900以上		53.7	107.0	82.0	113.9											
大引	PS-SU10BF	90以上		—	—	—	3.1 社											
登梁	PS-18SU	0/10<勾配≤5/10：180・210・240 5/10<勾配≤10/10：210・240		12.7 社	13.4 社	23.2 社	17.4 社											
プレセッターSU+PS短ざくの耐力							※樹種はオウシュウアカマツ（対称異等級構成構造用集成材E105-F300 以上）											
梁受金物							短期許容引張耐力 [kN]											
							PS短ざく使用枚数											
プレセッターSU							なし	1枚	2枚	3枚	4枚							
							PS-18SU	17.6	21.4	25.2	29.0	32.8						
							PS-24SU	22.6	26.4	30.2	34.0	37.8						
							PS-33SU	27.3	31.1	34.9	38.7	42.5						
仕様可能推奨樹種																		
部位	規格			強度等級			材巾 [mm]		材成 [mm]									
土台	KD材			ひのき			E70以上SD15以下		105角≤									
柱	同一等級構成構造用集成材			杉			E65-F255以上		105角≤									
梁	対称異等級構成構造用集成材			スプルス			E105-F300以上		105≤ 105≤									

木造軸組接合部標準図

金物工法 ～プレセッターSU 梁受金物～

Ver. 3. 0

〔設〕：設計者判断・計算運用による
〔社〕：社内試験データあり

・使用上の責任は全て使用者にあり、BXカネシンはいかなる責務も負いません。
・中大規模プレカット技術協会標準図を参考に作成しております。設計図書には合わせてお使いください。
・お気付きの点や社内試験結果の詳細は、BXカネシン(株) 特需営業部 MP課まで。

BXカネシン株式会社

作成：特需営業部 MP課 / 連絡先：0120-10-6781

- ・製品のプレカット・施工・設計に関する詳細はBXカネシン株式会社HP記載の各種マニュアルをご確認ください。
- ・複数個使い等、社内試験・計算対応等、公的試験により確認されていない接合部の設計は事前相談において確認申請機関との協議の上、設計者判断によりお使いください。
- ・〔社〕：社内試験データあり 〔設〕：設計者判断・計算運用による
- ・受注生産品となる金物に関しては事前に納期確認をお願いします。
- ・雨掛り等、外部に使用する場合には適切に防錆処理を施してください。

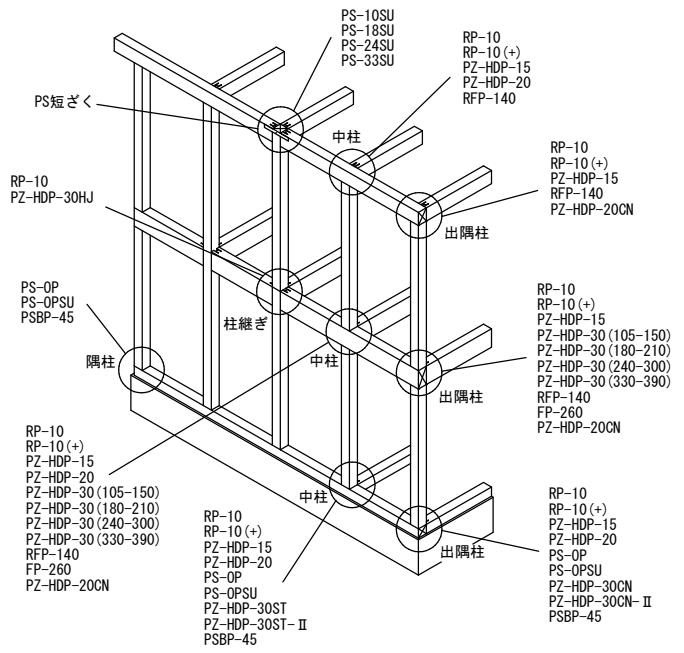
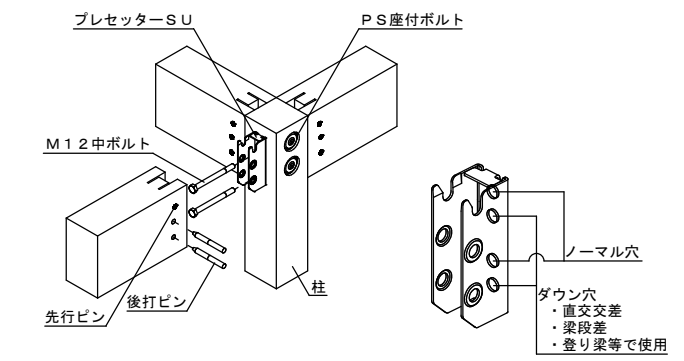


図1 キープラン

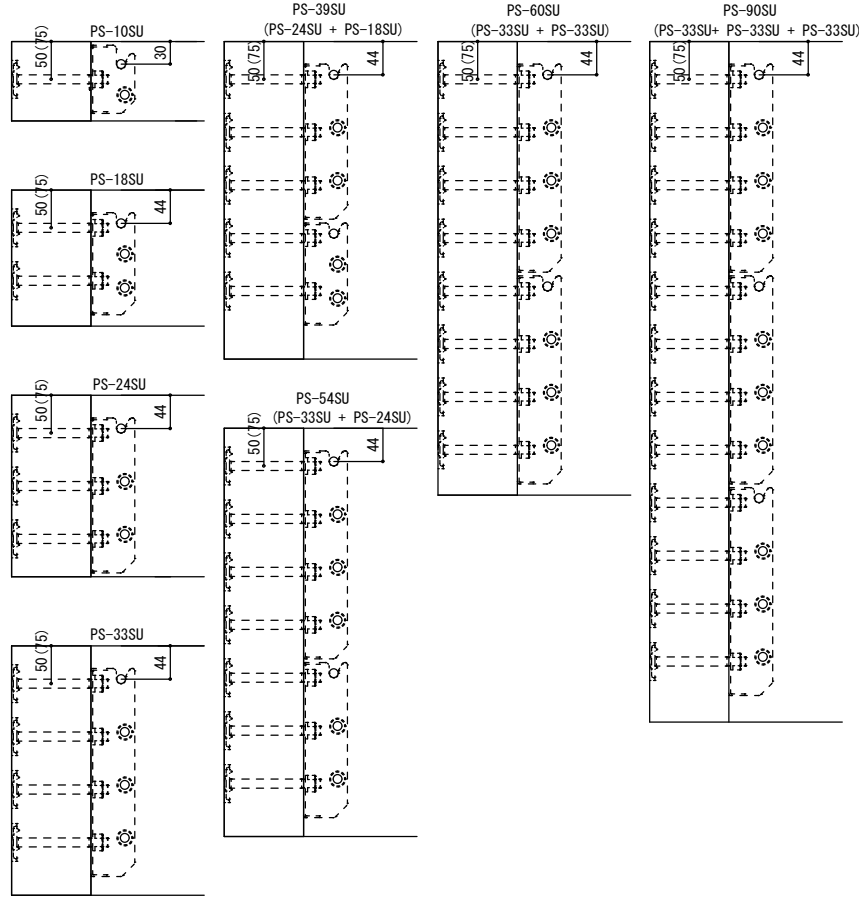
A 柱・横架材接合金物・横架材・横架材：一般部・出隅部

A-1 梁受金物 プレセッターSU

- ・製材を用いる場合はプレセッタータイプMを使用する。尚、樹種は機械等級E70のスギ以上とする。
- ・平角柱のせい方向の穴あけはせん断抵抗する場合、別途指示による。

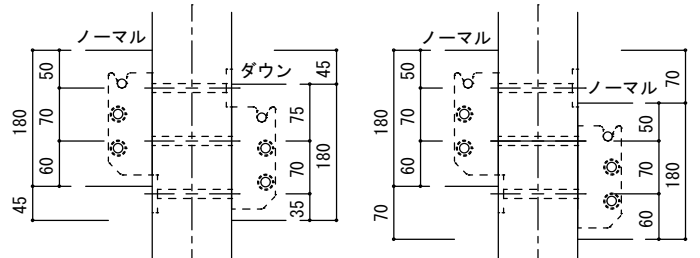


図A-1. 1 梁受金物の直交部分



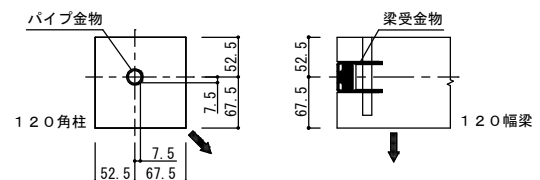
図A-1. 2 PSの各種断面 S=1/10

・ボルト寸法：ノーマル（ダウン）



図A-1. 3 梁段差がある場合 S=1/10

- ・芯ずれがある場合、梁受金物芯から梁側面まで52.5mm以上確保する。

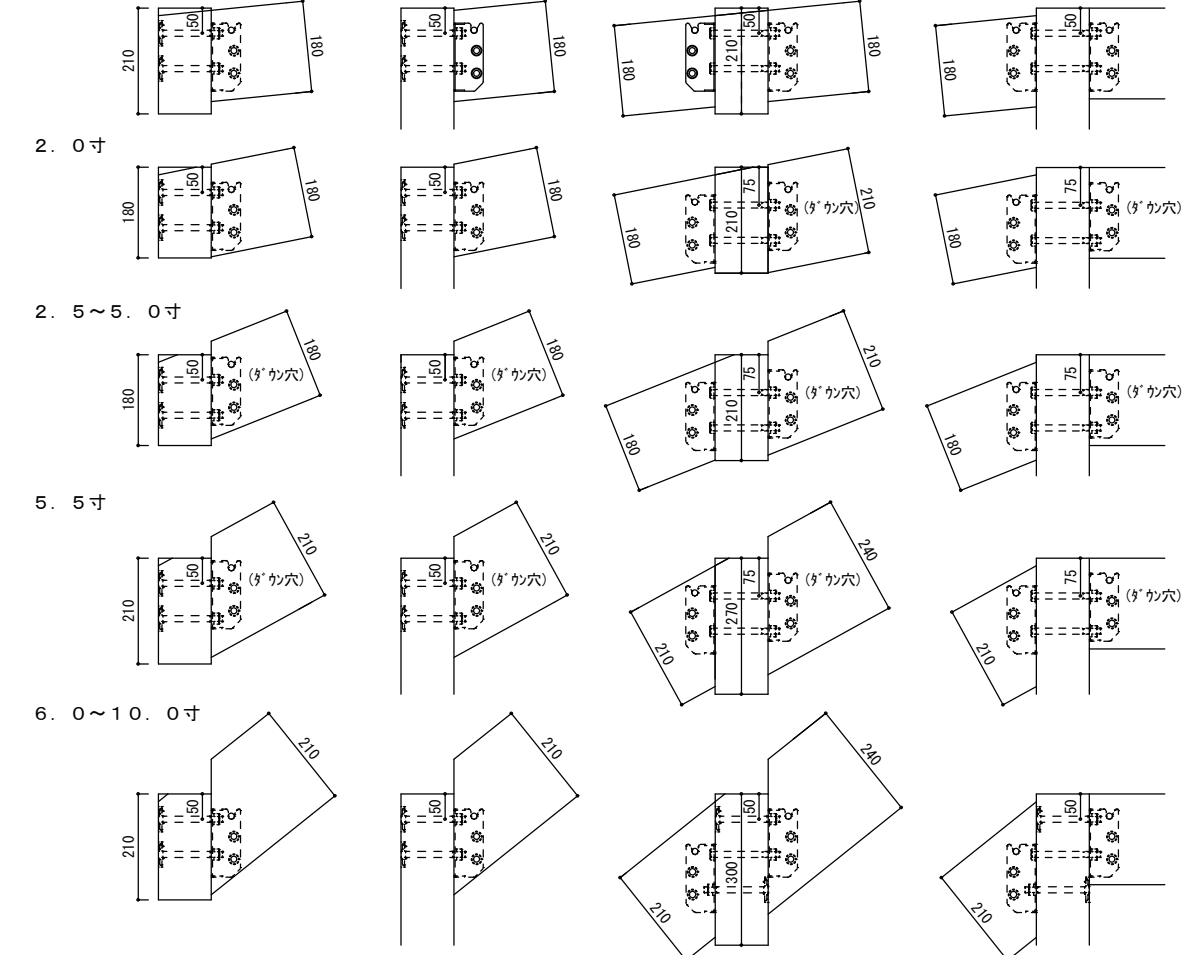


図A-1. 4 芯ずれへの対応（口内部は最小寸法）S=1/10

A-2 登り梁接合金物

- ・登り梁接合はプレセッターSUとする。
- ・直交梁が登り梁より大きい場合、マニュアル記載の柱もたせの接合を参照する。
- ・勾配ごとの梁断面は図A-2. 1 参照とする。
- ・PS18-SU以外を使用する場合、設計者判断による。〔設〕
- ・ノーマル穴とダウン穴を使い分けることになるため、柱頭をホールダウンパイプ接合とする場合は、別途納まり検討とする。

0～1. 5寸

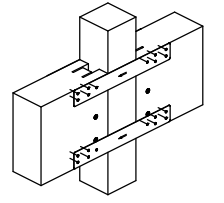


図A-2. 1 登り梁接合（PS-18SU／柱・直交梁勝ちの場合）S=1/15

A-3 梁受金物の引張耐力が不足する場合

A-3. 1 PS短ざく

- ・梁受金物の接合部引張耐力が不足する場合、PS短ざくを併用する。
- ・梁面側面の梁上端・下端につけることを原則とし、直交梁、梁段差、梁せい違いがある場合の納まりはマニュアル参照とする。

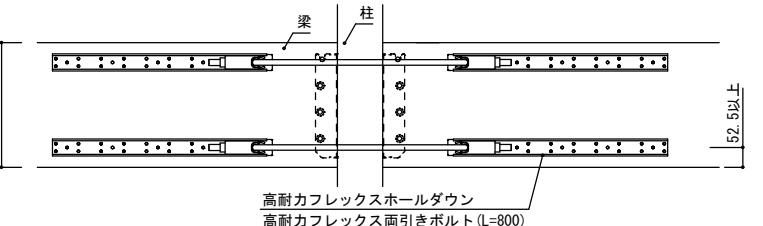


- ・継手方向の柱せいは120mmまでとする
- ・取付個数は4個を最大とする

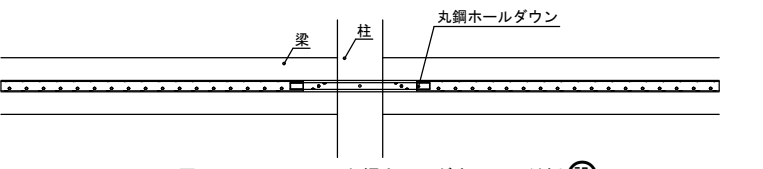
図A-3. 1. 1 PS短ざくによる補強

A-3. 2 ホールダウン金物梁使い

- ・左記以上に接合部耐力が不足する場合、高耐力フレックスホールダウンの2個使い、MPホールダウン、丸鋼ホールダウンにより引き抜き耐力を負担させる。



図A-3. 2. 1 ホールダウンの取付例 〔設〕S=1/20



図A-3. 2. 2 丸鋼ホールダウンの取付例 〔設〕S=1/20

機械設備工事特記仕様書

I 工事概要

1	工事名称	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事								
2	工事場所	狭山市広瀬2丁目2-13								
3	工期	契	約	日	から	令和	年	月	日	
4	現場施工期間	令和	年	月	日	から	令和	年	月	日
	現場施工期間は、施設管理者との調整により変更ことがある。									

建物概要

建物名称	構造	階数	延面積 (㎡)	消防法施行 令別表第一	備考
① 狭山市立広瀬保育所	R C造	1階	573.88	(6)ハ	
②					
③					
④					
⑤					

工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 工事種目	工事種別					屋外
	①	②	③	④	⑤	一式
● 空調設備	一式					
○ 換気設備						
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
○ 衛生器具設備						
○ 給水設備						
○ 排水設備						
○ 給湯設備						
○ 消火設備						
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						

指定部分 ※無 ・有 対象部分： 工期：令和 年 月 日

- 7 主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
- 1 専任期間の始期
請負契約締結の日から、○現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間 ・令和 年 月 日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 2 専任期間の終期
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
- 3 専任期間の中断
自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8 工事範囲 図示のとおり

9 機械設備工事概要 ○ 空調設備 空調機器工事一式

- 10 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

11 同時期発注の関連工事

- 建築工事 ○ 電気設備工事

II 工事仕様

1 共通仕様

- (1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
- (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を採用する。
- (3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2 特記仕様

- (1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- (2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と●印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
1	① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図面に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注者を記載した報告書を監督員に提出すること。使用機材等については、7Aを含有の有無を確認し、7Aを含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 ・置く ※置かない
	2 電気保安技術者	
	③ 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ○上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
	4 技能士の適用	・配管施工（配管工事） ・建築板金施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空調と機器施工（冷凍空調機器の据付）
	⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく（化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る））に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化水素イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね3ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
6	監督員事務所	本工事で ・設ける（規模） ※設けない
	7 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。
	8 工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	9 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが ※できる ・できない
	10 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ○本工事とする。
11	建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。
	12 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類） ・山砂の類
	13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に ・使用できる。 ※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、1購入あたり1検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
	14 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は ※本工事 ・別途）
	15 容量等の表示	(1) 引渡しを要するもの（ ） (2) 買取処分をするもの（ ） (3) 再生資源化を図るもの（ ・硬質塩化ビニル管 ・ ） (4) 特別管理産業廃棄物（ ） (5) 広域認定制度による処分（冷凍水発生機・冷却塔） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。 (1) 機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
16	配管	(1) 地中埋設配管（排水管を除く） 1) 地中埋設標（コンクリート製） ※要（図示の箇所） ・不要 2) 地中埋設板（キャッツアイ） ※要（舗装部の分岐、曲部） ・不要 3) 埋設表示テープ（2倍折込み） ※要 ・不要
	① 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平地震力K _h 及び設計用鉛直地震力K _v （K _h ／2）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。
		設計用水平地震力
		耐震安全性の分類
		設置場所
17	17-1 あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量100kgを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類別に1か所引張試験を実施すること。

18 防露保温工事

標準仕様書第2編によるほか下記による。

空気調和設備工事の保温の種別		
区分	施工箇所	保温種別
ドレン管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内、P S内及び空隙壁中	c2・(ロ)・Ⅶ
蒸気管	浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B・(イ)・Ⅱ
冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	天井内、P S内及び空隙壁中	C2・(ロ)・Ⅱ
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・(ロ)・Ⅱ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・(イ)・Ⅱ
温水管（膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・(イ)・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B・(ハ)・Ⅲ
	天井内、P S内及び空隙壁中	C1・(イ)・Ⅲ
温水管（膨張管を含む。）	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	D・(ハ)・Ⅲ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・(イ)・Ⅲ

- (注) 1. 冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
屋内露出部 ※保温化ヒルバー（※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製）
屋外露出部 ※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング ・SUSラッキング
・保温化ヒルバー（※樹脂製 ・亜鉛メッキ鋼板製 ・SUS製）
2. 施工種別Bの材料及び施工順序4、5に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
3. 機器類の保温材の種別は、（※グラスウール保温材 ・ロックウール保温材）とする。

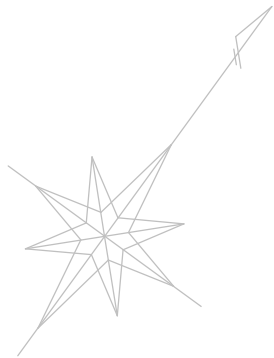
ダクトの保温の種別		
区分	施工箇所	保温種別
長方形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・(イ)・X1
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I・(イ)・X1
	屋内隠ぺい、D S内	I・(イ)・X1
円形ダクト	屋内露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	K3・(イ)・X1
	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・(イ)・X1
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・(イ)・X1
消音内貼り	屋内隠ぺい、D S内	N・(ロ)・X1
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	P3・(イ)・X1
	サブリイチャンバー	M・(ロ)・IX
給排水衛生設備工事の保温の種別	消音チャンバー・消音エルボ	L・(ロ)・VII

給排水衛生設備工事の保温の種別		
区分	施工箇所	保温種別
給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(ハ)・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・(ハ)・Ⅶ
	天井内	c2・(ロ)・Ⅶ
排水及び通気管	P S内及び空隙壁中	—
	床下、暗渠内（ビット内、共同溝を含む。）	c2・(ハ)・Ⅶ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(ハ)・Ⅶ
給湯管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・(イ)・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b・(イ)・Ⅰ
	天井内	c2・(ロ)・Ⅰ
給湯管	P S内及び空隙壁中	d・(ロ)・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・(イ)・Ⅰ

- (注) 1. 消火、排水及び通気管のうち見えかきり部は塗装を施す。
2. 排水管の管径が耐火二層管、耐火V Pの場合は、保温を要しない。
3. 施工種別bの材料及び施工順序3、4に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
4. 機器類の保温材の種別は、（※グラスウール ・ロックウール）とする。
5. 消火管屋外露出部保温仕様は、e3・(ハ) ・Ⅶとする。
6. 便所内露出SUS管及び流し内露出SUS管は保温を要しない。
7. 空調設備を要する便所（特別支援学校等）以外便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてF☆☆☆☆とする。
※屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚40mmの防露保温を行うこと。
・図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防露保温を行う。
・保温仕様は保温厚さ40mmとする。
・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。
下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
※機械室、書庫、倉庫 ・
下記の金属電線管は塗装を行う。
※屋外露出 ※多湿箇所 屋内露出（※見えかきり部 ・ ）
特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。
既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてX線撮影調査を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。

23 管の埋設深さ	(1) 公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 (2) 構内車両道路では、路盤材下面から管の上端まで600mmとする。 (3) その他の場所では、地表面（舗装する部分では路盤材下面）から管の上端まで300mmとする。
24 既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
25 絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※銅管と銅管及びこれに類する部分 ※銅管とステンレス管及びこれに類する部分 ※50A以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ ・全て絶縁フランジ
26 天井仕上げ区分	() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
27 他工事との取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
28 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
29 保険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中これを火災が保障対象になっている組立保険等にかつて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
30 配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
31 墜落制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない
32 誘導電動機	三相誘導電動機はJIS C 4213（IE3）トクトランナーモーターとする。
33 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン ※適用する ・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A3二つ折り製本4部とする。
⑬ その他	(1) 工事に伴い、必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。 (2) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 (3) 工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 (4) 工期中、月毎の工事履行報告書を翌月7日までに監督員に提出する。 (5) 資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。
1 共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
2 改修部分の足場	本工事で単独に必要な足場は、下記により設ける。 (1) 内部足場 ※ 脚立足場 ・枠組足場 ・ (2) 外部足場 A種（枠組足場） ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種 ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
3 既存部分養生・既存家具等養生	(1) 関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は(2)による。） (2) 本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート ・合板 ・
4 備品等の移動	・別途工事 ・本工事 ※接続配管等の取外し、接続は本工事
5 仮設間仕切り	(1) 関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は(2)による。） (2) 本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※A種 単管下地全面シート張り ・
6 撤去後機材の扱い	(1) 改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 (2) 撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
7 支持金物の再使用	(1) インサート金物 ・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 (2) 形鋼支持金物等 ・再使用できる ※新品
8 あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
9 フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊フロン回収 ・フロン再生後引き渡し ・未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
10 総合調整	・全体再調整 ※改修部及び影響部のみ調整
11 既設基礎部の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
12 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
13 その他	(1) 図面上の縮尺は、JIS A1版とした縮尺とする。 (2) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを

	(3) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														</
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----



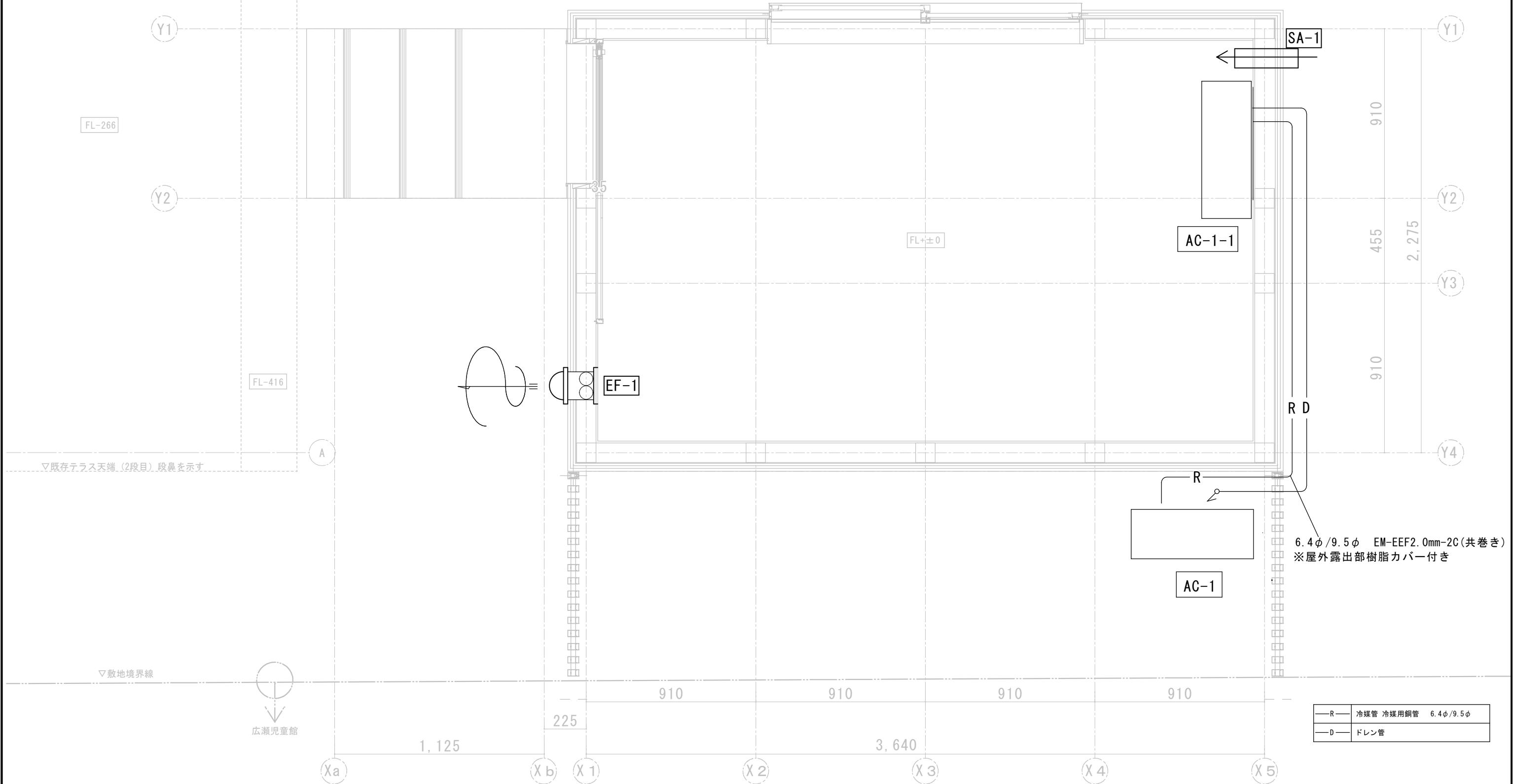
▽既存テラス天端（2段目）段鼻を示す

▽既存テラス天端（1段目）段鼻を示す

■機器表

	記号	名 称	仕 様	参 考 品 番
空 気 調 和 設 備	AC-1	壁掛けルームエアコン （室外機）	【室外機】冷暖房切替運転形 2.2kW/2.2kW（冷房能力/暖房能力） 屋外機据付用基礎共 【室内機】壁掛け型（1台）555W ワイヤレスリモコン その他付属品一式	R223ASS
	AC-1-1	壁掛けルームエアコン エアコン（室内機）	【電気】2φ 100V 定格消費電力：555W/435kW（冷房/暖房）	F223ATSSW（パネル：BCF403A-F）
	EF-1	パイプファン+埋込スイッチ パイプフード	換気風量：43m3/h、有効換気量：41.5m3/h、騒音21HZ	FY-08PDAE9D（パイプファン） FY-08PDAE9D（埋込スイッチ：FY-SV05W） FY-MFX043（パイプフード）
	SA-1	給気口 ベンドキャップ	Φ100	KS-V2ORAS

換気量計算（建築基準法施行令第20条の7第1項第二号）
n=V/Ah=2.01回
n：1時間当たりの換気回数
V：有効換気量：41.5 m3/h
A：居室の床面積：8.281 m2
h：居室の天井高さ：2.5 m



電気設備工事特記仕様書

1 工事概要

1. 1 工事名 狭山市立広瀬保育所相談室増設工事

1. 2 工事場所 狭山市広瀬2丁目2番13号

1. 3 工期 契約日から令和年月日まで

現場施工期間 令和年月日から令和年月日まで

現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

1. 4 工事科目 (○印の付いたものを適用する)

○ 電灯設備

・ 動力設備

・ 熱電設備

・ 雷保護設備

・ 受変電設備

・ 電力貯蔵設備

・ 発電設備

○ 構内情報通信網設備

・ 構内交換設備

・ 情報表示設備

・ 映像・音響設備

・ 拡声設備 (非常放送設備)

・ 誘導支援・呼出し設備

・ テレビ共同受信設備

・ テレビ電波障害防除設備

・ 監視カメラ設備

・ 駐車場管制設備

・ 防犯・入退室管理設備

・ 自動火災報知設備

・ 自動閉鎖設備

・ ガス漏れ火災警報設備

・ 電話配管設備

・ 中央監視制御設備

・ 医療関係設備

・ 昇降機設備

1. 5 指定部分 ○ 無 ・有 (工期:令和 年 月 日)

1. 6 主任技術者又は監理技術者の専任期間 (建設業法により必要になった場合)

1 専任期間の始期 請負契約締結の日から、(○)現場施工に着手するまで (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで)の期間 ・令和 年 月 日までの期間) については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

2 専任期間の終期 工事完成後、検査が終了し (発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。)、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

3 専任期間の中断 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

1. 7 建物概要

木造 地上1階建て 保育所 相談室

1. 8 工事概要

・ 電灯設備工事一式、構内情報通信網設備工事一式

1. 9 同時期発注の関連工事 ○ 建築工事 ○ 機械設備工事

2 工事仕様

2. 1 共通仕様

(1) この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書 (以下「特別共通仕様書」という。)、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編)、公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (以下「標準仕様書等」という。)) 及び監督員の指示に従い施工する。

なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。

(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。

(3) 法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2. 2 特記仕様 (特記事項の選択項目は、○印の付いたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。○印と※印の付いた場合は、共に適用する。)

項 目	特 記 事 項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図面に規定するもの又はこれと同等のものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律 (S 6 第 3 第 9 1 号) に定める行政機関の休日以外。 ○上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③ 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。
5 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
⑥ 監督員事務所	本工事で ・設ける (規模) ※設けない
⑦ 保 険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中これを火災が保障対象になっている組合立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8 再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9 建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※ 適用する (契約金額による) ・ 適用しない
⑩ 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・ 適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表 (名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等) を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A 3 2 折つ折製本 4 部とする。
1 1 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 (構外搬出処理費は、※本工事 ・別述) (1) 引渡しを要するもの () (2) 買取処分をするもの (銅屑・鉄屑) (3) 再生資源化を図るもの (蛍光管) 蛍光管等は再生資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 (4) 特別管理産業廃棄物 () ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

⑫ 金属電線管の塗装

⑬ 鍵

1 4 地中電線路

露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。
また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。
ただし、見えかかり部の塗装については監督員の指示による。
壁等の鍵は、既存壁及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。

(1) 管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。

敷き均し土	管 種 別
良質土	硬質ビニル電線管 (V E) 耐衝撃性強化ビニル管 (H I V E) 波付硬質合成樹脂管 (F E P) ポリエチレン被覆鋼管 (P L P)

(2) 地中電線路には、ケーブル埋設機及び保護シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の保護シートは図面特記による。

(3) 地中電線路の敷設は管方式とし、埋設深さは地表面 (舗装する部分では路盤材下面) から配管の上端まで原則、6 0 0 mm とする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。

ハンドホール、ブルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。

⑮ 回路の種別行先の表示

⑯ 電線の接続

⑰ 電線管の接続

⑱ 接地工事

1 9 建設発生の処理

2 0 再生砂・再生砕石再生アスコン使用

2 1 耐震施工

湿気が多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。
上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。

屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。

漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路の D 種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色・緑又は緑・青帯で区別する。

埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。
・構外搬出適切処理する。

再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に ・使用できる。 ※使用できない。
再生砂使用に先立ち、1 購入あたり 1 接体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。

設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針 2 0 1 4 年版」 (独立行政法人建築研究所監修) を参考とする。
なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
(1) 設計用水平地震力
機器の重量 [k g f] に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階	機 器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5
屋上及び塔屋	水 槽 類 (※ 1)	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0
	機 器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
中間階	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0
	水 槽 類 (※ 1)	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
地下・1 階	機 器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6
	水 槽 類 (※ 1)	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6

【備 考】 (※ 1) : 水槽類には、オイルタンク等を含む。
重要機器
・配電盤 ・発電装置 (防災用) ・直流電源装置 ・交流無停電電源装置
・交換機 ・火災報知器受信機 ・中央監視装置 ・太陽光発電装置
上層階の定義は次による。
2 ～ 6 階建の場合は最上階、7 ～ 9 階建の場合は上層 2 階、1 0 ～ 1 2 階建の場合は上層 3 階、1 3 階建以上の場合は上層 4 階とする。
(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の 1 / 2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。

⑳ あと施工アンカー

機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
重量 1 0 0 k g を超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。
施工は、(一社) 日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。
金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。
接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。
(原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。)
あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に 1 か所引張試験を実施すること。

㉑ はつり及びあと施工アンカー打設

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所について走査式調査を実施すること。
電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。

2 4 改修部分の足場

本工事で単独に必要な足場は、下記より設ける。
(1) 内部足場 ※ 脚立足場
(2) 外部足場 ※ A 種 (枠組足場) ・B 種 ・C 種 ・D 種 ・E 種 ・F 種
※足場を設ける場合は、「『手すり先行工法等に関するガイドライン』について」 (厚生労働省基発第 0 4 2 0 0 1 号平成 2 1 年 4 月 2 4 日) の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立・解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の 2 の (2) 手すり据置方式又は (3) 手すり先行専用足場方式により行うものとする。

2 5 墜落制止用器具 (フルハーネス型)

※使用を要する 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (平成 3 0 年 6 月 2 2 日付け基発 0 6 2 2 第 2 号) による
・使用を要しない

⑫ アスベスト事前調査結果の報告

⑬ その他

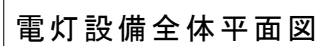
全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。

(1) 施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。
(2) 本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。
(3) 本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。
(4) 特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。
(5) 改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。
(6) 受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。
(7) 本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。
(8) 特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。
(9) 工事に伴い、必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。
(1 0) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。
(1 1) 工期中、翌月の月間工程表を前月の 20 日までに監督員に提出する。
(1 2) 工期中、月毎の工事履行報告書を翌月 7 日までに監督員に提出する。
(1 3) 資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。

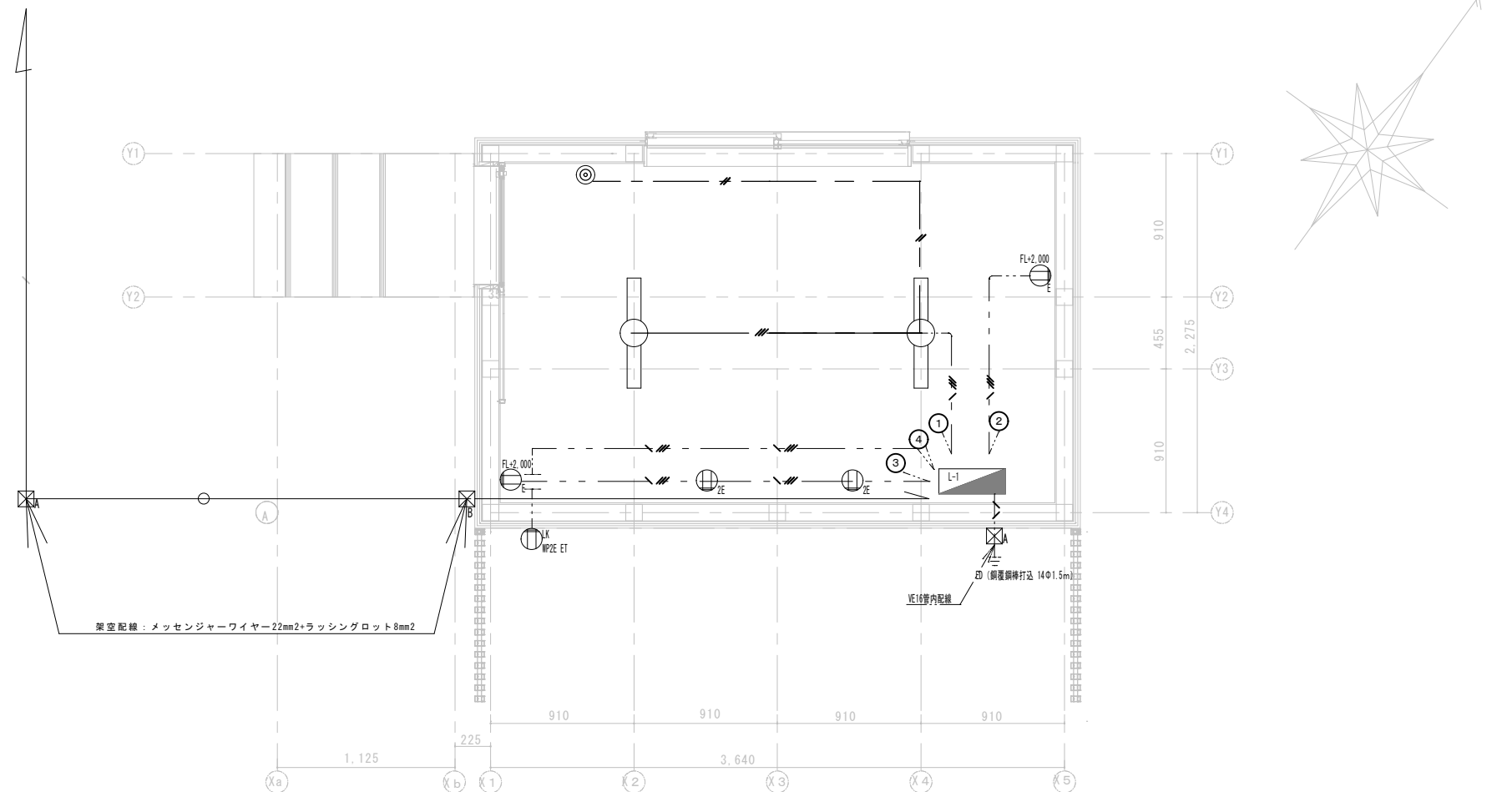
⑮ 工事別一般事項 (特記事項選択項目は、○印の付いたものを適用する)

項 目	特 記 事 項
① 電灯設備	(1) 配線器具 スイッチ・壁付コンセント (2 P 1 5 A) は連用形とする。なお、2 ロコンセントは様式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 (2) 照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 (3) 照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定を J I S C 7 6 1 2 「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 (4) 分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 (5) 継接 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが 1 0 mm 程度以上離れる場合は継棒を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間に離れないように施工した場合は、継棒を必要としない。 (6) 位置ボックスの省略 ケーブルころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
2 動力設備	(1) 動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は 1 負荷につき U ・ V ・ W ・ E の 4 P を原則とする。 (2) 電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3 雷保護設備	受雷部突針は L R 1 とする。
4 受変電設備	高圧引込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 (端末処理 ・耐塩用 ・一般用) 交流 3 相 3 線式 6 . 6 k V 5 0 H z 定格電圧 7 . 2 k V 定格電流 A 受電電圧 柱上高圧気中 負荷開閉器 (P A S) 主遮断装置 変圧器設備容量 定格電圧 k V 定格遮断電流 k A 動力用 k V A × 台 電灯用 k V A × 台 高圧進相コンデンサ k V a r × 台 直列リアクトル ・ 6 % ・ 1 3 % k V a r × 台
⑤ 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6 電力貯蔵設備	・直流電源装置 ・交流無停電電源装置 ・ (概要)
7 発電設備	・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 (L P G) ・ガスタービン発電装置 ・マイクロガスタービン発電装置 ・燃料電池発電装置 ・熱供給 (コージェネレーション) 発電装置 ・太陽光発電装置 ・風力発電装置 ・ (概要)

項 目	特 記 事 項																																																						
8 構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。																																																						
⑨ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備 (非常放送設備)	(1) 所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 (2) 総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 (3) ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。																																																						
1 0 昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。																																																						
2. 4 取付高さ 壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。	<table><thead><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">測 点</th><th colspan="2">取付高さ (mm)</th></tr><tr><th>一 般</th><th>県営住宅</th></tr></thead><tbody><tr><td>スイッチ (一般)</td><td>床下～中心</td><td>1, 3 0 0</td><td>1, 2 0 0</td></tr><tr><td>" (身体障害者用)</td><td>"</td><td>1, 1 0 0</td><td>1, 0 0 0</td></tr><tr><td>" (人感センサー切換用)</td><td>"</td><td>2, 0 0 0</td><td>2, 0 0 0</td></tr><tr><td>コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット (一般)</td><td>"</td><td>3 0 0</td><td>4 0 0</td></tr><tr><td>" (和室)</td><td>"</td><td>1 5 0</td><td>2 0 0</td></tr><tr><td>" (台)</td><td>台上～中心</td><td>1 5 0</td><td>5 0 0</td></tr><tr><td>防水型コンセント</td><td>床下～中心</td><td>5 0 0</td><td>5 0 0</td></tr><tr><td>分電盤、制御盤、開閉器箱</td><td>"</td><td>(上層 1, 9 0 0 以下) 1, 5 0 0</td><td>(上層 1, 9 0 0 以下) 1, 5 0 0</td></tr><tr><td>呼出ボタン (身体障害者用)</td><td>"</td><td>9 0 0</td><td>9 0 0</td></tr><tr><td>復帰ボタン (")</td><td>"</td><td>1, 8 0 0</td><td>1, 8 0 0</td></tr><tr><td>廊下表示灯 (")</td><td>"</td><td>2, 0 0 0</td><td>2, 0 0 0</td></tr><tr><td>端子盤</td><td>"</td><td>(上層 1, 9 0 0 以下) 1, 5 0 0</td><td>2, 0 0 0</td></tr></tbody></table>	名 称	測 点	取付高さ (mm)		一 般	県営住宅	スイッチ (一般)	床下～中心	1, 3 0 0	1, 2 0 0	" (身体障害者用)	"	1, 1 0 0	1, 0 0 0	" (人感センサー切換用)	"	2, 0 0 0	2, 0 0 0	コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット (一般)	"	3 0 0	4 0 0	" (和室)	"	1 5 0	2 0 0	" (台)	台上～中心	1 5 0	5 0 0	防水型コンセント	床下～中心	5 0 0	5 0 0	分電盤、制御盤、開閉器箱	"	(上層 1, 9 0 0 以下) 1, 5 0 0	(上層 1, 9 0 0 以下) 1, 5 0 0	呼出ボタン (身体障害者用)	"	9 0 0	9 0 0	復帰ボタン (")	"	1, 8 0 0	1, 8 0 0	廊下表示灯 (")	"	2, 0 0 0	2, 0 0 0	端子盤	"	(上層 1, 9 0 0 以下) 1, 5 0 0	2, 0 0 0
名 称	測 点			取付高さ (mm)																																																			
		一 般	県営住宅																																																				
スイッチ (一般)	床下～中心	1, 3 0 0	1, 2 0 0																																																				
" (身体障害者用)	"	1, 1 0 0	1, 0 0 0																																																				
" (人感センサー切換用)	"	2, 0 0 0	2, 0 0 0																																																				
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット (一般)	"	3 0 0	4 0 0																																																				
" (和室)	"	1 5 0	2 0 0																																																				
" (台)	台上～中心	1 5 0	5 0 0																																																				
防水型コンセント	床下～中心	5 0 0	5 0 0																																																				
分電盤、制御盤、開閉器箱	"	(上層 1, 9 0 0 以下) 1, 5 0 0	(上層 1, 9 0 0 以下) 1, 5 0 0																																																				
呼出ボタン (身体障害者用)	"	9 0 0	9 0 0																																																				
復帰ボタン (")	"	1, 8 0 0	1, 8 0 0																																																				
廊下表示灯 (")	"	2, 0 0 0	2, 0 0 0																																																				
端子盤	"	(上層 1, 9 0 0 以下) 1, 5 0 0	2, 0 0 0																																																				
3 その他	3. 1 他工事との取合区分 発注図又は工事区分表による。 3. 2 図面上の縮尺 図面上の縮尺は、J I S A 1 版として縮尺とする。 3. 3 疑義 本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。																																																						



電灯設備全体平面図参照



凡例
図示実線の器具・配管配線は新設とする。

- EM-CET14sq (1Φ3W 架空配線 (メッセンジャーワイヤー22mm2+ラッシングロープ8mm2))
- EM-CET14sq (1Φ3W 天井内こがし)
- EM-CET14sq (1Φ3W 628管内)
- EM-EEF1.6-20 天井内こがし
- EM-EEF1.6-30 天井内こがし
- EM-EEF2.0-30 天井内こがし
- EM-IE2.0-10 (VE16管内)
- 直付天井灯 LSS9-4-48-LN 相当
- コンセント2P15A×1 接地極付 (セキスイハイム付)
- コンセント2P×15A×2 (接地極×2付 一体型)
- コンセント (防雨形) 2P15A (抜止め 接地極×2 接地端子付)
- タンブラスイッチ 1P15A×1 PL×1

A LED

消費電力:17.1W
光 束:2,500lm

(参考型番)LEKT423253M-LS9 相当

新設電灯盤
屋内壁掛型
参考型番 BDN365

照明	34.2VA	100V	①
コンセント	450VA	100V	③
予備		100V	

1φ3W 100V/200V 50Hz 50AF/30AT

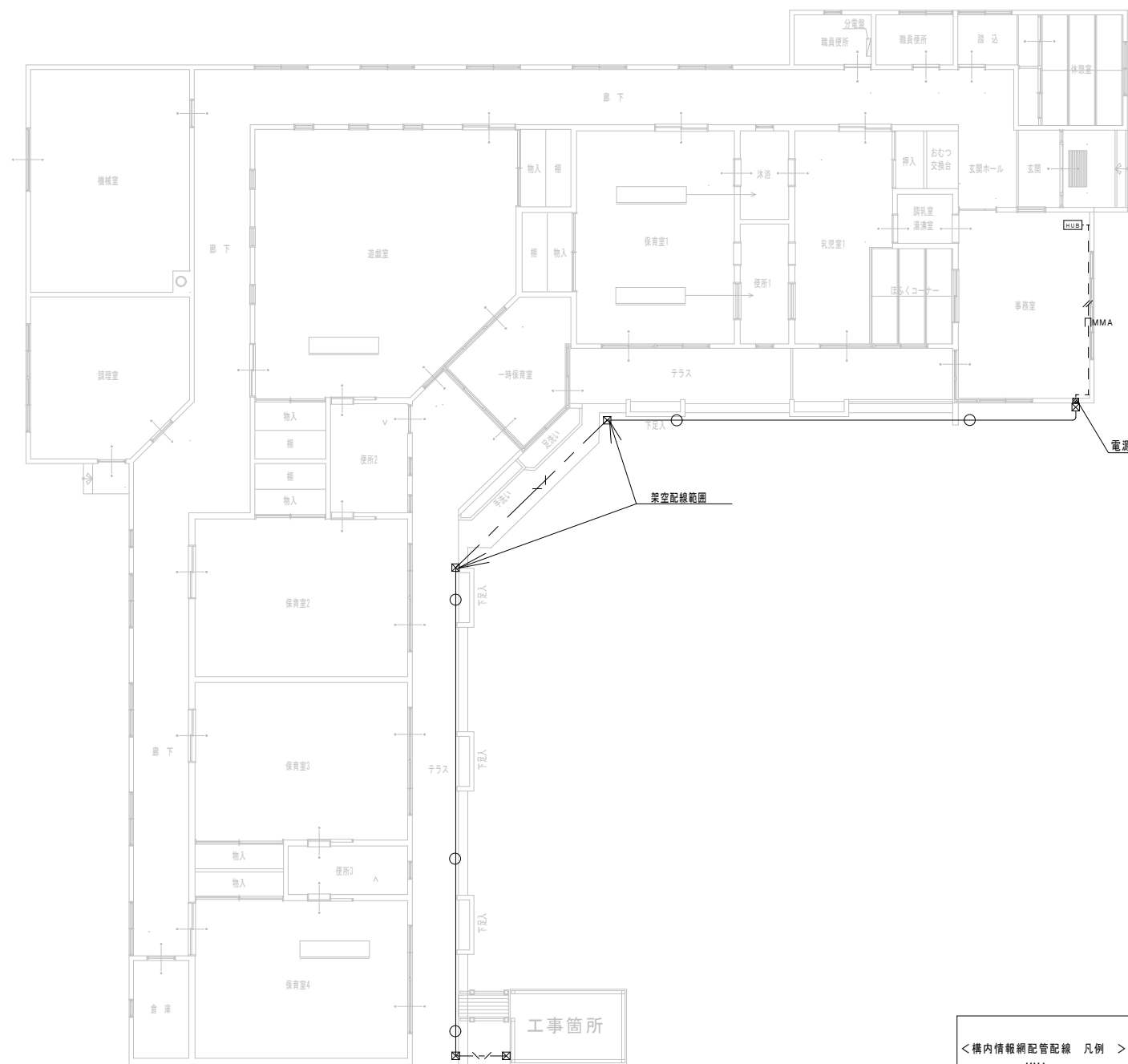
L1、N、L2

ELB

3P2E

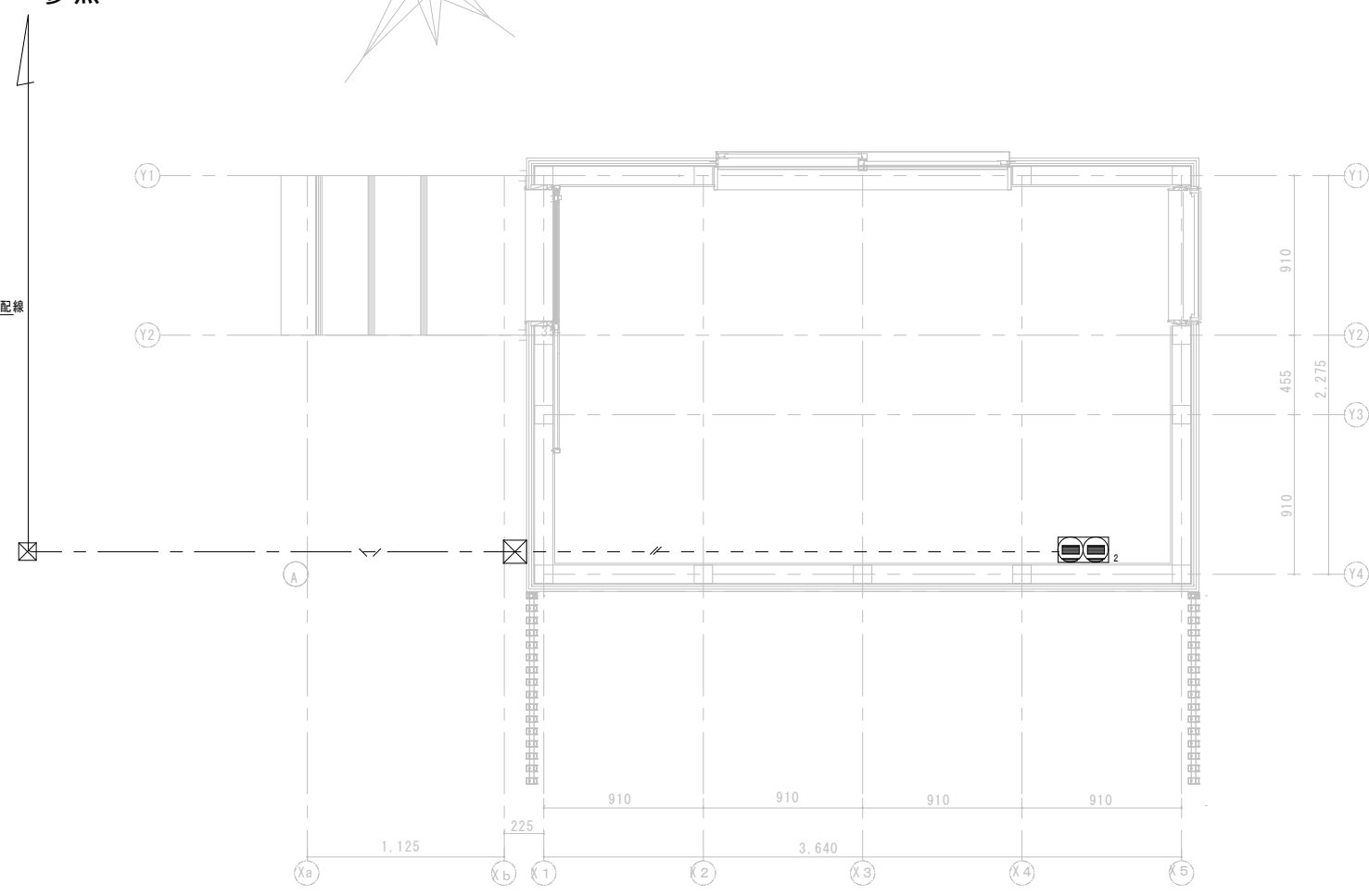
②	100V	1,220VA	空調機
④	100V	150VA	予備
	100V		予備

合計負荷容量 1854.2VA



情報通信網設備全体平面図

情報通信網設備全体平面図
参照



情報通信網設備平面図

< 構内情報網配管配線 凡例 >

- MMA — EM-UTP-CAT6×2 (1種金属線び保護)
- // — EM-UTP-CAT6×2 (天井内・壁内こがし)
- ○ — EM-UTP-CAT6×2 (628管内配線)
- / — EM-UTP-CAT6×2 (架空 金属製可とう電線管、電源工事メセン・ワイヤに共巻)
- ☒ ブルボックス200×200×200
- SS形 (水切り防水型)

凡 例	
記 号	仕 様
	既存情報機器
	情報用アウトレット (金属製) モジュラージャック (RJ45) × 2